



国際ロータリー第2650地区

2024-25年度

# 財団補助金申請ハンドブック

地区ロータリー財団委員会

(2024年1月発行)



目次

第1章	ロータリー財団	1
1.	ロータリー財団とは	1
2.	ロータリー財団の使命	1
3.	ロータリー財団のビジョン声明	1
4.	財団資金の管理	1
5.	ロータリー財団モデル	2
第2章	シェアシステムによる財団資金の活用	3
1.	シェアシステム	3
	●RID2650・DDFの活用情報	4
第3章	ロータリー財団の補助金	5
1.	財団補助金の種類	5
2.	財団補助金の概要	5
3.	財団補助金の選び方	6
4.	クラブの資格認定	7
	●クラブの参加資格認定：覚書（MOU）	8
第4章	地区補助金	11
1.	地区補助金申請要項	11
2.	地区補助金の審査	11
3.	地区補助金申請スケジュール	11
4.	地区補助金の留意点	11
5.	地区補助金申請の要件（ロータリー財団）	12
6.	地区補助金申請の要件（第2650地区）	13
7.	地区補助金申請書および添付書類について	15
8.	ロータリー財団の承認・第2650地区の承認	15
9.	地区補助金口座	15
10.	クラブ限度額の算出方法について	16
	●RID2650・クラブ年次寄付実績（一人当り）と地区補助金の人道的事業補助金の限度額	18
	●ロータリー財団地区補助金申請書【人道的奉仕事業】（記入注意点含む）	19
	●ロータリー財団地区補助金申請書【奨学金申請用】	23
	●ロータリー財団地区補助金申請 予算見積り依頼先選考理由報告書	25
11.	地区補助金活動や予算の変更	26
12.	地区補助金委員会の対応について	26
	●2023-24年度・地区補助金委員会 担当クラブ一覧	27
13.	地区補助金の最終報告書（地区財団資金管理委員会）	29
	●ロータリー財団地区補助金報告書／財務報告書兼収支明細書（チェックリスト含む）	31
	●ロータリー財団地区補助金報告書【奨学金事業用】	32
	●2024-25年度地区補助金の流れ	33
	●2023-24年度地区補助金運用状況	34

第5章	グローバル補助金	42
1.	活動の種類	42
2.	申請書の提出にあたってのヒント	42
3.	モニタリングと評価	43
4.	重点分野の基本方針	45
5.	事業予算規模と第2650地区のDDF申請基準	49
6.	グローバル補助金の申請時期と必要書類	49
7.	グローバル補助金の申請手順	50
8.	グローバル補助金の支払	50
	●寄付送金明細書	
9.	グローバル補助金の報告要件	53
	●RID2650 地区財団活動資金申請書【人道的奉仕・職業研修（VTT）事業】	54
	●RID2650 2021-22年度グローバル補助金事業状況	55
	●RID2650 2022-23年度グローバル補助金事業状況	56
第6章	ロータリー財団奨学金	57
1.	グローバル補助金による奨学金	57
	●RID2650 2024-25年度ロータリー財団グローバル補助金奨学生募集要項	57
	●RID2650 グローバル補助金奨学金応募申込書	61
	●RID2650 地区財団活動資金申請書【奨学金】	63
第7章	ロータリー平和フェロシップ	65
1.	2つのプログラムの違い	65
2.	申請資格と選考基準	65
第8章	資料	68
1.	地区への提出（覚書・申込・申請・報告書）書類	68
2.	RIの資料	68
	1) ロータリー財団 地区補助金授与と受諾の条件（2023年3月版）	69
	2) ロータリー財団 グローバル補助金授与と受諾の条件（2023年3月版）	79
	3) ローターアクトによるロータリー補助金の利用	96
	4) ロータリー災害救援補助金授与と受諾の条件	101
3.	財団の用語集（英略語）	109

# 第1章 ロータリー財団

## 1. ロータリー財団とは

ロータリー財団は、「国際ロータリーのロータリー財団」The Rotary Foundation of Rotary Internationalというのが正式名称です。国際ロータリーのロータリー財団は、1917年に基金として発足し、1928年国際大会でロータリー財団と名づけられました。1931年に信託組織となり、1983年に米国イリノイ州の法令の下に非営利財団法人となりました。ロータリー財団は、財団の法人設立定款と細則に従って、ロータリー財団管理委員会が慈善的、教育的目的のためにのみ運営するものと規定されています。(国際ロータリーのロータリー財団細則)

ロータリー財団は米国イリノイ州の非営利法人国際ロータリーのみを唯一の構成員とした法人です。もちろん国際ロータリーとロータリー財団は独立した法人ですが、理念上も、実際上も、ひとつのロータリーとして機能しています。ひとつのロータリーとして一致団結することで、ロータリーは使命を果たすための強い土台を築いています。

ロータリー会員は会費を通じて国際ロータリーを支援し、寄付を通じてロータリー財団を支援しています。つまり、ロータリー財団はロータリーの使命を達成するための手段なのです。

## 2. ロータリー財団の使命

ロータリー財団は、ロータリアンが、人々の健康状態を改善し、質の高い教育を提供し、環境保全に取り組み、貧困をなくすことを通じて、世界理解、親善、平和を構築できるように支援することである。(ロータリー財団章典10.020. 2020年6月管理委員会会合 決定131号)

## 3. ロータリー財団のビジョン声明

私たちは、世界で、地域社会で、そして自分自身の中で、持続可能な良い変化を生むために、人びとが手を取り合って行動する世界を目指しています。

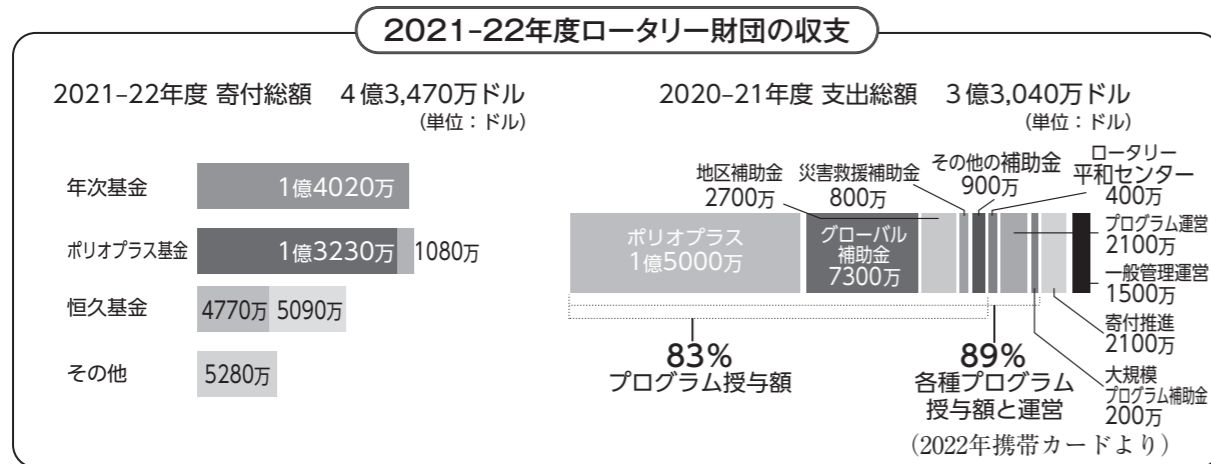
(ロータリー財団章典10.030. 2017年9月管理委員会会合、決定12号)

## 4. 財団資金の管理

ロータリー財団管理委員会は、世界中のロータリアンやほかの支援者から受け取った資金が、ロータリアンの懸命な努力と献身的な支援による自発的寄付であると認識しています。ロータリアンは、寄付金が本来の目的のために有効に利用されることを確信し、理解したうえで、ロータリー財団に委ねたのです。従って、管理委員会は、これらの資金の管理責任者として、ロータリー財団の補助金とプログラムに関連のある活動において適正な財務運営が行われることの重要性を強調しています。資金が目的に沿って効果的に使われるようにするために、管理委員会は、プロジェクトの実施に携わる地区、クラブ、ロータリアンの誠実さに頼っております。不正を認識した場合は、速やかに調査し、適切な処置を講じます。

資金の適切な管理のため、地区は、ロータリーの補助金を受領する前に、参加資格認定の手続を完了しなければなりません。参加資格認定に関する詳細は、地区の覚書(MOU)およびクラブの覚書(MOU)を参照してください。

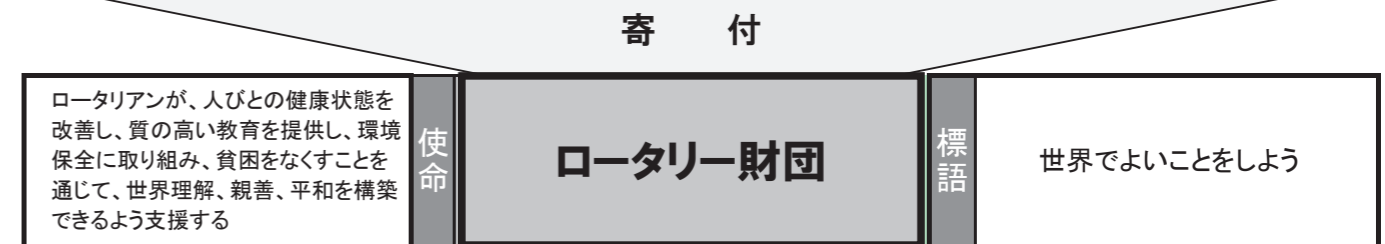
- 1) ロータリー財団への寄付：年次基金・ポリオプラス基金・恒久基金およびその他の基金
- 2) ロータリー財団の支出：財団プログラム



# ロータリー財団モデル

ロータリー財団は、皆様の「寄付」を資金とし、皆様の「プログラム参加」によって地元及び国際社会に貢献しています。

その他	遺贈友の会(1万ドル以上の遺贈) ロータリー平和センター冠名基金(50,000ドル以上) 冠名基金(25,000ドル以上) レガシー・ソサエティ(100万ドル以上:4つのレベル)	重点分野を指定することも可 (ただし、その寄付はフェアの対象にはなりません)	冠名指定寄付 (15,000ドル以上、グローバル補助金のWF使用指定が出来る) (30,000ドル以上、重点分野と地区を指定出来る)
認	アーチ・クラフ・ソサエティ 【累計25万ドル以上・3つのレベル】		
証	大口寄付者(メジャードナー) 【累計10,000ドル以上・レベル1~4】		
種類	ベネファクター【1,000ドル以上】	ポール・ハリス・ソサエティ【毎年1,000ドル】	ポリオプラス・ソサエティ【毎年100ドル】
	恒久基金	年次基金	その他の基金寄付



グローバル補助金	地区補助金	ロータリー平和センター	ポリオ・プラス
2カ国以上のクラブ・地区が7つの重点分野に関するプロジェクトを協同提唱し、立案実施する国際プロジェクトに授与される。	地区やクラブの裁量で、地元社会や海外で実施する人道的、教育的、社会的な多種多様な奉仕事業に使用することができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>紛争解決と平和に関する国際問題について研究するためのフェロシップである。(奨学金)</li> <li>ロータリー平和フェローとは、将来、政府・民間企業・教育・報道機関・その他の職業分野において指導者となる可能性をもつ人々のことである。</li> <li>ロータリー平和フェローは、ロータリー平和センターで修士課程において学びます。(期間は15ヶ月、16ヶ月、21ヶ月、22ヶ月、24ヶ月の各コースがある。)</li> <li>平和、親善、紛争の原因と世界理解の問題に関する研究、指導、出版および知識の増進を図る目的を持つ。</li> </ul>	<p><b>ポリオ・プラス</b></p> <p>ポリオと共にハシカ、ジフテリア、結核、百日咳、破傷風の5つをプラスして同時追放を目的とする</p> <p>-----</p> <p>ウイルスの伝播を阻止するためのワクチンを世界中の児童に予防接種しようというプログラム。</p> <p>-----</p> <p>ポリオの世界的根絶の証明を国際ロータリーの最優先事項としています</p> <p><b>ポリオ・プラス・パートナー</b></p> <p>ポリオ発生地域で活動するロータリアンを援助し、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 全国予防接種日のための地域社会動員、</li> <li>② ポリオ・ウイルス免疫所への援助、</li> <li>③ ポリオ担当役員・疫病専門医への援助活動</li> </ol> <p>の三つのニーズに目標をおき、ポリオ根絶に必要な用具や補給品の費用やその他活動費用等を支援することを目的としている。</p>
ロータリーのある国でのみ事業実施可	ロータリーのある国でもない国でも可		
補助金の下限15,000ドル~上限200,000ドル(10万ドル以上は管理委員会の承認が必要) DDFに対しては1:0.8の補助金(WF)が交付される。	DDFの50%以内で、地区が一括して財団に申請する。  〔申請時に、個別プロジェクトのスペンディングプランを提出すること〕		
事業規模30,000ドル以上が対象	一個別プロジェクト当りの補助額は地区の裁量		
事業例	奨学金 〔海外留学でも国内でも可〕 職業研修チーム	奨学金 〔海外留学でも国内でも可〕 職業研修チーム	
重点分野	人道的プロジェクト 平和構築と紛争予防 疾病予防と治療 水と衛生 母子の健康 基本的教育と識字率向上 地域社会の経済発展 環境	人道的プロジェクト 海外での奉仕事業 災害復興支援 その他、社会的ニーズの強い奉仕事業	
地区・クラブは補助金参加資格を要す	財団は地区に対して監査を行う事が出来る  地区はクラブに対して監査を行う事が出来る	地区は地区に対して監査を行う事が出来る	



## 第2章 シェアシステムによる財団資金の活用

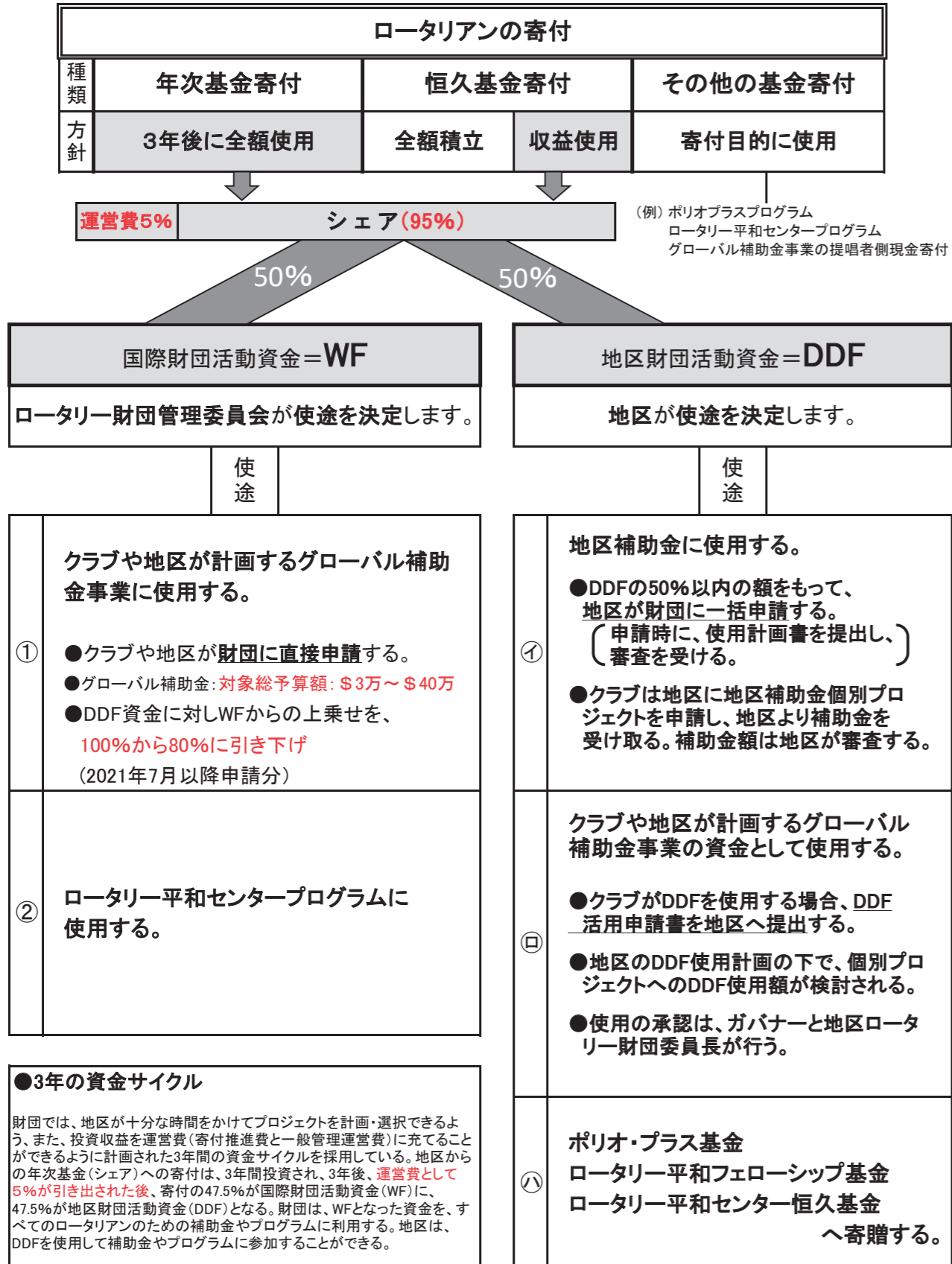
## RID2650・DDFの活用情報

(2024年1月現在)

※ 赤字・青字は未確定

### 1. シェアシステム

- 年次基金寄付は、3年後に国際財団活動資金(WF)と地区財団活動資金(DDF)に、  
運営費として5%が引き出されたあとで、WFとDDFに均等に二分されることとなります。  
(2021年7月以降)
- 恒久基金寄付は、収益のみがシェアに基づき配分されます。



### ◎ DDF收支一覧表

(単位:ドル)

收支内訳		2021-22年度	2022-23年度	2023-24年度
収入	シェア額	587,722.18	587,475.99	564,504.47 (暫定)
	繰越額	277,811.96	349,275.08	453,930.09
	DDF返還額		21,865.02	0.00
	合計	865,534.14	958,616.09	1,018,434.56
支出	地区補助金	291,372.00	288,082.00	286,916.00
	グローバル補助金	139,887.00	103,604.00	300,000.00 (予定)
	寄贈	85,000.00	113,000.00	109,400.00 (予定)
	合計	516,259.00	504,686.00	696,316.00 (見込み)
残額		349,275.14	453,930.09	322,118.56 (見込み)

### ◎ 補助金内訳

地区補助金	年度	DG番号	DDF使用額 ドル	個別プロジェクト数(件)			交付金額(ドル)			個別プロジェクト報告書提出状況
				地区	クラブ	計	地区	クラブ	計	
	2021-22年度	2222699	291,372	0	68	68	0	291,372	291,372	3RCより返金あり 3RCが次年度へ延期
	2022-23年度	2335687	288,082	0	67	67	0	288,082	288,082	4RCより返金あり
	2023-24年度	2447049	286,916	0	79	79	0	286,916	286,916	
	合計		866,370	0	214	214	0	866,370	866,370	

グローバル補助金	GG番号	PY	DDF使用額 ドル	援助国側	実施国	重点分野	種別	status
	2125374	21-22	25,000	奈良	ドミニカ共和国	疾病予防と治療	人道的	21-22承認 paid
	2236379	21-22	32,137	桜井	デンマーク	環境	奨学金	21-22承認 paid
	2237400	21-22	23,000	京都西	英国	基本的教育と識字率向上	奨学金	21-22承認 paid
	2238853	22-23	42,816	京都南	米国	疾病予防と治療	奨学金	22-23承認 paid
	2346264	22-23	36,749	京都洛北	米国	疾病予防と治療	奨学金	22-23承認 paid
	2348228	22-23	19,039	桜井	英国	基本的教育と識字率向上	奨学金	22-23承認 paid
	2238024	22-23	5,000	京都洛東	台湾	環境	人道的	22-23承認 paid
	2351372	23-24	25,423	京都南	英国	母子の健康	奨学金	23-24承認
	2344007	23-24	16,000	2650地区 3350+5170	ベトナム	水と衛生	人道的	23-24承認
2023 (中間)	合計	21-22	139,887	( paid )	7カ国	6分野		
		22-23	103,604	( paid )				
		23-24	41,423	( 承認 )				

### ◎ 寄贈内訳

(単位:ドル)

寄贈	年度	ポリオプラス	ロータリー平和プログラム (冠名基金)	その他	合計
		2021-22年度	35,000.00	25,000.00	
2022-23年度	88,000.00	25,000.00	0.00	113,000.00	
2023-24年度 (予定)	84,400.00	25,000.00	0.00	109,400.00	
	計	207,400.00	75,000.00	25,000.00	307,400.00

### 第3章 ロータリー財団の補助金

#### 1. 財団補助金の種類

ロータリー財団の補助金は、以下の2つです。

1. 地区補助金 (DG = District Grants)
2. グローバル補助金 (GG = Global Grants)

#### 2. 財団補助金の概要

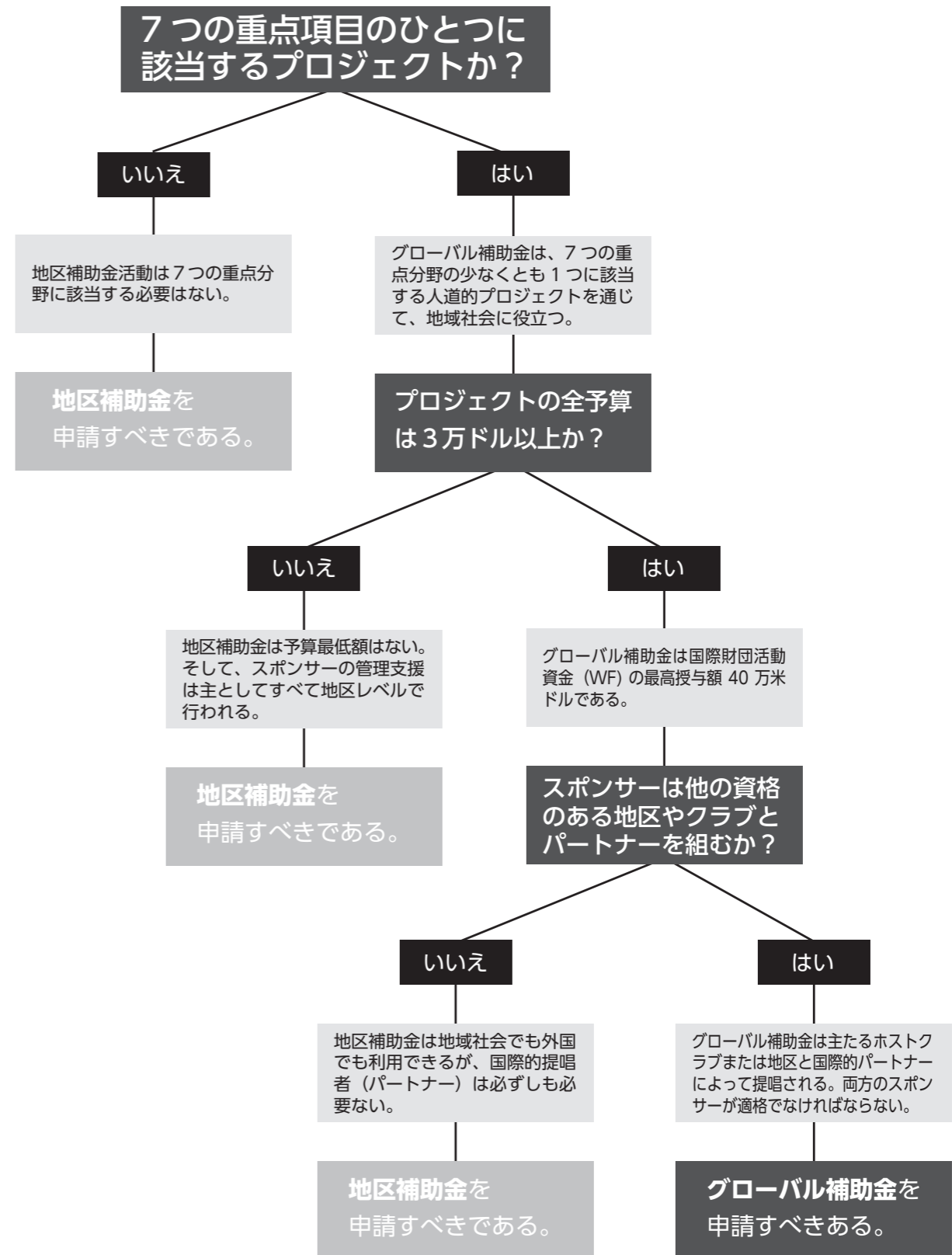
<b>地区補助金</b> . . . . .
地元や海外で行う小規模で短期（1年以内に終了）の活動に活用する補助金です。 この補助金は地区が管理・配分しますので、クラブは地区の申請要件に従わなければなりません。

<b>グローバル補助金</b> . . .
以下に該当する大規模な活動（3万ドル以上）に活用する補助金です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 7つの重点分野のいずれかに該当すること</li> <li>• 活動が実施される国のクラブまたは地区と、それ以外の国のクラブまたは地区がパートナーとなって提唱する</li> <li>• 実施地の人々が特定したニーズを満たす</li> <li>• 地域社会調査が立案段階に人道的プロジェクトまたは職業研修チームのために2018年7月1日より加わり、申請時にその結果を添付しなければならない。</li> <li>• 実施地の人々が積極的に参加する</li> <li>• ロータリーの活動が終了しても、実施地の人々が自力で取り組んでいくことができる（成果が持続する）</li> <li>• 測定可能な成果をもたらす</li> </ul>

#### 3. 財団補助金の選び方

### プロジェクトの補助金のタイプを決定する

地区/クラブは人道的プロジェクトに関心があります。次の質問は、ロータリアンのスポンサー（援助提供者）が、グローバル補助金に申請するのか、地区補助金にするかを決定する時に役立ちます。



参考：TRF 研修ワークブック 2013年1月17-19 サンディエゴ CA USA

#### 4. クラブの資格認定

補助金の管理を徹底させ、適切な補助金管理についてロータリアンに情報や研修を提供します。財団補助金を利用する代表提唱クラブは、地区によって資格が認められなければなりません。この資格は、以下を実行することによって取得することができます。尚、当地区では、財団補助金の申請有無を問わず全クラブに資格認定を受けるよう、強く推奨しています。クラブの資格認定は、取得から1年間有効です。

##### 1) 資格認定プロセス

- ① 毎年、最低1名のクラブ会員が地区主催の補助金管理セミナーおよび財団セミナーに出席する
- ② ロータリー財団から提供される覚書（MOU:Memorandum Of Understanding）に記載された財務と資金管理要件を遂行する（会長と会長エレクトが覚書に署名をし、提出する）
- ③ 地区が独自に定めた要件を順守

##### 2) 補助金管理セミナー

###### (目的)

補助金を効果的に管理し、資金を適切に監督する上で必要な知識や情報を提供する為の研修です。

###### (出席者)

当地区では、クラブ会長エレクト、会長ノミニ、次年度幹事、次期ロータリー財団委員長を義務出席者としています。また、財団補助金に関心のある全てのクラブ会員に対し、参加のうえ補助金管理について学ぼう奨励しています。

###### (欠席クラブ)

原則として、本セミナーに遅刻・早退・欠席したクラブは資格認定を受けることはできません。しかし、やむを得ない事由がある場合は、地区ロータリー財団委員会にご相談下さい。補講を検討致します。

##### ●年間地区財団関係セミナー

地区ロータリー財団委員会はロータリー財団の情報提供と研修の機会として、地区・研修協議会（4月）、地区財団セミナー（8月）、地区財団補助金管理セミナー（1、2月頃）および11月のロータリー財団月間を中心にクラブ卓話用資料を提供し、クラブをサポートします。

##### 3) クラブの参加資格認定：覚書（MOU）

参照：次頁

###### 特記事項：

2024-25年度のクラブ参加資格には、地区財団セミナーおよび補助金管理セミナーを受講されることを条件とします。

#### クラブの参加資格認定：覚書（MOU）

ロータリー財団（第2650地区補足あり）

1. クラブの参加資格
2. クラブ役員の責務
3. 財務管理計画
4. 銀行口座に関する要件
5. 補助金資金の使用に関する報告
6. 書類の保管
7. 補助金資金の不正使用に関する報告

##### 1. クラブの参加資格

クラブは、ロータリー財団の地区補助金とグローバル補助金の活用にあたって、ロータリー財団（以下「財団」）から提供されるこの覚書（MOU）に記載された財務と資金管理の要件を遂行すること、および、毎年最低1名のクラブ会員を地区主催の補助金管理セミナーに出席させることに同意しなければならない。

地区は、クラブの参加資格として追加の要件を定めたり、地区補助金の活用についてもクラブの参加資格認定を義務づけることができる。これらの条件をすべて満たすことにより、クラブの参加資格が認定され、ロータリー財団補助金プログラムにクラブが参加することが認められる。

- A. 参加資格条件がすべて満たされた場合には、1ロータリー年度にわたり、クラブの補助金への参加資格が認められる。
- B. クラブが認定状況を維持するには、この覚書（MOU）、地区が定めた追加要件、その他該当するすべてのロータリー財団方針を順守しなければならない。
- C. 資金の管理を誰が行ったとしても、クラブが提唱した補助金資金の使用に対しては、クラブが責任を負う。
- D. 以下のような補助金資金の不正使用ならびに不適切な管理（ただしこれらに限られない）が確認された場合、クラブの参加資格が保留、あるいは取り消しとなる場合がある。  
不正、偽造、会員情報の改ざん、重大な過失、また受益者の健康、福利、安全を脅かす行為、不適切な寄付、私益のための資金使用、利害対立の未開示、個人による補助金資金の独占、報告書の偽造、水増し行為、受益者からの金銭の受領、不法行為、認められていない目的での補助金資金使用。
- E. クラブは、いかなる財務監査、補助金監査、業務監査にも協力しなければならない。

##### 2. クラブ役員の責務

クラブ役員は、クラブの参加資格認定およびロータリー財団補助金の適切な使用について主要な責任を有する。

クラブ役員の責務には以下が含まれる。

- A. クラブの資格認定手続きの遂行と管理、認定状況の維持を担当するクラブ会員を最低1名任命する。
- B. すべてのロータリー財団補助金が、資金管理の方策と適切な補助金管理の慣行に従って管理されるよう確認する。



- C. 補助金に関与するすべての人が、実際の利害の対立や、利害の対立であると認識される事態を避けるように活動するよう確認する。

### 3. 財務管理計画

クラブは、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。

財務管理計画には、以下の手続きが含まれていなければならない。

- A. すべての領収書と補助金資金の支払いの記録を含め、標準的な会計基準に則って会計を維持する。
- B. 必要に応じて、補助金の資金を支払う。
- C. 資金の取り扱いは、複数の人で分担する。
- D. 補助金で購入した備品・設備やその他の財産の目録システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。
- E. 資金の換金等を含む全補助金活動が、現地の法律や規制を順守したものであることを確認する。

### 4. 銀行口座に関する要件

補助金資金を受け取るには、ロータリー財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする口座をクラブが設けなければならない。

- A. クラブの銀行口座は以下を満たしていなければならない。
  - 1. 資金の支払いには、クラブの少なくとも 2名のロータリアンが署名人となること。
  - 2. 低金利、または無金利の口座であること
- B. 利子が生じた場合には、すべて書類に記録し、承認された補助金活動に使用するか、ロータリー財団に返還しなければならない。
- C. クラブが提唱する各補助金につき、別個の口座を開設し、口座名は、補助金用であることが明らかに分かるものとすべきである。
- D. 補助金は、投資用口座に預金してはならない。これには、投資信託、譲渡性預金、債権、株の口座が含まれる(ただし、これらに限られるものではない)。
- E. ロータリー財団補助金資金の受領および使用を裏付ける銀行明細書をいつでも提示できるようにしておかなければならない。
- F. クラブは、署名人の交代に備えて、銀行口座の管理責任の引継ぎ計画書を作成し、保管しなければならない。

### 5. 補助金資金の使用に関する報告

クラブは、ロータリー財団のすべての報告要件に従わなければならない。補助金に関する報告を通じて、ロータリー財団は補助金の使用状況を知ることができる。このため、この報告は補助金の適切な資金管理の重要な部分である。

(地区の補足)

報告書提出時に、事業実施後の支出金額が申請時の支出予定額より減額となり、残金が生じた場合等、補助金に係る部分の金額を地区に返金しなければならない。

### 6. 書類の保管

クラブは、参加資格認定とロータリー財団補助金に関連する重要書類を保存するための、適切な記録管理システムをつくり、これを維持するものとする。これらの書類を保管することにより、補助金管理の透明性が保たれるとともに、監査や財務評価の準備に役立つ。

- A. 保管する必要がある書類には、以下が含まれる(ただし、以下に限られない)。
  - 1. 銀行口座に関する情報(過去の銀行明細書を含む)。
  - 2. 署名入りのクラブの覚書(MOU)を含む、クラブの参加資格認定に関する書類。
  - 3. 計画や手続きを記載した書類。これには以下が含まれる。
    - a. 財務管理計画書
    - b. 書類の保存と管理の手続き
    - c. 銀行口座署名人の引継ぎ計画書、および銀行口座の情報と書類の保管
  - 4. 購入したすべてのものの領収書と請求書を含む、補助金に関連する情報
- B. クラブの記録は、クラブのロータリアンが、または地区が要請した場合は地区が、閲覧、入手できるようにしなければならない。
- C. 書類は、少なくとも5年間、もしくは国や地域の法律によってはそれ以上の期間、保管しなければならない(日本の場合、グローバル補助金奨学金に関する書類は10年間保管しなければならない)。

### 7. 補助金資金の不正使用に関する報告

補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブはこれを地区に報告しなければならない。このような報告により、補助金資金の不正使用が絶対に許されないという環境をクラブ内に作り出すことができる。

### 承認と同意

この覚書(MOU)は、クラブと地区の間に交わされる同意書であり、補助金活動の適切な管理と財団補助金資金の適切な管理を行うための措置をクラブが取ることを認めるものである。この文書を承認することにより、クラブは、この覚書(MOU)に記載されたすべての条件と要件に従うことに同意する。

\_\_\_\_\_ ロータリークラブを代表し、下記署名人は、**2024-25** ロータリー年度この覚書(MOU)に記載されたすべての条件と要件に従い、これらの要件に関してクラブの方針や手続に変更や修正があった場合には、国際ロータリー第 **2650** 地区に通知することに同意する。

クラブ会長		クラブ会長エレクト	
会長就任年度	2023-24 年度	会長就任年度	2024-25 年度
氏名		氏名	
署名		署名	
日付		日付	

## 第4章 地区補助金

### 1. 地区補助金申請要項

クラブは、ロータリーのある国と地域およびロータリーの無い国と地域において、財団の使命に関連する以下の活動やプロジェクトを目的として、第2650地区ロータリー財団委員会に地区補助金を申請することができます。

### 2. 地区補助金の審査

補助金の審査は、地区ロータリー財団委員会全委員で行います。

### 3. 地区補助金申請スケジュール

2024年	1月27日	補助金管理セミナーに参加し、覚書（MOU）に署名してガバナー事務局に送付することでクラブは参加資格を得ることができます。
	3月1日 4月18日 (締切厳守)	クラブは申請書を地区補助金委員会に提出する。 注) 地区委員会から不備・指摘事項の連絡があれば訂正が必要です。その為、できるだけ早く申請書を提出してください。
	5月末 6月初旬	クラブに地区の審査結果が届く。 注) 上記はロータリー財団の審査結果ではありません。地区よりロータリー財団へ一括申請し、ロータリー財団より承認が下りるまで事業は実施できません。
	7月以降	ロータリー財団より地区へ承認通知が届く。 ロータリー財団の承認が下りて、初めてクラブは事業開始可能となる。 注) いつ頃承認が下りるか不明の為、事業実施は8月以降を推奨します。  ロータリー財団より地区へ入金があり次第、クラブへ補助金配分します。

\*上記スケジュールの流れをP.33の「地区補助金の流れ」としてご紹介しております。

### 4. 地区補助金の留意点

2月1日～4月18日までの間において、地区補助金の申請において疑問点があれば、地区補助金委員会にお問い合わせ願います。

ご質問は補助金管理セミナーの受講者、またはMOUの署名人からご質問ください。

(理由) 毎年、ハンドブックの内容を変更しています。地区委員からの回答もハンドブックに沿った内容となりますので、受講されていない方からお問い合わせいただきますと、最初からの説明が必要となる場合があります。そのため、補助金管理セミナーの受講者からご質問くださいますようお願いいたします。

### 5. 地区補助金申請の要件（ロータリー財団）

クラブは、ロータリー財団の「ロータリー財団 地区補助金 授与と受諾の条件」を順守しなければなりません。

#### 1. 受領資格のある活動

地区補助金の受領資格がある活動

- A. ロータリー財団の使命に沿っていること。
- B. 以下を含むこと。
  1. 地元または海外での奉仕プロジェクト
  2. 奨学金（教育のレベルは問わない）
  3. 職業研修チーム（特定分野について教える、または学ぶ専門職従事者のグループ）、および関連する旅行
- C. ロータリー会員が積極的に参加すること。
- E. 参加する未成年の安全と健康を守り、国際ロータリーの青少年保護方針を遵守すること。
- G. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
- H. ロータリー財団章典の第30.040節「プログラム参加者の利害の対立に関する方針」、およびセクション10「補助金における利害の対立に関する方針」に概説されている方針を遵守すること。

#### 2. 受領資格のない活動および支出

地区補助金を受領する活動では、以下を行ってはならない

- A. 特定のグループ（種類を問わない）を差別するもの。
- B. 特定の政治的あるいは宗教的観点を推進すること。
- C. 完全に宗教を目的とした催し物を行うこと。
- D. 特定の人、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援を行うこと。（注①）
- G. ファンドレイジング（募金）活動

また、地区補助金の資金は、以下のために使用できない：

- K. 補助金が承認される前に発生した費用、または進行中もしくは既に完了した活動
- L. ロータリー財団、ポリオプラス、またはほかの財団補助金への寄付
- M. 土地や建物の購入
- P. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽イベント、プロジェクトでの式典などのロータリー行事に関連する経費
- Q. 広報的な取り組み（プロジェクトの完了に不可欠な場合を除く）
- R. 1,000米ドルを超える、プロジェクトの標識
- S. 他団体の運営費、管理費、間接的なプログラム経費
- T. 特定の人物や協力団体への用途無指定の現金寄付。（注②）
- U. 新型コロナウイルスのワクチン
- V. ポリオワクチンのみを投与する予防接種

注①特定の受益者に対しての支援を、完了時期を定めることなく何年も継続する事や過度の支援は、受益者の自立を妨げてしまうことがあります。  
事業等の立ち上げや新たな活動への支援に重点を置き、受益者や地域社会の自立を促すことが望まれます。新たなニーズへチャレンジをすることで、地域社会に変化をもたらすことができます。

注②地区補助金で図書券・クオカードなどの金券類も購入することはできません。



## 6. 地区補助金申請の要件 (第 2650 地区)

クラブの活動やプロジェクトは、財団だけではなく第 2650 地区の要件にも該当しなければなりません。

代表提唱クラブに対して配分される地区補助金は、前年度のクラブの一人当たりの年次基金寄付実績に基づいての算定を原則とします。複数のクラブが共同してプロジェクトを実施する場合、代表提唱クラブのみが地区補助金の申請ができます。

### 第 2650 地区で定めている制約事項

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地区補助金申請は1クラブ1申請</li> <li>2. 他の補助金との併用は不可。(他団体の補助金だけでなく、地区の新世代育成基金補助金も不可)</li> <li>3. クラブは、地区から参加資格の認定を受けること。(補助金管理セミナーへの参加、MOU 提出)</li> <li>4. プロジェクトは年度内に終了すること(奨学金はこの限りではない)。</li> <li>5. 人道的に重要度が高い活動が望ましい。</li> <li>6. ロータリアンはプロジェクトに対して、単なる財政援助や物品寄贈等にとどまらず、積極的に関わっていなければならない。</li> <li>7. 利害の対立を回避、あるいは利害の対立の可能性を開示すること。 (選考理由 報告書提出 P. 25)</li> <li>8. ロータリアンやその家族・親族・知人の旅費や交通費を含む一切の経費を含まないこと。</li> <li>9. 青少年交換、RYLA、ロータリーの友情交換、ローターアクト、インターアクトへの支援に補助金は使えない。</li> </ol>
---

### 人 道 的 奉 仕

補助金交付限度額	120 万円
クラブの自己拠出額	補助金申請額の 20% 以上
交付基準 ※交付限度額は厳守	●クラブの2022-23年度の1人当たり年次寄付実績の25倍の額 (P. 18の表を参照ください) ※上記金額に、恒久基金限度額を増額できる。(P. 17参照)
条 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 既に進行中または完了したプロジェクトは不可。</li> <li>• 単なる史跡の標識やモニュメントに類したものは不可。</li> <li>• 他団体が主体となる継続的事業運営費(ランニングコスト)を援助する申請は不可。</li> <li>• 連続して3回を超える同一事業は、原則として認められない。</li> <li>• 行政(教育委員会・警察署・消防署など)および、それに準ずる団体(社会福祉協議会・体育協会など)に対する寄贈や事業助成、つまりロータリーが主導とならない事業への助成は、原則として認められない。</li> <li>• 予備費・管理費等、<b>明細や見積書の無い費用は認められない。</b></li> <li>• 海外に未成年者を伴う奉仕事業は、承認が遅れる可能性により不可とします。</li> <li>• 事業に関わるロータリアンの弁当代等の飲食費は見積りより除外してください。</li> </ul>

### 職 業 研 修 (VTT)

補助金交付限度額	100 万円
クラブの自己拠出額	補助金申請額の 20% 以上
交付基準 ※交付限度額は厳守	●クラブの2022-23年度の1人当たり年次寄付実績の25倍の額 (P. 18の表を参照ください) ※上記金額に、恒久基金限度額を増額できる。(P. 17参照)
条 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• チームは、ロータリアンのチームリーダー1名と最低2名のメンバーから成る少なくとも3名以上で構成されなければならない。</li> <li>• ロータリアンでない人がチームリーダーを務める場合は、申請書にその必要性を十分に説明しなければならない。</li> <li>• メンバーは、重点分野をフルタイムで2年以上の職務経験を必要とする。</li> <li>• 研修期間は1年を超えてはいけない。</li> <li>• 海外の地区やクラブと協力するという要件はないが、参加人数、研修ニーズ調査を実施し、その結果をもとにプロジェクトを計画する。</li> </ul>

注) グローバルのVTTについては、第5章 グローバル補助金をご参照ください。

### 奨 学 金

補助金交付限度額	高校生以下は、総額 40 万円 / 1 クラブ 大学生以上は、総額 100 万円 / 1 クラブ
クラブの自己拠出金	補助金申請額の 20% 以上
交付基準 ※交付限度額は厳守	●クラブの2022-23年度の1人当たり年次寄付実績の25倍の額 (P. 18の表を参照ください) ※上記金額に、恒久基金限度額を増額できる。(P. 17参照)
条 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1人1回限りとする。</li> <li>• 大学生は国内外を問わず100万円以下とする。</li> <li>• 奨学金の支給は、優秀な学生でかつ経済的に困難な状況にあるかを適正に審査する。</li> <li>• 音楽・美術・スポーツなどの海外留学への奨学金は、候補者としての資質を判断する為、コンクールの実績や先生の推薦を必要とする。</li> <li>• 奨学金授与期間は、1年を超えないものとする。</li> <li>• 学生が他団体から別の奨学金を受けていないものとする。</li> <li>• 2650 地区内に在住、もしくは在学しているものとする。</li> <li>• 未成年者と見なされる方の海外留学の申請は不可とする。</li> </ul>

注) グローバル奨学金については、第5章 グローバル補助金および第6章 ロータリー財団奨学金をご参照ください。

## 7. 地区補助金申請書および添付書類について

活動の内容（人道的活動・職業研修／奨学金）に応じて、第2650地区補助金申請書（ガバナー事務局から送付）に漏れなく記載して地区に申請します。

その際、申請書には、「見積書」及び「予算見積依頼先選考理由書」を添付して送付してください。

※但し、見積書の相手先がロータリアンでない場合は「予算見積依頼先選考理由書」は必要ありません。

### 【見積書】について

見積書については以下の点に注意してください。

1. 見積書には日付が明記されていることが必要です。
2. 宛先は提唱ロータリークラブでなければなりません。協力団体や受益者は不可です。
3. 見積書をはじめ添付書類が外国語の場合は、和訳が必要です。
4. 見積書には通し番号を振って戴き、申請書の予算内訳と合うようなご配慮をお願いします。

### 【予算見積依頼先選考理由書】について

#### 利害の対立の回避と可能性の開示の義務

ロータリアンは、補助金活動から直接的／間接的利益を受ける事はできません。ロータリアンの経営する団体や企業から、やむを得ない理由（その商品やサービスを扱っている業者がロータリアンの企業だけの場合など）で補助金により商品やサービスを購入する場合は、「予算見積依頼先選考理由報告書」（P. 25参考）に記載してご提出下さい。

※支援先がロータリアンの運営する団体や施設であっても、そのロータリアンに利益がない場合には補助金活動が認められる場合がございます。この場合は必ず申請書に開示して下さい。また、このロータリアンはプロジェクトに直接関与することはできません。

## 8. ロータリー財団の承認・第 2650 地区の承認

ロータリー財団の承認は、地区から「地区補助金の交付について（お知らせ）」と「地区補助金の振込先口座情報通知依頼書」の発送をもって通知と致します。この書式を受領したクラブは補助金口座を開設し、地区ロータリー財団委員会に口座情報を提供の上、地区補助金の着金を待ちます。

注意：ロータリー財団の承認通知が地区事務所から届くまでは、決してプロジェクトや活動の開始はしないでください。

## 9. 地区補助金口座

地区が財団の正式な承認を受けた後、地区事務所から申請クラブに「地区補助金の振込先口座情報通知依頼書」を送信します。クラブは地区補助金専用口座を開設し、複数の補助金が同一の口座に混在しないよう注意します。口座名は地区補助金専用とわかるものが望ましく、クラブの拠出金も一旦口座に入金して下さい（活動実施地が海外で、現地から資金提供がある場合は入金する必要はありません。）

受領した地区補助金とクラブの拠出金を他の口座に振り替えることなく、活動に要する経費の全ての入出金を地区補助金口座により行い、通帳に記録します。

少なくとも2名以上の会員が補助金口座の入出金を管理しなければなりません。

## 10. クラブ限度額の算出方法について

クラブは地区補助金を人道的奉仕交付基準に合わせ申請できます。下記に算出方法の例を記載しております。ご参照ください。

**クラブの2022-23年度の一人当たりの年次寄付実績の25倍の額（交付限度額120万円まで）を申請できます。**

・ P.18 の表より自クラブの 2024-25 地区補助金限度額（\$）を探してください。

・ 表上に●●RCの1人当たり2022-23年次寄付実績 180ドル

2024-25地区補助金限度額 4,500ドルと書かれております。

↓

・ 限度額の 4,500 ドルは1人当たりの寄付 180 ドルを 25 倍したものです。

$180 \text{ ドル} \times 25 = 4,500 \text{ ドル}$

・ よって●●RCの補助金限度額は 630,000 円となります。

$4,500 \text{ ドル} \times 140 \text{ 円} (1 \text{ ドル}) = 630,000 \text{ 円}$

@140円は、申請時は2024年3月のロータリーレートで計算してください。

**※一人当たりの年次寄付額×25倍の金額が120万円以上の場合は、交付限度額は120万円となります。**

・ ただし、実際に補助金が入金するのは、補助金交付時のロータリーレートです。

### 例) ●●クラブのクラブ自己資金の算出

・ 630,000 円を補助金として申請する場合は、その 20%の 126,000 円以上をクラブ自己資金として準備する必要があります。

$630,000 \text{ 円} \times 20\% = 126,000 \text{ 円}$

・ 従って、補助金+クラブ自己資金=総額 756,000円以上の事業を行う事になります。

・ 申請にあたっては、申請時の2024年3月のロータリーレートで計算してください。ただし、実際に補助金が入金される金額は、補助金交付時のロータリーレートです。

### 2クラブ以上の共同事業の場合の算出方法について

AクラブとBクラブが、共同で事業を行う場合は、両クラブの限度額を足し合わせてください。

(注意：1事業における限度額は変わりませんので120万円が上限です。)

AクラブBクラブそれぞれの自己クラブ拠出金は、各クラブの限度額の20%となります。

恒久基金寄付による限度額追加交付の条件 (2022-23 年度実績適応)

全てのクラブに恒久基金の寄付を意識していただくために、各奉仕事業の補助金限度額増額の条件を下記のとおり設定いたします。

(追加交付条件)

クラブの恒久基金実績 (2022-23 年度) より、年間 \$ 1,000 以上の恒久基金を寄付した会員のおられるクラブにあっては、1人に付き100ドルを限度額に増額する事が出来る。但し、1クラブ1000ドルを上限とする。

ロータリー財団地区補助金申請書 (P. 21 の 10) に、対象者のお名前をご記入願います。

同じく申請書 (P. 21の11) にベネファクター加算額100ドル×人数で加算合計額をお書きください。

例) ●●クラブは、1人当たりの年次寄付実績は 180 ドルでした。

しかし、●●クラブはベネファクターを 2 名輩出しています。

この場合のクラブ補助金申請額、および自己資金額は下記の通りです。

クラブ補助金申請額：年次寄付よりの限度額 180 ドル× 25 倍 = 4,500 ドル

4,500ドル×140円 = 630,000円

100ドル×2名 (ベネファクター) = 200ドル

200ドル×140円 = 28,000円

申請時2024年3月のロータリーレート 1ドル = 140円で計算

630,000円 + 28,000円 = 658,000円 の補助金申請ができます

(上限金額が計算上増えたとしても、上限金額の120万円は変わりません。)

クラブ自己資金額：補助金申請額が 658,000円×20% の131,600円以上の自己資金  
をご用意願います。

事業規模：総額 789,600円以上の事業を行う

\*上記では、1ドル = 140円で計算しています。

但し、申請にあたっては、2024年3月のロータリーレートで計算して下さい。

RID2650・クラブ年次寄付実績 (一人当たり) と  
地区補助金 の人道的事業補助金の 限度額

クラブ名	2022-23 一人あたり 年次寄付実績(\$)	2024-25 補助金限度額 (\$)	クラブ名	2022-23 一人あたり 年次寄付実績(\$)	2024-25 補助金限度額 (\$)	クラブ名	2022-23 一人あたり 年次寄付実績(\$)	2024-25 補助金限度額 (\$)
綾部	124	3,100	京都朱雀	238	5,950	福井あじさい	203	5,075
福知山	169	4,225	京都田辺	148	3,700	福井フェニックス	259	6,475
福知山西南	181	4,525	京都山城	138	3,450	福井東	144	3,600
亀岡	187	4,675	京都八幡	90	2,250	福井北	181	4,525
亀岡中央	140	3,500	舞鶴	163	4,075	福井南	125	3,125
京丹後	173	4,325	舞鶴東	209	5,225	福井西	217	5,425
京都	256	6,400	宮津	181	4,525	福井水仙	278	6,950
京都伏見	209	5,225	園部	179	4,475	勝山	108	2,700
京都平安	243	6,075	宇治	184	4,600	丸岡	139	3,475
京都東	186	4,650	宇治鳳凰	247	6,175	三国	147	3,675
京都東山	162	4,050	びわ湖八幡	186	4,650	大野	195	4,875
京都北東	182	4,550	五個荘能登川	186	4,650	鯖江	117	2,925
京都イブニング	202	5,050	東近江	208	5,200	武生	122	3,050
京都城陽	225	5,625	彦根	171	4,275	武生府中	770	19,250
京都桂川	222	5,550	彦根南	185	4,625	敦賀	204	5,100
京都北	212	5,300	甲賀	201	5,025	敦賀西	221	5,525
京都南	243	6,075	湖南	213	5,325	若狭	145	3,625
京都モーニング	163	4,075	草津	195	4,875	あすか	221	5,525
京都紫野	203	5,075	守山	203	5,075	五條	180	4,500
京都中	172	4,300	長浜	187	4,675	平城京	463	11,575
京都西	209	5,225	長浜東	157	3,925	生駒	186	4,650
京都乙訓	316	7,900	長浜北	184	4,600	檀原	200	5,000
京都洛中	177	4,425	近江八幡	186	4,650	奈良	223	5,575
京都洛北	209	5,225	大津	220	5,500	奈良東	314	7,850
京都洛南	180	4,500	大津中央	195	4,875	奈良西	205	5,125
京都洛西	206	5,150	大津東	126	3,150	奈良大宮	232	5,800
京都洛東	152	3,800	大津西	158	3,950	桜井	209	5,225
京都嵯峨野	302	7,550	栗東	142	3,550	大和郡山	224	5,600
京都さくら	192	4,800	高島	260	6,500	やまとまほろば	190	4,750
京都西北	183	4,575	野洲	199	4,975	やまと西和	202	5,050
京都西南	93	2,325	八日市南	200	5,000	大和高田	182	4,550
京都紫竹	168	4,200	福井	194	4,850	Eクラブ2650	280	7,000





1. クラブ名	ロータリークラブ			
2. プロジェクト名				
実施場所				
実施期間	開始日	年	月	日
事業内容	～予定終了日	年	月	日
3. プロジェクトは、どのように地元社会や国際社会のためになりますか、その地域社会で恩恵を受ける人は誰ですか。又、何のために役立つもので、どういう成果が期待できますか？				
4. プロジェクトに何名のロータリアンが参加しますか。				
5. プロジェクトにおいてロータリアンは何をしますか。少なくとも2つの例をお書きください。				
6. プロジェクトを実施することで、どのような長期的影響が期待されますか。				
7. 本活動がロータリーの提唱プロジェクトであることを、どのような方法で一般の人々に広報しますか。				
8. 協力団体が関与する場合、協力団体の名称及び役割を記述してください。				
協力団体の名称	役割			
海外での事業の場合、その地域にロータリークラブがある場合、そのロータリークラブの名称及び協力内容を記述してください。				
ロータリークラブの名称	協力内容			
9. 予算 — プロジェクト全体の、全ての項目を含む詳細な明確化された予算を含めてください。この予算の作成に当たって使用された証明書類（見積書等）を添付してください。全ての予算の見積書を添付し、見積書の宛先が貴クラブ名となっていることをご確認ください。見積書がご用意できない場合は、理由をお知らせください。（自由書式で別添付）				
予算内訳	見積番号	数量	単価	金額
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
合計				0円

地区補助金申請書のご記入について

- 事業の実施期間について  
事業の実施は、ロータリー財団の承認が下りるまで開始できません。ロータリー財団の承認がいつおられるか明確ではない為、事業の開始日は8月以降実施事業が望ましい。万が一、7月の事業実施を計画されている場合は、事前に地区委員まで必ずご相談ください。
- 事業内容について  
何故この事業を行おうと思ったのか、またどのような事業なのかを簡潔に記載願います。ウィキペディア等の情報（特に震災や洪水のニュースで知りうる情報）やロータリーの理念、付度を促すような文章の記載は必要ありません。簡潔に記載をお願いします。
- この補助金事業を実施することで、どのような方々がまたどれくらい人数が、恩恵を受けるか記入願います。  
(㊦恩恵を受ける方達の中にロータリアンが含まれてはいけません。)
- プロジェクト（補助金を申請の事業）に何名のロータリアンが参加しますか。  
多くのロータリアンが参加する事を望みます。
- プロジェクト（補助金を申請の事業）においてロータリアンは何をしますか。  
少なくとも2つの事例をお書きください。  
  
尚、補助金事業は、ロータリークラブが主導し、計画・実施される事業で、多くのロータリアンが関わる事業である事を切に期待します。また、資金や物品提供だけの事業にならないよう、お願いします。
- 協力団体が関与する場合、協力団体の名称及び役割を記述してください。  
青少年を含む事業について  
未成年(IA・RAなどロータリー関係者を含む)とロータリアンが一緒になって事業を実施される場合は、団体名とその役割をご記入下さい。  
また、クラブと保護者(学校を含む)との間で、必ず責任の所在に関する取り決めをしていただき、「青少年ボランティア申込書」「青少年地区外移動届」をクラブで保管してください。  
未成年者を海外へ連れ行く事業について  
ご承知の通り未成年者の渡航事業が、未成年者の安全性を図る為、非常に厳しくなっています。  
地区補助金の奉仕事業でもロータリー財団の審査が厳しく、承認が遅れる可能性もあり(一括申請の為)、早い承認を待たれている他クラブに多大な迷惑をかける可能性が高い為、申請はご遠慮ください。
- 予算内訳書には各項目の内訳と添付の見積書毎に番号をふっていただき、その番号を明記してください。

10. ベネファクターの人数 — 前年度ベネファクター1人につき100ドルを、補助金交付額にプラスします。(1RCの上限1,000ドル(10名)まで)。人数と氏名をご記入ください。			
2022-23年度 ベネファクターは  人です。	氏名をご記入ください	1.	2.
		3.	4.
		5.	6.
		7.	8.
		9.	10.

11. 資金計画 (9. の予算の合計額と資金合計額は同じであること)			
1. 補助金申請額		ドル	円
2. ベネファクター加算額		ドル	円
3. クラブ調達資金 (1 の20%以上の金額)			円
4. その他の資金			円
5. 補助金申請合計額 (1+2) (ドル)		ドル	
6. 合計 (円)			円

2024年3月のロータリーレート = 円で計算

12. 利害の対立について - 貴クラブ会員を含むロータリアンの経営する団体や企業から、事業に必要な物品やサービス等を購入する場合は、理由を選考理由報告書に記入の上、申請書と共に提出をお願いします。(※複数件ある場合は、複数枚ご用意をお願いします。)	
ロータリアンより物品・サービスを購入する <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	

13. プロジェクト連絡担当者 — プロジェクト補助金の不備を無くし管理に当たる2名のロータリアンを記載してください。署名人のうち一人は、補助金管理セミナーの出席者とし、本申請者の内容がセミナー時の地区委員の説明に反していないか、ご確認ください。			
代表連絡担当者名		クラブでの役職	
住所	〒		
電話		FAX	
電子メール			

連絡担当者名		クラブでの役職	
住所	〒		
電話		FAX	
電子メール			

14. 以下についてご確認とご承諾をお願いします (□にチェックしてください)	
<input type="checkbox"/> 財団の承認が上記記載の事業開始日以降の場合、地区補助金事業と認められずクラブ事業とすることを了承します。	
<input type="checkbox"/> 継続事業ではないですか (3年以上の継続事業は不可です)	
<input type="checkbox"/> 未成年者 (IA含む) や RA 等、青少年が関わる事業ですか → <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	
<input type="checkbox"/> 予備費・雑費・事務費など、見積書の添付のない予算を記入していませんか	
<input type="checkbox"/> クラブ調達資金は、補助金申請額の20%以上になっていますか	
<input type="checkbox"/> 別添: 見積書の宛先は、すべて貴クラブ宛となっていますか	
<input type="checkbox"/> 利害の対立がある場合、情報開示していますか (11 及び別紙に記入の事)	

15. 承認 — 本プロジェクトに関与する全ロータリー財団委員会に対し、プロジェクトの活動内容に責任を持ち、報告する義務があります。申請者の署名は、提唱者がその責任を理解し、了承したことを確認することになります。また、提唱者の署名は、その知る限りにおいて本申請書の全ての記載事項が真実であり、正確であることを確認することになります。
--

2023-24年度 \_\_\_\_\_ ロータリークラブ会長エレクトとして、私はここに、当クラブがクラブ活動として本プログラムを実施することを決定したことを、確認致します。尚、プロジェクト実施にあたり、覚書の遵守を誓約します。

氏名 \_\_\_\_\_ 署名 \_\_\_\_\_ 日付 \_\_\_\_\_

10. 前年度のベネファクター1人につき100ドルを補助金交付額にプラスさせていただきます。但し、1クラブ10名1,000ドルを上限とします。前年度のベネファクターの氏名を記入してください。

11. 資金計画について  
1には補助金申請額(ドル)と円換算をした金額をご記入ください。  
2にはベネファクター換算額(ドル)と円換算した金額をご記入ください。  
3. クラブ調達資金(円)をご記入ください。  
4. その他の資金がある場合はその金額(円)をご記入ください。  
5. 1の補助金申請額(ドル)と2のベネファクター加算額の合計(ドル)をご記入ください。  
6. 1の補助金申請額(円)、2ベネファクター加算額(円)クラブ調達資金、その他の資金の合計額(円)をご記入願います。  
※ドルから円の換算は2024年3月のロータリーレートで換算してください。

12. 利害の対立について  
ロータリアンは、補助金活動から直接的/間接的利益を受ける事はできません。やむを得ない理由があり、補助金で商品やサービスを購入する場合は、別紙に詳細を記載して下さい。  
(その商品やサービスを扱っている業者がロータリアンの企業だけの場合など)  
(例) 会場より、弁当のゴミの始末を求められロータリアンに依頼したところ、事業の主旨を理解しゴミの持ち帰りのサービスも快く受けてくれました。

13. 連絡担当者について  
上段に、本プロジェクトの内容を把握されている代表連絡担当者をご記入ください。  
⑩連絡して、私は名前だけです。との回答は困ります。  
連絡先は、2名とも日中連絡の取れる携帯番号などをご記入ください。

ロータリー財団の承認について  
地区補助金は、2650地区が地区内各RCの申請をとりまとめて1件とし、ロータリー財団本部へ申請します。  
ロータリー財団本部へは、1年度内に1回の申請しかできません。  
できるだけ早く、年度開始7月に事業が開始できるよう、2650地区の5月21日の審査後1週間以内にロータリー財団本部へ申請していますが、いずれかのロータリークラブの事業について本部から質問が届いた際に、速やかに該当ロータリークラブにお返事いただかないと、他のロータリークラブの申請案件が全て保留になります。  
上記事情等もあり、ロータリー財団本部からの承認がいつ下りるのは、地区にも不明です。ロータリー財団本部承認連絡後3日以内に全ての地区補助金申請をいただきました全てにロータリークラブへ地区から通知致しますが、通知を待たずして事業を開始された場合、「授与と受諾の条件」により、補助金の交付対象外となりますのでご注意ください。



## ロータリー財団地区補助金申請書

## 奨学金申請用

クラブ名: 

## クラブの主要連絡担当者：（2名）

連絡担当者名 \_\_\_\_\_ クラブでの役職 \_\_\_\_\_

住所 〒 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ F A X \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

連絡担当補佐 \_\_\_\_\_ クラブでの役職 \_\_\_\_\_

住所 〒 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ F A X \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

## 推薦する奨学生について

姓	名	性別	男性 <input type="checkbox"/>	女性 <input type="checkbox"/>
生年月日	年齢	才		
現在の身分	<input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 大学生 <input type="checkbox"/> 大学院生 <input type="checkbox"/> 社会人(勤務先: _____)			

## 提案する専攻過程の詳細

就学先となる教育機関の名称	
教育機関の場所(国、都市)	
教育機関のウェブサイト	
専攻課程	
専攻課程における公式言語	
留学の場合の開始予定日	
留学の場合の終了予定日	

○ここに提案された奨学金は、グローバル補助金の奨学金には適合しない奨学金ですか。

 はい  いいえ

○奨学金受給予定金額とその必要性を説明してください。(以下、必要なら別紙記載も可)

受給予定金額	円
受給理由	

○奨学金事業資金計画

1.補助金申請額	ドル	円
2.ベネファクター加算額	ドル	円
3.クラブ調達資金(1の20%以上の金額)		円
4.その他の資金		円
5.補助金申請合計額(1+2) (ドル)	ドル	
授与予定金額合計		円

2024年3月のロータリーレート= 円で計算

○奨学生の学業面と職業面での目標を記述し、これらの目標を達成する上で奨学金がどのように役立つかを説明してください。

## 成果の持続と測定可能性

○地域社会のニーズに長期的に取り組むために奨学生は学業で学んだことをどのように生かしていきますか。

## 承認

本プロジェクトに関与する全ロータリークラブは、地区ロータリー財団委員会に対し、プロジェクトの活動内容に責任を持ち、報告する義務があります。申請者の署名は、提唱者がその責任を理解し、了承したことを確認することになります。また提唱者の署名は、その知る限りにおいて、本申請書の全ての記載事項が真実であり、正確であることを確認することになります。

2023-24年度 \_\_\_\_\_ ロータリークラブ会長エレクトとして、私は、ここに当クラブがクラブの活動として本プログラムを実施することを決定したことを、確認致します。

氏名 \_\_\_\_\_ 署名 \_\_\_\_\_ 日付 \_\_\_\_\_

ロータリー財団地区補助金申請 予算見積り依頼先  
 選考理由 報告書

事業名
-----

見積り依頼した会員企業	
名 称	

見積り依頼内容	
内 容	

依頼選考理由 *クラブ会員企業に、どうして見積り依頼したか？

見積り（予算金額） 別紙見積り（添付資料）を参照願います。
総額（税込） <span style="float: right;">円</span>

確認署名 2023-24 年度 \_\_\_\_\_ ロータリークラブ会長エレクトとして、私は本申請書の  
 全ての記載事項が真実であり、正確であることを確認いたします。

(2023-24 年度) 会長エレクト

氏名 署名 日付

11. 地区補助金活動や予算の変更

地区補助金は実施にあたって、ロータリー財団に承認された活動のみに使用しなければなりません。

承認後にやむを得ず活動の内容やプロジェクト（寄贈物品の種類や寄贈先、予算、活動内容など）の変更をする場合にあつては、その多寡に係わらず事前に地区財団補助金委員会に連絡のうえ承認を受けて下さい。

12. 地区補助金委員会の対応について

クラブの地区補助金事業の構想段階から事業履行までの様々な疑問や問題に、地区補助金委員会は対応しております。

注) 事業終了後の報告書については、資金管理委員会にお尋ねください。

地区補助金についてのご質問などは次ページ各クラブの担当委員一覧をご確認いただき委員会メンバーにメールにてお尋ねください。

2023-24 年度 地区補助金委員会メンバー

委員長	木下 哲次	(京都南)	tetsuji@steps-inc.jp
副委員長	大橋 浩志	(福井フェニックス)	h-ohashi@na-system.co.jp
地区補助金 委員会委員	藤田 幹人	(京都北)	m_fujita@tmc-kyoto.co.jp
	福澤 幹也	(福井あじさい)	info@fukui-kobato.ed.jp
	堀内 眞治	(奈良大宮)	horiuti@plum.ocn.ne.jp
	井澤 茂	(福井北)	s-izawa@eiko-ind.co.jp
	喜多 永治	(奈良東)	e.kita@alc-med.co.jp
	近東 宏佳	(奈良)	kondo2@kspkk.co.jp
	南 聡	(京都モーニング)	minami@mlo-98.jp
	中井 一雄	(京都南)	kazuo.nakai@hikarimotors.co.jp
	西枝 英幸	(京都西)	hideyuki@cohju.co.jp
	大谷 俊介	(京都西)	shunsuke.otani@gmail.com
西居 基晴	(大津)	motoharu_nishii@matsukiya.net	
竹脇 義成	(栗東)	yosimitu-2010@nike.eonet.ne.jp	
田中 麻呂	(檀原)	maro@toyotomijyuken.co.jp	
山本 憲宏	(八日市南)	kenko_yamamoto@goo.jp	

2023/11/28

クラブ名	担当委員
綾部	大谷 俊介
福知山	大谷 俊介
福知山西南	大谷 俊介
亀岡	藤田 幹人
亀岡中央	藤田 幹人
京丹後	西枝 英幸
京都	南 聡
京都伏見	木下 哲次
京都平安	南 聡
京都東	木下 哲次
京都東山	木下 哲次
京都北東	大谷 俊介
京都イブニング	大谷 俊介
京都城陽	大谷 俊介
京都桂川	大谷 俊介
京都北	南 聡
京都南	西枝 英幸
京都モーニング	藤田 幹人
京都紫野	木下 哲次
京都中	南 聡
京都西	木下 哲次
京都乙訓	藤田 幹人
京都洛中	南 聡
京都洛北	藤田 幹人
京都洛南	西枝 英幸
京都洛西	藤田 幹人
京都洛東	藤田 幹人
京都嵯峨野	南 聡
京都さくら	西枝 英幸
京都西北	西枝 英幸
京都西南	南 聡
京都紫竹	木下 哲次
京都朱雀	西枝 英幸
京都田辺	中井 一雄
京都山城	中井 一雄
京都八幡	中井 一雄
舞鶴	中井 一雄
舞鶴東	中井 一雄
宮津	藤田 幹人
園部	西枝 英幸
宇治	中井 一雄
宇治鳳凰	中井 一雄

クラブ名	担当委員
福井	井澤 茂
福井あじさい	大橋 浩志
福井フェニックス	井澤 茂
福井東	井澤 茂
福井北	大橋 浩志
福井南	井澤 茂
福井西	井澤 茂
福井水仙	井澤 茂
勝山	福澤 幹也
丸岡	福澤 幹也
三国	福澤 幹也
大野	福澤 幹也
鯖江	福澤 幹也
武生	大橋 浩志
武生府中	福澤 幹也
敦賀	大橋 浩志
敦賀西	大橋 浩志
若狭	大橋 浩志

クラブ名	担当委員
あすか	喜多 永治
五條	堀内 眞治
平城京	堀内 眞治
橿原	近東 宏佳
奈良	喜多 永治
奈良東	堀内 眞治
奈良西	堀内 眞治
奈良大宮	喜多 永治
桜井	喜多 永治
大和郡山	田中 麻呂
やまとまほろば	近東 宏佳
やまと西和	近東 宏佳
大和高田	田中 麻呂

クラブ名	担当委員
びわ湖八幡	西居 基晴
五個荘能登川	西居 基晴
東近江	西居 基晴
彦根	竹脇 義成
彦根南	竹脇 義成
湖南	竹脇 義成
草津	竹脇 義成
甲賀	竹脇 義成
守山	竹脇 義成
長浜	山本 憲宏
長浜東	山本 憲宏
長浜北	西居 基晴
近江八幡	山本 憲宏
大津	山本 憲宏
大津中央	西居 基晴
大津東	西居 基晴
大津西	西居 基晴
栗東	山本 憲宏
高島	山本 憲宏
野洲	山本 憲宏
八日市南	竹脇 義成

Eクラブ	田中 麻呂
------	-------

### 事業規模等が縮小、為替レートの変更等により残金が生じた場合

P9のクラブの参加資格認定：覚書（MOU）の第5条「補助金資金の使用に関する報告」（地区の補足）に、残金が生じた場合の返金について述べていますが、その具体的な金額について例示しました。

例) ●●クラブは前例と同じく、補助金495,000円、自己資金99,000円、合計594,000円の事業を計画していました。

しかし、諸般の事情により、計画していた事業を縮小することになりました。事業の支出額は400,000円でした。

結果、194,000円の残金が発生しましたが、この残金194,000円はどうすればよいでしょうか。

収入金額	補助金	495,000円	・・・①
	自己負担金	99,000円	・・・②
	合計	594,000円	・・・③
支出金額	事業実施額	400,000円	
残 金		194,000円	・・・④

地区へ返金	$\textcircled{4} \times \textcircled{1} / \textcircled{3}$	= 161,667円
クラブへの返金	$\textcircled{4} \times \textcircled{2} / \textcircled{3}$	= 32,333円
合計		194,000円

返金による結果 補助金の金額 495,000円 - 161,667円 = 333,333円・・・⑤  
 自クラブ負担金 99,000円 - 32,333円 = 66,667円・・・⑥

結果、自己クラブ負担金は補助金の金額の20%になります。

⑤ 333,333円 × 20% = ⑥ 66,667円

例) ●●クラブは前例と同じく、補助金495,000円（4,500ドル）、自己資金は99,000円 合計594,000円の事業を計画していました。

しかし、為替レートの変更により、ロータリーレートが1ドル140円になり、補助金の金額は、入金時のレートで630,000円（4,500ドル×140円）が入金され、クラブの自己資金99,000円と合わせて、729,000円の資金ができました。

計画していた事業をむやみに変更することもできなくて、計画通りに事業をしたため、事業の支出額は594,000円のままでした。

結果、135,000円の残金が発生しましたが、この残金135,000円はどうすればよいでしょうか。

収入金額	補助金	630,000円	・・・①
	自己負担金	99,000円	・・・②
	合計	729,000円	・・・③
支出金額	事業実施額	594,000円	
残 金		135,000円	・・・④

地区へ返金	$\textcircled{4} \times \textcircled{1} / \textcircled{3}$	= 116,667円
クラブへの返金	$\textcircled{4} \times \textcircled{2} / \textcircled{3}$	= 18,333円
合計		135,000円

地区へ116,667円を返金して、自クラブにも18,333円を戻し、最終報告書を作成して下さい。

### 13. 地区補助金の最終報告書（地区財団資金管理委員会）

クラブは、事業終了後1カ月以内に「ロータリー財団地区補助金報告書」（以下、最終報告書という）を地区財団資金管理委員会に提出しなければなりません。活動が12カ月以内に完了しない場合は、中間報告書の提出が必要です。その後、次年度に事業が終了した時点で、2期通算の最終報告書を提出しなければなりません。

事業がやむを得ず中止となった場合でも、中止が決定した後1カ月以内に報告書を提出しなければなりません。

従って、地区補助金を申請したクラブはすべて、報告書を提出しなければなりません。

地区では「最終報告書」に基づき、プロジェクトの実施内容および金銭の収支状況等を審査し確認のうえ、ロータリー財団に報告致します。

従って、地区補助金を活用されたクラブの責任者の方は、審査がスムーズにパスするよう次の事項を順守し、「最終報告書」をご提出頂きますようご協力をお願い致します。

最終報告書及び中間報告書を期日までに提出しない場合、次年度の地区補助金の申請ができないこともありますので、提出期限を含む報告書要件を厳守して下さい。また、プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を順守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還しなければなりません。

#### 【報告書作成の留意点】

- 報告書
- ・プロジェクト終了後1カ月以内の提出期限に「最終報告書」を提出する。  
(p31 プロジェクト概要・財務報告書兼収支明細書・チェック項目用紙)
  - 提出期限とは、不備のない報告書（下書きや不備のある書類は不可）が地区財団資金管理委員会に受理されるべき期限です。
  - ・「最終報告書」はクラブのプロジェクト実施責任者の署名と提出日を記入し、実施したプロジェクトの様子の分かる週報・会報・新聞記事・記録写真等を添付する。  
プロジェクトの記録写真何枚かを、A4用紙1枚におさめて印刷し、添付頂いても結構です。
- 収支明細書
- ・財務報告は「プロジェクト収入総額」と「支出総額」が一致するよう記入する。  
収支明細書は「収入の部」と「支出の部」が一致するよう記入する。
  - ・地区より振り込まれた補助金は総額を収入欄に、振込料は支出欄に区分する。
  - ・補助金の入金後、速やかに申請時のクラブ負担金を拠出し、通帳に入金する。
  - ・預金利息も収入金額として計上し、全てプロジェクト事業に使い切る。
- 通帳
- ・預金通帳の口座名は、原則補助金専用口座名としますが、自ロータリークラブ名の口座でも可とします。個人口座名は不可です。
  - ・通帳の表紙および入出金ページ（取引ページ）の写しを提出する。
  - ・収支明細書の収入、支出欄と銀行口座の入出金記録が整合していること。
  - ・補助金振込前の口座の残金ゼロ、事業完了後の口座の残金もゼロにする。
  - ・中間報告書の場合も、通帳の写しを添付する。
- 領収書
- ・収支明細書支出欄の各項目と領収書に、同一の整理番号をふる。
  - ・領収書が取得できない場合はその理由と支出責任者によるA4の「支払証明書」を作成添付する。

- 領収書
- ・領収書をすべて原本であること、また、A4サイズ以外の大きさの領収書はA4の白紙用紙に貼付する。
  - ・領収書には、日付が記されていること。
  - ・領収書の但書には、支出内容がわかる明細が記されていること。  
ただし、支出内容等が不明な場合は、必ず請求書または見積書を添付する。
  - ・領収書の発行者は、購入業者であること。  
発行者が受益者や協力団体、共同提唱ロータリークラブ発行の領収書は不可。
  - ・領収書のあて先は、全てクラブ名であるべきだが、やむを得ず担当者個人のネット等を利用している場合等は、A4の「支払証明書」を作成・添付すること。
- その他
- ・領収書等の会計証憑書類が他言語の場合、和訳を添付する。また、外貨による領収書は当日のレートを証明する資料を添付し、邦貨で表示する。
  - ・補助金管理のため、報告書等の全書類はクラブで5年間保管する。
  - ・補助金の不正使用は許されません。



【収入の部】

行番	年月日	相手先名	内 容	金 額	領収番号	備 考
1			地区からの補助金		/	
2			クラブ自己資金			
3			その他の資金			
4						
5			預金口座受取利息			
<b>プロジェクト収入総額(A)</b>						

【支出の部】

行番	年月日	相手先名	内 容	金 額	領収番号	備 考
1		地区	地区補助金の振込料			
2						
18						
<b>支出額合計(B)</b>						
				<b>(A)-(B)=0</b>		

財務報告書 兼 収支明細書作成上の「チェック項目」

収入の部

- 1、地区からの補助金額は、振込まれた金額に振込料を加算して下さい。
- 2、クラブ自己資金は、申請時で20%以上ですか？   
(人道的奉仕事業・職業研修・奨学金事業いずれも)
- 3、通帳の残高は「0円」に成っていますか？

支出の部

- 1、支出日は領収書の日付と一致していますか？   
不台の場合は、その原因を備考欄にご記入下さい。
- 2、領収書は時系列(又は項目別の時系列)に番号を付けて、必ず原本をA4サイズ白紙のり付けして提出して下さい。  
領収書不備がある場合は、その理由と、支払責任者2名による「支払証明書」を添付して下さい。
- 3、地区補助金専用口座のコピーを添えて下さい。   
(表紙・取引ページ)
- 4、外資による支払いは支払日の判真換算にてご記入下さい。  
(外貨換算根拠になるレート資料も添付して下さい。)

その他

- 1、事業に関係ある収入・支出のみ記入して下さい。
- 2、申請時の予算書に計上された項目に準拠するように記入して下さい。
- 3、支出金額が収入金額を上回る場合は、クラブ資金にて収支一致させて下さい。(クラブ負担となります。)

ロータリー財団地区補助金報告書

奨学金事業用

クラブ名: ロータリークラブ

奨学生:

姓	名	性 別	年 齢	性 別	才
		男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/>			
現在の身分	<input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 大学生 <input type="checkbox"/> 大学院生 <input type="checkbox"/> 社会人(勤務先: )				

就学した教育機関:

名 称	専攻課程

就学期間:

就学開始	就学終了

成 果:

奨学生の学業面と職業面での目標は達成されたか。又、これらの目標を達成する上で奨学金はどのように役立ったかを説明してください。

成果の持続:

奨学生は学業で学んだことをどのように生かしていますか。社会にどのように貢献しますか。記述して下さい。

奨学金授与報告:

授与金額	授与実行日付
振込口座名	
受領者	
受領者が奨学生本人でない場合、その理由	

奨学金資金内訳	① クラブ調達資金	円
	② その他の資金	円
	③ 地区補助金	円
	授与金額 (①+②+③)	円

奨学金の使途:

奨学生の支出明細報告と領収書を添付して下さい。(自由書式で作成して下さい) 下表の支出額内訳は大内訳記載として下さい。

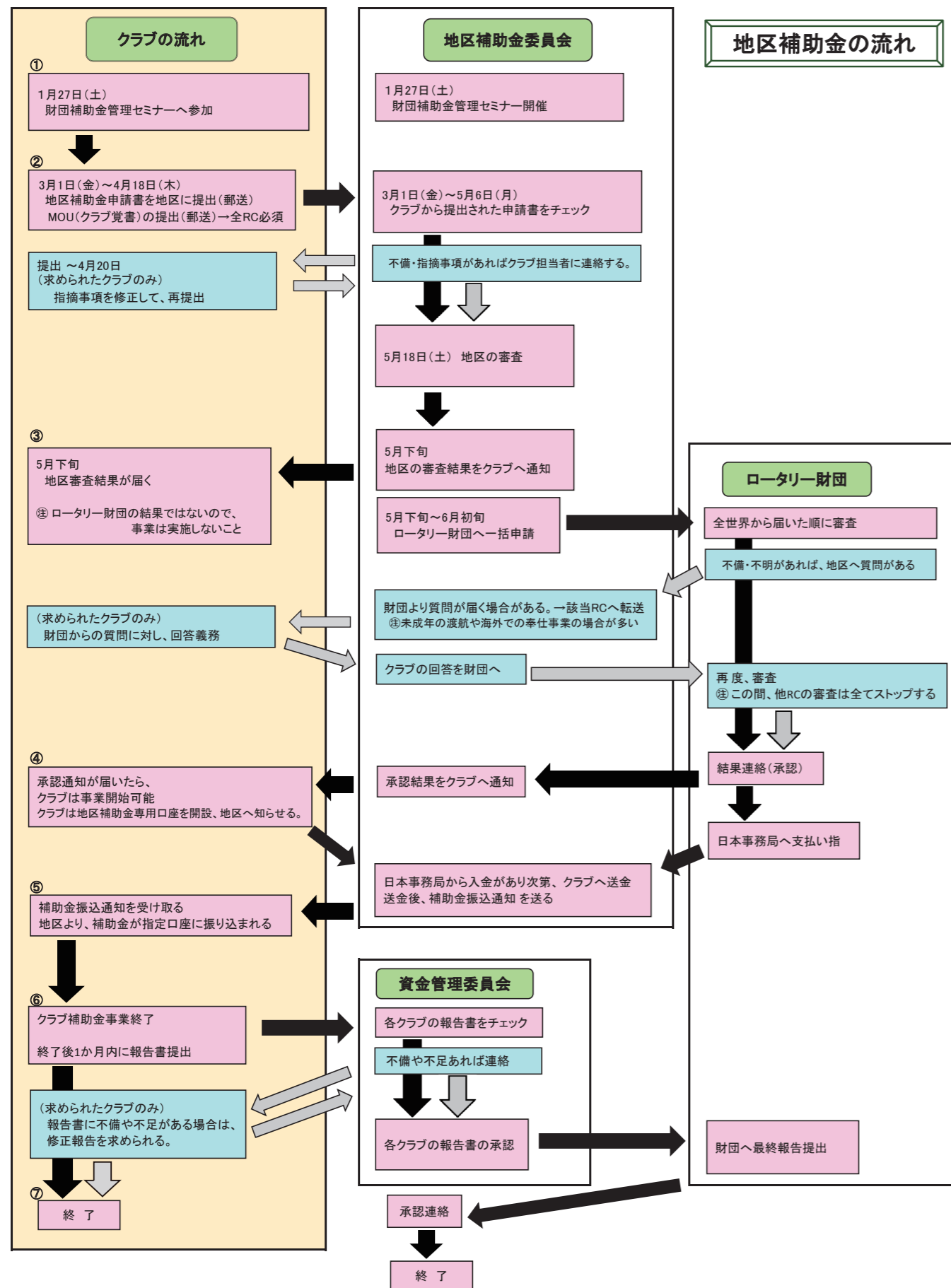
授与金額	円
支出額	円
合計	円
差引残高	円

確認署名:

ロータリークラブ会長として、私は、本報告書のすべての記載事項が真実であり、正確であることを確認いたします。

氏名 \_\_\_\_\_ 署名 \_\_\_\_\_ 日付 \_\_\_\_\_





## 2023-24年度 地区補助金運用状況

No.	クラブ名	プロジェクト名	プロジェクト概要	交付額(ドル)
1	若狭 RC	バスケットボールを通じた青少年育成活動	地域の中学生を対象に、バスケットボールの実業団経験者とロータリアンがバスケットボールを通じて青少年の心身育成を目的とする事業活動である。 バスケットボール、カゴ、輸送用カバン、タイマー等購入費。	2,646
2	京都西 RC	井戸建設事業	カンボジア王国の貧しく水道設備が整っていない地域に井戸を建設する事業。 地域住民は安定した水供給を受けることで、生活水準や農業生産性が向上、さらに、健康状態の改善や社会経済的な発展、環境保全にもつながることを目的とする。 井戸掘削建設作業人件費、機材費、ポンプ・パイプ等資材購入費、調査報告人件費、車両費など。	4,350
3	大津東 RC	第3回 びわ湖環境プロジェクト・びわ湖シンポジウム	滋賀県内の小中高生を対象に、琵琶湖の環境についての研究発表をシンポジウムで発表してもらい、子供達の将来の自立を促すことを目的とした事業。 会場費、会場設営費、広報費、司会外注費、講演謝礼など。	4,370
4	高島 RC	中央分水嶺 高島トレイルをより安全に	年間3万人以上の登山者が訪れる高島トレイルの案内・歩道標識を整備し、地域観光の促進と登山者の安全を確保する事業。 アルミ標識板・支柱等資材購入費、運搬費、標識サイン加工費など。	5,373
5	園部 RC	障害者支援施設 美山育成苑 高齢化支援事業	障がい者支援の入所者、職員、地域住民とロータリアンが交流を深めることを目的に、10月に合同で秋祭りを開催する。また、入所者が利用する電動ベッドを寄贈し、入所者はもとより施設職員の負担の軽減としていただく。 介護用ベッド、ベッド周り付属品購入費、送料、イベント屋台調理機材一式、食材購入費、運搬費、清掃費など。	3,609
6	大和郡山 RC	「お年寄りに昔懐かしい物語を語る会」開催と記念品寄贈	地域2ヶ所の施設にて、高齢者を対象に朗読公演を開催する。また、高齢者に必要な物を施設に寄贈する。 公演費用、空気清浄機・業務用パソコン購入費など。	2,646
7	彦根南 RC	eスポーツ体験会	地域の青少年に、年齢、性別、体格差、障がいの有無に関係なくみんなが楽しく参加できる「eスポーツ」を体感してもらい、ゲームとの正しい付き合いを学んでもらうとともに、世界大会3位のプロeスポーツ選手の実技を見て、ダイバーシティな社会での新たな夢の選択肢のひとつとして実感してもらうことを目的とする事業。 広報チラシ・ポスター制作費、会場費、司会外注費、演出用機材費、ゲーム機材一式購入費など。	3,508
8	大和高田 RC	地元小学校150周年記念事業 「誰だって宇宙飛行士になれる時代がやってきた！」 宇宙に関する新時代の学習	大和高田市内で創立150周年を迎える8つの小学校の高学年児童を対象に、民間宇宙飛行士による講演会を開催し、小学生に「宇宙に対する夢」「宇宙について学ぶ楽しさ」「夢に向かって頑張る事の楽しさ」など、視野を広げてもらうことを目的とする事業。 講演料および宿泊・交通費、会場費、会場設備利用料、貸し切りバス料金など。	4,250
9	福知山西南 RC	青少年の心豊かな生活に寄与する事業	地域市民を対象に、青少年における生理的の貧困について考えるフォーラムを開催するとともに、福知山市内の小中学校に生理用品を贈呈する事業。 会場費、フォーラム講師代、生理用品購入費など。	3,208
10	檀原 RC	たんぼぼ便り	ひとり親世帯や、様々な事情を抱えた家庭の子どもが利用する「子ども食堂いかるが」において、奈良県の郷土料理の手作り体験教室を開催し、ロータリアン、インターアクター、ローターアクターと子ども達との交流を深める。また、地域市民に向けて同団体の代表の方に講演いただき、子どもを取り巻く地域の課題について考えていただく。 食材購入費、貸切バス代、フォーラム講師謝礼など。	2,806

No.	クラブ名	プロジェクト名	プロジェクト概要	交付額 (ドル)
11	京都桂川 RC	「京都桂川ロータリークラブ杯パラ スポーツ大会(ポッチャを楽しむ 会)」	地域の障がい者団体や支援学校に通う方を対象に、パラリンピック競技である「ポッチャ」の競技会を主催する。年齢や性別、障目の程度に制限されずに誰でも参加して楽しめる競技を通じて、つながりの大切さと「ポッチャ」の啓蒙・普及に寄与する事業。同時に、障がい者就労支援事業所の授産製品を試供し、障がい者就労支援への理解につなげることを目指す。会場費、会場設営費、広報チラシ作成費、審判・手話通訳者利用費、保険料、授産製品購入など。	1,972
12	平城京 RC	輝け!プラスバンド!	若者に感情的な刺激を与え、成長していく上で感性豊かな人格形成を育むことを願い、奈良市内の中高生を本格的なプラスバンドコンサートに招待する。公演チケット代、貸切バス費用など。	7,076
13	奈良西 RC	つながるパフォーマンス	新型コロナ感染拡大に伴い発表の機会を失った地域の青少年・音楽家に発表の機会を提供するため、音楽ステージイベントを3日間開催し、地域住民・来訪者との相互交流を図り、地域活性化を目指す事業。アーティスト出演料、学生の交通費、会場費、会場警備費、広報チラシ作成費など。	4,957
14	長浜 RC	長浜おさんぽパークプロジェクト	子育て世代の親子から高齢者まで、あらゆる世代が交流できる居場所である広場と散歩コースを新たに設置し、長浜市内の人口流出を止める成果を目的とする事業。同広場開設イベントも開催し、必要な機材を寄贈する。ベンチ購入・運搬費、ガーデニング用品購入費、収納庫購入費、広場設置遊具購入費、イベント広告料など。	3,669
15	やまと西和 RC	ウクライナの人々に笑顔を	戦火を逃れポーランドへ避難するウクライナの人々を支援するため、缶詰のパンをポーランドへ輸送する。また、クラブがある地域住民を対象にチャリティーコンサートを開催すると同時に、ウクライナ国籍の元米山奨学生にウクライナの現状を伝えてもらう。パン支援空輸費用、コンサート演奏者出演料など。	5,373
16	福井フェニックス RC	豊かな未来ある少年サッカークラブ を応援する	福井県下の子ども達が所属するサッカーチーム50クラブを対象に、子供同士や保護者、関係団体の交流を深めるためのサッカー大会を開催する。会場費、ボール購入費、ユニフォーム製作費、横断幕製作費など。	3,709
17	奈良大宮 RC	防災講演会の開催及び防災備 蓄倉庫の設置	地域内の中学生、教職員、保護者等を対象に、気象予報士・防災士による「防災講演会」を開催するとともに、地域の避難場所である同校に防災備蓄庫を寄贈する。講演会会場費、防災備蓄倉庫購入・設置費など。	6,355
18	敦賀 RC	敦賀市内小学校への優良図書の 贈呈	敦賀市内の小学校11カ所に図書を寄贈し、読書を通じて児童の健全育成に寄与する事業。ロータリアンは図書目録の作成、書籍の仕分けや配布を行う。図書購入費。	3,452
19	京都洛北 RC	洛北ロータリーカップ参加チーム サッカー教室と協賛	京都市内サッカークラブの子ども達を対象に、プロサッカー選手によるサッカー教室と大会を開催し、子供たちの技術向上と交流を目指す事業。会場費、参加賞製作費、優勝カップ製作費、講師選手への謝礼など。	2,594
20	綾部 RC	多くの市民が利用できる複合施設 への支援事業	綾部市に新設される複合施設にインフォメーションディスプレイと造木ディスプレイを設置し、利用者が快適に利用できることを目的とする。造木は「折り紙ツリー」として、毎月変わる動物等の折り紙を下げて来館を促し、利用者に読んでほしい本を折り紙に記入して紹介いただくなど利用する。ロータリアンは折り紙ツリーイベントを開催し、子供たちや保護者と交流を図る。インフォメーションディスプレイ購入・設置費、造木ディスプレイ購入・設置費など。	3,528

No.	クラブ名	プロジェクト名	プロジェクト概要	交付額 (ドル)
21	五箇荘能登川 RC	イルミネーション事業&オープニン グイベント	JR能登川駅広場にイルミネーションを飾り付け、地域の活性化と、住民や利用者の交流を図る。点灯式当日にキッチンカーやフリーマーケット出店によるマルシェを開催し、ストリートピアノや地元中学校吹奏楽部の演奏会などのイベントも実施する。ロータリアンは飾りつけや撤去、イベントでの子供向け遊技場を設置する。電気工事一式、ピアノレンタル料・輸送費など。	2,586
22	京都山城 RC	地域児童養護施設・乳児院支援プ ロジェクト	地域の児童養護施設・乳児院で生活している児童・乳幼児達とロータリアンがクリスマス交流会を通して、心のふれあいを試み、児童福祉の進歩に寄与する事業。幼児向け玩具購入費、文房具購入費、野外時計購入・設置費など。	3,127
23	敦賀西 RC	敦賀市立西小学校校下こども見守 り隊への雨具寄贈	敦賀市立西小学校校下のこども見守り隊へ雨具を寄贈する。こども見守り隊は地域住民が朝、夕の登下校時に街頭に立って交通誘導、防犯活動を行っている無償のボランティアで構成されている組織であり、参加者は雨具等の支給はなく個人負担しているのが現状で、その改善を図ることを目的とする。ロータリアンも見守り隊の活動に参加し、定期的に交流会の場を開いて意見を交わし、地域に向けて周知する。ロゴ入り雨合羽購入費。	2,476
24	福井水仙 RC	「ふくいこどもホスピス音楽会」支 援プロジェクト	重い疾患を抱える入院中の小児及びその家族等を対象に、音楽を通して仲間と集う楽しい時間と非日常を経験できる音楽会を開催する。会場と病院をオンラインで繋ぎ、ハイブリッドで開催。ロータリアンは当日、楽器体験教室のサポートも行う。会場費、楽器レンタル料、撮影機材レンタル料、オンライン開催用タブレット購入費、広報ポスター・チラシ印刷費など。	3,269
25	京都城陽 RC	青少年サマーコンサート2023	地域内の小・中・高校生を演奏者としたコンサートを開催し、市民やロータリアンなど多くの社会人と接点を持つことで、青少年の健全育成を目的とする事業。会場費、会場設備費、楽器輸送費、生徒送迎貸切バス費用など。	2,686
26	京都西南 RC	子どもたちの「つながり」を広げる 「応援」プロジェクト	市内の美術大学教授や学生の指導のもと、地域の小学生に京都マラソン応援のためのグッズを制作してもらう。子どもたちが制作や応援を通じ、学生、教員、ロータリアンなど幅広い世代と交流することで、心身の成長と共に視野を広げる一助になることを期待する。募集チラシ制作費、資材購入費、会場費、講師スタッフ人件費など。	1,764
27	京都さくら RC	児童福祉施設の子供達と秋の味 覚の収穫体験	京都市内の養護施設の児童と一緒に、市民菜園で農業体験を行う。イベント保険料、参加者の飲食代、貸切バス費用など。	3,488
28	京都 RC	地元高校生への奨学金事業(4名)	地元高校生へ奨学金を支給する事業(4名)	2,357
29	京都乙訓 RC	創立55周年記念事業防災かまど ベンチ寄贈プロジェクト	地域の中学校2カ所に、防災かまどベンチを寄贈する。ロータリアンは設置作業や利用者への使用方法の説明をする。防災かまどベンチ購入・運搬費。	2,181
30	福井 RC	外国人技能実習生交流事業 (Enjoyふくいプロジェクト)	福井県内に増加する外国人技能実習生の不安や悩みを理解できるように、受入企業や地域住民との交流会を開催する。会場費、広報チラシ作成費、会場設営費(看板、ステージ設置)、貸切バス費用など。	3,889
31	舞鶴東 RC	舞鶴の魅力発信トレイルラン大会	舞鶴の山林・古道をトレイルランコース・ウォーキングコースとして整備し、トレイルラン大会・家族ウォーキングイベントを開催、舞鶴市の魅力を市民から大会参加者へ広く知っていただくことを目的とする事業。広報チラシ・参加冊子作成費、イベント参加者保険料、会場音響整備費、仮設トイレ設置費など。	3,107
32	亀岡 RC	高齢者のための食生活改善レシ ピ冊子の配布と料理教室の開催	地域の高齢者を対象に料理教室を開催し、レシピ本も配布する。健全な食生活を推進することで、健康管理に配慮した長寿社会の構築ができることと、プロジェクトを通じて安心安全なまちづくりに繋がることを目的とする。レシピ冊子制作費、会場費、食材購入費、参加者保険代など。	3,328



No.	クラブ名	プロジェクト名	プロジェクト概要	交付額 (ドル)
33	福井北 RC	足羽山縦走歴史ウォーク	福井県民の憩いの場である足羽山を観光地としてアピールするため、JR福井駅に案内看板を設置し、足羽山ウォークラリーを開催する。ロータリアンは看板設置場所の清掃もする。 案内板製作・設置費、貸切バス代、参加者の昼食費など。	4,190
34	五條 RC	パンピシヤス奈良 五條市バスケットボールクリニック	地域の小学生や保護者を対象に、プロバスケットボール選手やコーチによるバスケットボール教室を開催する。 選手派遣費、バスケットボール、カゴ、輸送用カバン等購入費、会場費など。	3,673
35	京都洛中 RC	心のバリアフリー モルック大会	京都市内の障がいを持つ小学生、中学生の青少年および健常者の小学生合わせて100名(ならびに、その保護者、弟妹等約150名)を対象にモルック大会を開催する。障がいの有無に関わらず一緒に楽しめるスポーツ、モルックを楽しむことで、互いの理解や親睦を深め、共生社会実現の一步を期待する。 指導員・インストラクター派遣費、モルック機材・得点板購入費、広報資料制作費、参加者保険料、そらいのTシャツ製作費など。	4,992
36	京都洛東 RC	こどもたちに宇宙への扉を開く	歴史的価値のある地元の北花山天文台への山道に遊歩道を設置する。また、地域の子供達を天文台のイベントに招待し、宇宙を体験してもらう機会とする。こどもたちが宇宙への知識や興味を持つことによって、大きな視野を持ち宇宙や自然に敬意を払い世界平和に貢献する心豊かな人に育ってもらうことを目的とする。誘導灯電気工事一式。	2,766
37	京都紫野 RC	船岡山公園でのオープンパークにおける防災地域交流の促進	地域のシンボルである船岡山公園で開催されるイベントに防災ブースを設置し、防災備品を寄贈する。また、地域の人々に防災についての啓蒙を行い、災害時にスムーズに備品を利用できるようワークショップも実施する。 屋根付テーブルとベンチ製作費、講師費用、非常用電源機器購入費など。	4,250
38	京都東 RC	フレイル予防推進のための健康教室の開催並びに健康器具の寄贈	地元市民の利用が多い吉田山公園に健康器具を設置寄贈し、近隣の高齢者を対象に健康教室を開催する。今後この場所で継続的に健康教室が実施できるきっかけをつくり、高齢者に対するフレイル予防対策、交流の場となることを目的とする。健康器具購入・設置費、基礎工事一式、健康教室講師派遣費用など。	3,308
39	鯖江 RC	吉江学園の生徒にプログラミングの楽しさを知ってもらう	地元にある児童養護施設の生徒の学業向上の手助けとするため、コンピュータープログラミングの楽しさを知って貰い、学業への興味や、ひいては将来の就職活動への一助になることを期待する。 講師派遣費、機材レンタル費、教本購入費など。	1,331
40	あすか RC	ようこそ奈良:絆プロジェクト ～心の健康をとりもどそう～	日本に避難しているウクライナの人々をクラブ近辺の名所に案内し、ひと時の心の健康を取り戻して頂くとともに、日本で暮らしやすいコミュニティを作っていたけようウクライナ人と支援者、ロータリアンの交流を図る。 貸切バス代、食事代(ロータリアンは含まず)、会場費、通訳・コーディネーター費用、名所入山料など。	7,076
41	京都八幡 RC	男山の自然観察会及び国宝石清水八幡宮周辺の環境保全	多くの参拝者が訪れる国宝 石清水八幡宮の境内自然環境保全を目的とし、近隣の小学生及びボーイスカウトと一緒に、汚れた樹木銘板清掃と自然観察会を兼ねた新たな銘板を取り付けて、樹木の種類と名称の認識向上に努めたい。また、清掃活動に協力してくれるボーイスカウト団に備品を支援する。 自然観察講習費、銘板製作用植物図鑑購入費、銘板製作費、参加者保険料など。	1,934
42	東近江 RC	地元高校生と共に造る 挑戦の路(仮称)	地元高校生と協力し、2025年国民スポーツ大会滋賀の会場の進入路にベンチを設置し、付近に「挑戦の路(仮称)」の整備を行う。地元の造林公社より地域産木材を調達しベンチを作成、高校生が資源循環や森林保護、環境保全の必要性を学ぶ機会とする。 ベンチ製作、設置費、設置場所基礎工事費、案内看板製作費、広報ポスター・チラシ製作費など。	3,969

No.	クラブ名	プロジェクト名	プロジェクト概要	交付額 (ドル)
43	三国 RC	青少年・市民参加型コンサート	地域の高中生と地元シンガソングライターによる生演奏で、市民参加型コンサートを開催し、地域市民とロータリアン、青少年が交流するイベントとする。ロータリアンは会場でもリトミック啓蒙活動を行う。 広報費、会場費、会場設営費、音楽家出演料、音響費、参加者昼食代など。	4,587
44	京都イブニング RC	ND協働プロジェクト支援 part II	障がい者就労支援事業所で制作された商品の展示販売時に、来場者の待機スペース用テントと紹介パンフレットスタンドを京都市内の大学に常設し、学生や地域住民に、障害を持つ人の能力や可能性への理解を深めてもらうことを目的とした事業。ロータリアンは大学で社会福祉活動を学び、商品の展示販売を行う。 テントおよびパンフレットスタンド購入費。	1,604
45	京都モーニング RC	第2回 京都モーニングロータリークラブ こども絵画コンクール	京都市内の小学生を対象に、絵画コンクールを開催し、多くの市民や観光客が訪れる地下街のホールに展示、子供たちに「夢を持つ事の大切さ」「様々な職業があることを知る機会」「目標に向かって歩むことの素晴らしさ」を発見してもらう。 募集チラシ・広告掲載費、会場費、会場設営費、表彰状・賞品購入費など。	2,847
46	宮津 RC	伊根町立図書館へ幼児・児童・生徒のための図書を寄贈する。	地域内の伊根町立図書館内のロータリーコーナーに、幼児や小学生向けの絵本や書籍308冊を寄贈する事業。ロータリアンは活用状況をモニタリングし、地域の活性化に貢献する。図書購入費。	2,406
47	奈良 RC	夢を掴むコツ	コロナ禍で人と人との繋がりや社会的繋がりを断たれ、自己成長やスポーツ、コミュニケーションの成長が妨げられた若者たちを対象に、夢を持ち、掴んでもらうためにメンタルトレーナー第一人者の講演会を開催する。 講師謝礼、広報費、会場費、当日資料製作費など。	4,411
48	やまとまほろば RC	桜井市立図書館を使った調べる学習コンクール	子供たちに、疑問や課題の解決のために「自ら調べ、自ら考え、発表する」という習慣を身につけることができるよう、市内の小学生に桜井市立図書館を利用して興味のあることを調べてもらい、優れた作品を「図書館を使った調べる学習コンクール」へ出品することを旨とする。 募集ポスター、チラシ等製作・印刷費、コンクール用図書購入費など。	2,967
49	福井西 RC	高齢者の安全で持続的な社会活動をサポート	地域の高齢者の安全で持続的な社会活動をサポートするため、最寄り駅にベンチ、車椅子、AEDを寄付する。また、心を癒すために花を植えたプランターを設置する。 AED購入費、車椅子購入費、ベンチ購入費、広報費など。	4,310
50	湖南 RC	「子どもたちを世の光に」プロジェクト	西日本で初めてできた知的障害者施設の子供たちが製作した作品を展示販売する場所を提供し、支援をする事業。子どもたちが社会の中で自立し輝けるきっかけを作り、多様性のある人を誰一人取り残さない社会を目指す。 チラシ、ポスター、看板製作費、会場費、参加者昼食代、傷害保険料など。	4,098
51	福知山 RC	新世代のための会議	福知山市公立大学の学生および市内の経営者とロータリアンが交流する場を設け、就職説明会も開催する。 会議室テーブル・イス・ベンチ購入費、運送・設置費、資料印刷代など。	3,669
52	京都西北 RC	「人の個性と活用法」	人間関係に起因するストレスへの対策として、ひとりひとりの個性の違いを知り「人の取り扱い説明」を学ぶための講座を開催する。 講師謝礼、会場費、広報チラシ製作費など。	3,248
53	武生府中 RC	夢あるまちづくり絵画展Part II	越前市内の保育園・幼稚園の園児に、地元の伝統工芸・越前和紙を使用した絵を作成してもらい、絵画展を開催、カレンダーも作成し、園児が描く将来の越前市「夢のまち」を広く市民にアピールする。 手渡し和紙購入費、会場費、カレンダー製作費など。	4,162

No.	クラブ名	プロジェクト名	プロジェクト概要	交付額 (ドル)
54	福井 あじさい RC	自立を目指す若者および社会的養護施設退所者等に対する研修活動事業	地域で潜在する様々な課題を抱える若者や児童擁護施設入所児童、社会的養護施設退所者等を対象とし、自立した生活を送るための各種スキルアップを目的とした事業。個人の自主性を尊重したアプローチを心がけることで自己肯定感を向上させ、地域社会に貢献できる若者を育てていくことを目的とする。マナー教室料理代、テキスト製作費、施設使用料、看板製作費など。	2,393
55	大津 中央 RC	子どもロケット教室(対象者大津市在住の小学生)	学童保育や子ども食堂を利用する子ども達とロータリアンと一緒に、実際のロケットと同じ構造の紙製ロケットを製作し、子どもの主体性を引き出し、自信を持ってもらうことを目的とした事業。ロケットキット材料費、会場費、広報チラシ製作費など。	3,248
56	びわ湖 八幡 RC	目指せ滋賀国スポ！ U15女子サッカーフェスティバル	2025年 滋賀国スポ出場を目指すU15女子サッカー選手を対象に、元日本代表チーム指導者や元プロ選手によるサッカー教室と交流大会を開催する。当日使用するボールや練習用具は寄贈し、今後の練習にも活用してもらう。指導者・講師謝礼、グラウンド・教室使用料、ボール購入費、参加者弁当代など。	4,110
57	日本ロータリー E クラブ 2650	”ゴールデンエイジふくい”と学ぶスマホ安全教室	デジタル活用に不安のある方や、高齢者を含む地域住民を対象に、シニア合唱国のコンサートとスマホ安全教室を同時開催し、デジタル活用に関心を持つ機会を提供する。会場費、会場設営費、広報ポスター・チラシ製作費、参加者保険料など。	4,090
58	京都 朱雀 RC	ハビネス子ども食堂支援プロジェクト	生活困窮世帯や貧困に苦しむ子どもを支える「子ども食堂」に食材や調理器具を寄贈し、地域の方も集まることで交流を深め、地域社会コミュニティの活性化を目指す。ロータリアンと子どもたちが一緒に、レクリエーション体験をする。イベント会場施設使用料、食材購入費、貸切バス代、参加者弁当代など。	3,849
59	栗 東 RC	ふやそう！はぐもう！子どもたちの笑顔 in Ritto	日常的に家事や家族の世話をするヤングケアラーや、引きこもりで孤立するなど様々な事情を抱える子ども達に元気と笑顔のメールを送るため、ふれあいフェスティバルや海外の子弟と交遊の機会を提供する。また、引きこもりやヤングケアラーの実情を学習し、市民と共に望ましい対応策を学ぶ講演会を開催する。食事会材料費、参加者保険料、会場費、啓発チラシ製作費など。	3,969
60	京都 伏見 RC	桃山学園ワクワクわくわくデー	障がい児が入所し、児童養護施設を併設する学園の子ども達を対象に職業体験や買い物体験をしてもらい、社会に出た時の一助としてもらう事業。ロータリアンは体験ブースの運営などを行う。職業体験材料費、買い物体験食材費、アトラクション体験費、保険料など。	4,912
61	京都 北 RC	土と森と環境を学ぶ子ども塾	地元地域の小学生を対象とし、身近な自然環境にふれあい、大切な土や森の関わりを理解し、将来SDGsが掲げる目標を実現する為に関心できる青少年を育成する事を目的とする事業。教材購入費、講師指導費、会場費、参加者保険料、貸切バス費用など。	3,272
62	京都 南 RC	京都とおきの芸術祭支援事業	「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会」を目指し、障害者の文化芸術活動を推進することで、府民の障害者への理解を深め、彼らの社会参加の促進を図る事業。障害者の絵画や作品を展示し、ワークショップも開催する。会場費、会場装飾経費、募集要項製作費、パンフレット製作費など。	6,055
63	京都 田辺 RC	子ども110番の家のぼり旗設置	子どもたちの安全を守るため、緊急避難場所として承諾いただいた一般家庭および事業所に「子ども110番の家」のぼり旗を設置してもらう事業。設置することで、市民の防犯意識の向上と、緊急避難場所を子供たちが日ごろから頭に入れておくことができる。ロータリアンは警察の協力の下、設置いただける場所へ訪問、承諾された場所へ旗を設置する。のぼり旗、竿購入費。	2,359

No.	クラブ名	プロジェクト名	プロジェクト概要	交付額 (ドル)
64	京都 嵯峨野 RC	フットサルジュニアスクール	京都市内にある7施設の児童養護施設の子ども達と職員を対象にフットサル教室を開催する。ロータリアンは参加者との交流を深め、児童養護施設の置かれている現状を勘案し、今後の奉仕活動に結びつけ、児童福祉に対する啓蒙活動などを行う。フットサルコート使用料、ボール購入費、講師派遣料、参加者保険料、救急グッズ購入費など。	4,170
65	京都 紫竹 RC	障害者スポーツ・車椅子バスケットボールを実体験しよう	地域の小学生・教員にバラスポーツである車椅子バスケットボールを体験してもらい、元パラリンピック選手との交流を通じて、バラスポーツに対する理解や障害を持つ人との共生への理解を深めてもらう。車椅子バスケット用車いす購入費、輸送費、講師謝礼。	4,571
66	京都 中 RC	「ホテルを飛ばそう！」	ロータリアンと小学生、保護者や地域住民小学校のピオトープを整備し、ホテルの住める水辺にする。また、講師を招いて生き物を通じて自然や環境を守る大切さを学ぶ特別授業を実施する。ピオトープ整備費として砂利、石購入費、工事費、講演会資料製作費など。	2,626
67	甲 賀 RC	甲賀流にんにんダンスコンテスト	日ごろからダンスに取り組む市内の子供たちに、他府県の参加者としてのぎを削ってダンスを披露するコンテストを開催する。優れた賞を取ったチームには、甲賀市の観光協会等と連携して市内行事や観光イベントにゲスト参加できるようにすることで、子どもたちが地域に積極的にでることに繋がり、甲賀市内が活性化することを目的とする。募集ポスター・チラシ製作費、ステージ横断幕製作費、ステージセット設置費など。	4,210
68	彦 根 RC	フリースクーてだのふぁ「みんなのてだ農園」整備事業	不登校の子供たちの居場所であるフリースクール「てだのふぁ」に併設されるコミュニティスペースも兼ねた農園の整備費用を助成する。子供たちが農作業を通じ、地域住民と関わりを持つ中で、行動力や主体性を身に付け、社会に出ていくための一歩となる場所となることを期待する。ロータリアンは子供たちと地元の木材を使用したデッキスペースなどを製作、農園整備も行う。ウッドデッキ、フェンス製作材料費、設営費、施工指導費など。	2,967
69	野 洲 RC	子ども食堂さんと炊飯実習体験と、おにぎりづくり体験試食会	野洲市内で運営されている「子ども食堂」を利用する子どもやスタッフを対象に、ロータリアンと共に調理実習や食事マナーを学ぶ事業。子ども達との意見交換などをして、更なる子ども食堂の充実を目指す。会場費、調理器具購入費、食材購入費など。	1,844
70	大 津 RC	子どもの「心の教育」支援事業	児童養護施設の子供たちを対象に、農業体験と収穫した食材や滋賀県産の食材を使用し、ロータリアンと一緒に料理とバーベキューを行って、大人と触れ合う機会を持ってもらう。子供たちが農業を通して滋賀県産の食材に興味を持ち、将来、地元の関連企業に就職し、活躍することを期待する。貸切バス代、農場使用料、食材購入費など。	2,526
71	福 井 南 RC	音楽を力に！復興支援 コンサート	ロシアによるウクライナ侵攻やトルコ・シリア地震など大きな災害など、世界で起こっている人災、天災被害の現状を知っていたくため、パネル展示により啓発活動と地元高校の吹奏楽部による復興支援コンサートを開催する。会場費、会場設営・音響設備費、広報ポスター・チラシ印刷費、出演者と楽器輸送費など。	2,205
72	福 井 東 RC	トンガ・コロモツア中学校支援	2022年に海底火山の噴火により津波が発生し被災した、トンガ国のコロモツア中学校教室に天井ファンを設置、生徒や教員の健康被害を軽減する。また、農園器具などを寄贈して教育効果が上がることを期待する。ロータリアンはトンガへ訪問し、支援物資の贈呈と現地視察、交流を図る。天井ファン購入・設置工事費、農園器具購入費、現地コーディネート費など。	4,152
73	大 野 RC	子供の安全見守り支援事業	子どもの安全を守るため、市内の小学校1か所にセキュリティ強化と犯罪の抑止を図る意図で防犯カメラを設置する。ロータリアンは設置校と連携して防犯カメラの必要性への理解を求め、他の学校へも働きかけ、子供たちが安心して過ごせる環境づくりを目指す。防犯カメラ購入・設置費一式。	3,208



No.	クラブ名	プロジェクト名	プロジェクト概要	交付額 (ドル)
74	武 生 RC	ろう者手話の理解・促進普及プロジェクト	越前市内のろう者と、ろう者以外の市民(小学生から大人まで)の相互理解と交流を深めるため、手話下敷きを作成する。また、ろう者・市民ボランティア・ロータリアンによる共同農業体験を行う。下敷き制作費、耕運機・物置購入費、井戸整備費用一式。	4,451
75	桜 井 RC	桜井市子育て応援プロジェクト	未就学児から高校生を対象に、バレーイベント、仕事体験ブース、夢をかなえた地元の先輩とのふれあい等を実施し、未就学児から高校生まで幅広い年代が交流することで、夢を持つきっかけ、地元愛を育むきっかけとなる場を提供する。また、図書や木製遊具の寄贈も行う。遊具・図書購入費、会場設営費、講師料、広告宣伝費など。	5,974
76	近 江 八 幡 RC	地元・近江八幡からグローバルに活躍できる人材育成事業	家庭の都合で学習塾・英会話教室に通えない市内の小中学生と、ロータリアンと一緒に英語を楽しく学習し、グローバルに活躍するための基盤となる論理的な思考・自己表現・相互尊重の大切さをロータリアンならではの視点で子供たちに伝える事業。1年間の事業内容を記録したミニ映画を製作し、市民へ広報する。チラシ印刷費、英会話講師料、テキスト制作費、施設使用料など。	6,015
77	奈 良 東 RC	住血吸虫根絶事業及び教育物資支援事業(+住血吸虫撲滅ミッション後経過調査)	ラオス・バクセー近郊の小学生を対象に、住血吸虫という寄生虫による感染症を防ぐために重要なトイレ使用徹底啓蒙活動を行う。また、子どもたちに教育支援物資を提供する。文房具購入費、現地スタッフ交通費・宿泊費、横断幕作成費など。	4,872
78	京 都 平 安 RC	京都平安ロータリークラブ杯少年少女サッカー大会 兼 プロサッカー選手との交流会	サッカー試合経験の少ない小学校低学年の子供たちを対象にサッカー大会を開催、また、プロサッカー選手との交流会を開催する。子供たちにとってプロ選手との交流は、普段得られない技術の習得や、将来の夢や目標をイメージする一助となり、将来この経験をした子供たちが地域社会から国際社会に羽ばたき、ロータリアンの奉仕精神を広めてくれることを期待する。施設使用料、会場備品使用料、サッカーボール購入費、選手派遣指導料など。	1,927
79	八 日 市 南 RC	木育推進プロジェクト	滋賀県東近江市内の保育園等の育児支援施設に、木製の手作り玩具を寄贈する。滋賀県で推進する「木育」教育への取り組みに共感し、玩具を寄贈して遊んでもらうことで、木のぬくもりなどを五感で感じ、自然に関する関心や愛着、森林を含む環境に関する意識の醸成を期待する。ロータリアンは玩具の製作、施設へ持参し、見学する。玩具製作材料費。	3,066
計	79 クラブ			\$286,548

80	2650	管理費		368
----	------	-----	--	-----

**\$286,916**

## 第5章 グローバル補助金

グローバル補助金は、ロータリーの重点分野に該当し、持続可能かつ測定可能な成果をもたらす大規模な国際的活動を支援します。クラブと地区は、グローバル補助金を通じて地域社会のニーズに対応する活動を行うことで、グローバルなパートナーシップを強化できます。グローバル補助金事業に相応しいかどうかは第3章「財団補助金の選び方」で確かめてください。

### 1. 活動の種類

グローバル補助金は、次のような活動に使用できます。また人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)の活動を組み合わせる活動も可能です。

- ・人道的プロジェクト：地域社会のニーズに取り組み、持続可能かつ測定可能な成果をもたらすプロジェクト。
- ・職業研修チーム(VTT)：専門職業に関係する研修を提供するチームや、研修を受けるチームを海外に派遣するプロジェクト。
- ・奨学金：大学院レベルの留学。

### 2. 申請書の提出にあたってのヒント

しっかりとしたプロジェクト計画とグローバル補助金の申請書を仕上げるために、計画の早い段階から地元の専門家と相談しましょう。申請書が承認されるには、プロジェクト、奨学金、職業研修チームの活動で、以下の要件が明確に記載されていなければなりません。

- ・持続可能であり、補助金の資金が使い尽くされた後にも活動成果を長期的に持続させるための計画を含んでいること
- ・測定可能な目標を持っていること
- ・ロータリーの重点分野のいずれかに該当すること
- ・地域社会のニーズに応えること。人道的プロジェクトまたは職業研修チームを支援するためにグローバル補助金を申請するすべてのクラブと地区は、まず地域社会の調査を実施し、調査で学んだことを基にプロジェクトを立案しなければなりません。
- ・ロータリー会員と地域社会の人々の両方が積極的に参加すること
- ・補助金の「授与と受諾の条件」第8章資料に記載された要件を順守すること

#### 地区リソースネットワークの利用

ロータリーの重点分野、グローバル補助金、プロジェクト計画などの分野に詳しい地元のロータリー会員が最も頼れるリソースとなるでしょう。既存のニーズやプロジェクトの計画に対して、補助金を利用できるかどうかという形で申請が始まればよいのですが、「グローバル補助金を申請してみたい」、「国際的奉仕プロジェクトをやりたい」という意欲はあるが、「何をしてよいかわからない」、「ニーズも相手もない」、というケースも多いと思います。

支援を求めているプロジェクトやクラブを探すには、

〈My ROTARY〉→〈情報&リソース〉→ロータリーショーケースのプロジェクトが閲覧可能、世界のグローバル補助金事業の協同提唱者募集を国別で見つける事が出来ます。

又は、当地区グローバル補助金委員会へガバナー事務所を通じてご相談ください。地区内のクラブ皆様のお役に立てる様に、グローバル補助金委員会一同、事業提案をお待ちしております。



### 3. モニタリングと評価

プロジェクトのモニタリングと評価はグローバル補助金プロジェクトにおける重要な要素です。適切なモニタリングと報告を行うことによって、ロータリー補助金が地域社会にとって好ましい変化をもたらしたことを確認できます。

## 持続可能性

ロータリーにとって「持続可能性」とは、補助金プロジェクトの終了後も、現地の人々が自力でニーズに取り組めるよう支援し、長期的な解決策をもたらすことを意味しています。

### 地域社会のニーズと強みを調査する



地域社会のニーズを調査し、地元の人々の価値観や文化を考慮してどのような活動ができるか検討する。

### 恩恵を受ける人々に関与してもらう

プロジェクトの成果を長期的に保つため、現地でリーダー的役割を引き受けてくれる人を探す。



### 研修、教育、呼びかけを行う

人々が自力でニーズを満たし、知識やスキルを引き継いでいけるようにする。



### 現地で物資を調達する

可能な限り、設備や物資、テクノロジー機器は現地で調達する。



### 現地の資金源を確保する

地元の自治体、政府、病院、企業、その他の団体から資金を確保する。



### モニタリングと評価を欠かさない

明確で測定可能なプロジェクト目標を立て、プロジェクトのデータを集める方法を定める。



(参照) グローバル補助金ガイド

#### 4. 重点分野の基本方針

2023年4月より各重点分野の基本方針が新しくなりました。グローバル補助金を申請するグローバル補助金の申請は7つの重要分野の中で1つ以上の分野のプロジェクトでなければなりません。

- a) 平和構築と紛争予防
- b) 疾病予防と治療
- c) 水と衛生
- d) 母子の健康
- e) 基本的教育と識字率向上
- f) 地域社会の経済発展
- g) 環境

以下7つの重要分野の基本方針の全文は下記のリンクをご覧ください。  
各重点分野の詳細については、下記QRにて最新情報が閲覧可能です。



マイロータリーでは、ログインした後→ロータリー補助金センター→右上のリソース→重点分野の基本方針を選択、各分野の最新情報が閲覧可能です。

##### a) 平和構築と紛争予防 (Peacebuilding and Conflict Prevention)

ロータリーは、地元や海外の地域社会における紛争転換を促す活動を通じた、平和構築と紛争予防に関連する研修、教育、実践を支援します。

この重点分野の目的と目標 ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような活動によって平和構築と紛争解決を助長するのを支援します。

1. 紛争を転換し、平和を築くための個人および地域社会の能力の向上。
2. 平和教育、平和のためのリーダーシップ、および争いの予防と解決に関する地域社会の人びとへの研修
3. 影響を受けやすい人びとの社会統合を支援する奉仕活動の実施
4. 天然資源を管理する最善の方法を特定するための対話および地域関係の改善
5. 平和構築と紛争解決に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

##### b) 疾病予防と治療 (Disease Prevention and Treatment)

ロータリーは、疾病の原因と影響を減らすための活動を支援します。この分野のプロジェクトは、医療サービスへのアクセスの改善および拡充、医療機器の提供、または医療従事者の研修によって医療システムを強化します。

この重点分野の目的と目標 ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような活動によって疾病を予防し、治療するのを支援します。

1. 地元の医療従事者の能力向上。
2. 伝染病の伝播を食い止め、非伝染病の発生と影響を減らすための、疾病予防・治療プログラムの推進。
3. 医療システムの強化。
4. 臨床治療および身体障がいのためのリハビリの提供。
5. 疾病予防と治療に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

##### c) 水と衛生 (Water, Sanitation, and Hygiene)

ロータリーは、2030年までにすべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保するという国連の「持続可能な開発目標」の目標6に沿う支援です。ロータリーは、安全な飲み水と基本的な衛生設備を提供するための活動と研修を支援しています。また、水と衛生のプロジェクトの支援は、グローバル補助金 地域社会調査の結果フォームは、2022年8月質問が追加されております。事業タイプは以下のような支援です。

###### ●水供給

水供給、貯水、浄水、水処理、および水源保護に焦点を置いたプロジェクトを含む、安全な飲み水へのアクセス改善。支援先の水源には、水道水、掘削井戸、保護された掘り抜き井戸、保護された泉、雨水、包装された水が含まれます。低所得者のための住宅や非公式居住区に住む人びとへ、改善された飲料水源を支援する事も支援内容として重要です。安全な飲料水を利用できるようにするために、塩素処理、ろ過、または太陽熱消毒による家庭用水処理と安全な水を提供する事業を支援します。

###### ●衛生設備へのアクセス改善

衛生設備インフラや糞便汚泥の管理、処理、処分を通じて、人間の排泄物を収集、処理、処分支援する事業。手洗い、排せつ物の安全処理、安全な水の貯蔵、月経時の衛生など、健全な習慣を推進する教育の提供する支援事業。

###### ●学校での水プロジェクト

女子生徒、男子生徒、職員の数を把握。水（生徒一人当たりのリットル量）、衛生（男子生徒50人当たりトイレ一つと小便器一つ、女子生徒25人当たりトイレ一つ、など）、衛生設備（石鹸を備えた手洗い場が即時に利用できることなど）に関する国の基準が満たされているかどうかを評価し、改善できる点を支援する。

##### d) 母子の健康 (Maternal and Child Health)

ロータリーは、母子の健康を改善し、新生児、5歳未満の子ども、母親、および出産年齢の女性の罹患率と死亡率を削減する、さらにより質の高い医療へのアクセスを改善することを目的としています。事業タイプは以下のような支援です。

###### ●予防接種プロジェクト

予防接種は、母子医療の重要な部分であり、伝染病の発生を予防・管理するにはワクチンが極め



て重要です。グローバル補助金では、その国の法律に基づいた予防接種を支援します。

#### ●移動医療車と移動診療所

基本的な医療サービスを利用できるのは世界人口の半数以下です。新型コロナウイルスの流行、自然災害、紛争などの大規模な混乱は、医療従事者、医療施設、その他のサービスへのアクセスを低下させています。医療サービスを提供する移動診療所または医療設備を備えた車両により、こうした障壁のいくつかに取り組むことができます。

#### ●栄養プロジェクト

妊婦の栄養状態、および出産後に母親と乳幼児が摂取する栄養は、子どもの発達と成功に影響します。栄養プロジェクトは、栄養失調に対処し、栄養失調による母子の死亡または障がいの治療や軽減などを含む取り組みの支援。

### e) 基本的教育と識字率向上 (Basic Education and Literacy)

ロータリーは、すべての子どものための教育を改善し、子どもと成人の識字率を高めるための活動と研修を支援する。事業タイプは以下のような支援です。

#### ●成人の識字率の向上

学校と地域社会の図書館は、多くの場合、識字の推進と向上において切実に必要とされているリソースです。ただし、研修を受けた職員や正式なプログラムなしで図書を提供しても、必ずしも長期的なインパクトにはつながりません。専門家や研修を受けたボランティアを図書館に配属し、図書を購入する際には読み手の文化、言語、年齢を考慮に入れることが重要となります。

#### ●放課後プログラムまたは個別指導プログラム

個別指導プログラムは、特に資格のある個別学習指導員（チューター）がプログラムに起用されている場合、生徒の成績に大きなインパクトを与えることができます。補助金によるプログラムの主な目標は、学業成績の向上とする必要があります。

#### ●言語研修

その国の公用語で読み書きができないことにより、学び、コミュニケーションを図り、社会に出ることが難しくなります。言語研修は、移民や難民の多い地域社会に役立ちます。国の教育当局が義務づけている場合、言語プロジェクトを学校で実施することができます。

### f) 地域社会の経済発展 (Community Economic Development)

ロータリーは、人々が生活と地域社会の経済にロータリーは、貧困地域や十分な支援が得られない地域で測定可能かつ長期的な経済発展を創出することで、人びとと地域社会が貧困を緩和していけるよう支援します。事業タイプは以下のような支援です。

#### ●貧困の課題がある地域社会への、金融サービス(マイクロクレジット、モバイル・バンキング、貯蓄、保険を含む)へのアクセスの提供

#### ●地域社会の経済発展に関連する研修（起業、地域社会でのリーダーシップ、職業スキル、金融知識など）の提供。地域経済に持続可能な変化をもたらすために、現地のリソース、人びと、スキル、専門知識を取り込み支援します。

#### ●小規模ビジネス、協同組合、または社会的企業に加え、貧しい地域社会のための収入創出活動（雇用を提供する地域全域の事業など）の開発支援

#### ●自給自足農家や小農家のための農業開発（能力向上、および市場と資本へのアクセス促進を含む）の促進

### g) 環境 (Environment)

ロータリーは、天然資源の保全と保護を促進し、環境の持続可能性を高め、人と環境との調和を促す活動を支援します。事業タイプは以下のような支援です。

#### ●陸地、沿岸、海洋、淡水資源の保護と回復

- ・森林破壊と生息環境悪化の防止、原生植物の植樹・植付、森林再生の促進と生息地の回復、侵入性動植物の除去などの取り組みを通じた、陸上生態系の保護と回復
- ・在来動植物の保護と繁殖、侵入性動植物の除去、過剰漁業、汚染、海岸侵食、海洋酸性化への対策といった取り組みを通じた、沿岸、海洋、淡水生態系の保護と回復

#### ●天然資源の管理と保全を実行する地域社会と地方自治体の能力向上

- ・天然資源と自然遺産を保存、保護、および持続可能な方法で利用できるようにするための保全と資源管理に関する地域社会の研修と教育
- ・生態学的に健全で平和的で公平な解決を通じた、人間と野生生物の対立の緩和

#### ●農業生態学および持続可能な農業、漁業、水産養殖の実践の支援

- ・再生農業、保全農業、管理された放牧、農林業、林間放牧、または樹木の混植を通じた、生態学的に持続可能な農業慣行の採用の増加
- ・持続可能な漁業と生態学的に健全な水産養殖の支援
- ・農業、土地、海洋、天然資源の管理の実践における伝統的知識と先住民の知識利用の促進、活性化、保全
- ・持続可能な農業、水産養殖、漁業の手法、地元の食料源のサポート、農業の多様性、食品廃棄物の削減、高品質の食料への公平なアクセスを通じた食糧安全保障の向上



## 5. 事業予算規模と第2650地区のDDF申請基準

グローバル補助金の最低予算は30,000ドルであり、国際財団活動資金（WF）の最高授与額は400,000ドルです。RIは、DDF寄贈に対して80%のWFを上乗せします。グローバル補助金申請のDDF以外のクラブ拠出や現金拠出に対するWF資金の上乗せは、廃止されております。詳しいRIのグローバル補助金事業の基準は、マイロータリーのグローバル補助金で確認して。以下は、当地区の今年度のグローバル補助金申請の基準です。

### 1) 第2650地区のDDF申請条件

クラブは資格認定（財団補助金管理セミナーおよび地区財団セミナーを受講し、クラブの覚書（MOU）を提出されており、地区グローバル補助金委員会からのグローバル補助金事業のアンケート提出済であれば、年度を通してDDFの申請することができます。

### 2) 第2650地区のDDF申請の際の資金調達条件

当地区DDF申請額の10%以上がクラブの現金拠出または他地区のDDFを使用する事を条件とさせていただきます。（例：25,000ドルのDDF申請であれば、2,500ドル以上をクラブの現金拠出または他地区のDDFを使用して資金調達をする必要があります。）

## 6. グローバル補助金の申請時期と必要書類

### 1) 第2650地区のDDF申請書類の審査時期

2024-25年度のグローバル補助金の人道的と職業研修事業のDDF活用申請の受付は随時行います、尚申請書の審査は、2ヶ月に1度の審査会のタイミングで行います。

【補足】当地区のDDF予算が不足した場合、一旦グローバル補助金事業の申請受付を中止する場合があります。

7月1日～8月31日に提出された活用申請は、9月1日以降の審査会で審査。

9月1日～10月31日に提出された活用申請は、11月1日以降の審査会で審査。

11月1日～12月31日に提出された活用申請は、1月1日以降の審査会で審査。

1月1日～2月28日に提出された活用申請は、3月1日以降の審査会で審査。

3月1日～4月30日に提出された活用申請は、5月1日以降の審査会で審査。

5月1日～6月30日に提出された活用申請は、7月1日以降の審査会で審査。

### 2) 2650地区のDDF申請必要書類 ①～③

① 第2650地区財団活動資金申請書（人道的奉仕/職業奉仕（VTT）をガバナー事務所へご申請ください。

② グローバル補助金のオンライン申請書のコピー（できれば和訳）和訳用テンプレート

<https://www.rotary.org/myrotary/ja/document/global-grant-application-template>



③ グローバル補助金 地域社会調査の結果フォーム（日本語）

<https://my.rotary.org/ja/document/global-grants-community-assessment-results>



必要に応じて、以下の④～⑦はRIの申請の際に必要な書類です。

④ 協力団体のMOU

<https://my.rotary.org/ja/document/cooperating-organization-memorandum-understanding>



⑤ 経費を裏付ける書類（見積書提出可能な場合）

⑥ 職業研修（VTT）の日程表（日本語）

<https://my.rotary.org/ja/document/global-grants-vocational-training-team-itinerary>



⑦ 職業研修チーム：メンバー申請書（日本語）

<https://my.rotary.org/ja/document/vocational-training-team-member-application>



## 7. グローバル補助金の申請手順

申請入力にあたっては、必ず「補助金センターのご利用ガイド」をダウンロードしてお手元にご用意ください。（参照） RI サイト：<https://my.rotary.org/ja/document/how-use-grant-center>） MyROTARY ログイン後に、ご利用いただけます。「補助金センターのご利用ガイド」にサンプルの入力方法を紹介しております。

（参考）グローバル補助金申請入力（Global Grant Application）記載項目

ステップ 1	Basic Information	： 基本情報
ステップ 2	Committee Members	： 委員会メンバー
ステップ 3	Project Overview	： プロジェクト概要
ステップ 4	Area of Focus	： 重点分野
ステップ 5	Measuring Success	： 成果の測定
ステップ 6	Location and Dates	： 実施地と実施時期
ステップ 7	Participants	： 参加者
ステップ 8	Budget	： 予算
ステップ 9	Funding	： 調達資金
ステップ 10	Sustainability	： 持続可能性
ステップ 11	Review and Lock	： 見直しと確定
ステップ 12	Authorization	： 承認

## 8. グローバル補助金の支払

1) 地区のDDF活用申請書が承認された後、マイロータリーでの申請書をRIへ提出し、その後RIで審査が開始されます。グローバル補助金事業の申請書がRIにより承認された場合、双方の提唱者が法的同意書を承認、他の現金拠出額が受領された後、RIが事業に対しては支払いを行います。地区のDDF活用申請書の承認は、RIの申請を確約するものではありません。

2) RIの承認後の手続について

ロータリー財団から補助金の正式な承認通知は事業に登録されたメールアドレスに一斉配信されます。RIからの承認後、補助金の受領の為に以下の手続を完了する必要があります。手続が完了後、国際ロータリー公式為替レートに基づいて支払いが実行されます。プロジェクトを開始する為に、速やかに財団承認後の手続を行う事をお勧めします。不明な点は、地区のグローバル補助金委員会へお問い合わせ下さい。

（海外=実施国代表提唱クラブの手続）…補助金口座を実施国で開設する場合

1. グローバル補助金の銀行口座に関する情報を提出
2. グローバル補助金銀行口座の署名人となるロータリアン2名を指名
3. グローバル補助金の法的同意事項を承認

（日本=共同提唱クラブの手続）

1. 現金拠出金をロータリー日本財団に振り込み、寄付送金明細書に必要事項を記入のうえ提出（「ロータリー財団寄付送金明細書」参照）







**RID2650 2022-23年度 グローバル補助金事業状況**

グローバル補助金番号 2238853						
重点分野	種別	事業予算	RID2650 DDF使用額	実施国	実施国代表	援助クラブ
	奨学金					
疾病予防と治療	状況	77,068ドル	42,816ドル	米国	La Jolla Sunrise RC (D5340)	京都南RC
	Paid					
金下峻也さんが予定する米国 University of California San Diegoへの留学に対する、奨学金支援事業						

グローバル補助金番号 2346264						
重点分野	種別	事業予算	RID2650 DDF使用額	実施国	実施国代表	援助クラブ
	奨学金					
疾病予防と治療	状況	66,147ドル	36,749ドル	米国	Dallas Uptown RC (D5810)	京都洛北RC
	Paid					
武田将司さんが予定する米国 UT southwestern medical center への留学に対する、奨学金支援事業						

グローバル補助金番号 2348228						
重点分野	種別	事業予算	RID2650 DDF使用額	実施国	実施国代表	援助クラブ
	奨学金					
基本的教育と 識字率向上	状況	34,270ドル	19,039ドル	英国	Cardiff Bay RC (D1150)	桜井RC
	Paid					
石原早季子さんが予定する英国 Cardiff University への留学に対する、奨学金支援事業						

グローバル補助金番号 2238024						
重点分野	種別	事業予算	RID2650 DDF使用額	実施国	実施国代表	援助クラブ
	人道的					
環境	状況	42,800ドル	5,000ドル	台湾	斗六北區 RC (D3470)	京都洛東RC
	Paid					
台湾 雲林県斗六市の生態学的な自然環境の回復を目的とする事業。 地域住民に向けて、水資源を大切に節約することの教育や、研修・ワークショップの実施を通じて効果的な生態保護活動を行う						

計	3分野	4件	220,285 ドル	103,604 ドル	3カ国		4クラブ
---	-----	----	---------------	---------------	-----	--	------

**RID2650 2023-24年度 グローバル補助金事業状況**

グローバル補助金番号 2351372						
重点分野	種別	事業予算	RID2650 DDF使用額	実施国	実施国代表	援助クラブ
	奨学金					
母子の健康	状況	45,760ドル	25,423ドル	英国	Radlett RC (D1130)	京都南RC
	Paid					
西田梨乃さんが予定する英国 London School of Hygiene & Tropical Medicineへの留学に対する、奨学金支援事業						

計	1分野	1件	45,760 ドル	25,423 ドル	1カ国		1クラブ
---	-----	----	--------------	--------------	-----	--	------

## 第6章 ロータリー財団奨学金

奨学金としては地区補助金（District Grants：DG）とグローバル補助金（Global Grants：GG）を利用する2つに分かれます。地区補助金のみ奨学金は、第4章 地区補助金をご覧ください。この章ではグローバル補助金による奨学金についてご説明します

### 1. グローバル補助金による奨学金

専攻分野とキャリア目標がグローバル補助金の重点分野（参照：第5章4項 重点分野の基本方針）のいずれかに該当している、大学院レベルの留学生を支援できる。1～4年間の授業料、部屋代と食費、支援期間中の諸費用を賄うことが可能である。

- グローバル補助金に関する一般事項については、第5章 グローバル補助金を参照のこと。
- グローバル奨学生の募集要項

国際ロータリー第2650地区

2025-26年度ロータリー財団グローバル補助金奨学生

#### 募 集 要 項

国際ロータリー第2650地区ロータリー財団委員会

【問い合わせ先】ガバナー事務所：oota@rid2650.gr.jp

国際ロータリー第2650地区（京都府・福井県・滋賀県・奈良県）は、当地区の募集要項に従い、2025-26年度ロータリー財団グローバル補助金奨学生候補の募集を行います。

国際ロータリー第2650地区ロータリー財団グローバル補助金奨学金制度の主要な目的は、7つの重点分野（1. 平和構築と紛争予防、2. 疾病予防と治療、3. 水と衛生、4. 母子の健康、5. 基本的教育と識字率向上、6. 地域社会の経済発展、7. 環境）のいずれかに該当する分野で研究・活動する方を奨学金で支援し、将来的に持続的かつ測定可能な成果を生むことです。

※ 国際ロータリーのホームページ「<http://www.rotary.org>」では、国際ロータリーおよびロータリー財団に関する情報をご覧ください。

**奨学金の期間** 1～2年間

**支給額** 本人のエコノミー往復航空券代、授業料、教材費、寮費または下宿代、食費等に対して、米貨30,000ドル以上を提供する。（合格者の人数、留学期間、留学国などを考慮し、当地区の担当部門が金額を決定）

**募集人員** 若干名

#### 応募資格

- 1) 7つの重点分野のいずれかに該当する分野で研究・活動する事を目標とし、大学院レベルの教育目標もこれに関連すること
- 2) 学歴、職歴、活動歴が7つの重点分野に関わっていること

- 3) 海外の大学院レベルの教育プログラムで学ぶこと（大学協定校等への派遣留学・交換留学は不可）
- 4) 2025年4月までに大学課程を修了している者、または修了することが見込まれること
- 5) 2025年7月1日から2026年6月30日の期間内にスタートする新学期から留学を開始すること
- 6) 留学先がロータリーの存在する国であること
- 7) 入学許可状／招請状、または学費支援の保証を必要とする条件付き入学許可状を提出できること
- 8) 応募時かつ出発時に、ロータリー第2650地区内に居住し、または、同地区内に所在する大学及び大学院に在学し、または、同地区内に所在する職場に在職していること。但し、応募時において日本国外に留学しまたは就職している場合は応募出来ません。
- 9) 日本国籍あるいは永住権を有すること
- 10) 受入国の言語に堪能であること、留学先のプログラムが求める語学力要件を満たすことを証する資料を提出できること
- 11) 優秀な学業成績を持つと共に、親善使節としての素質をもっていること
- 12) 指導力、独創性に富み、順応性、思慮分別を持ち、目的に対し誠実であること
- 13) 留学国の国情、国民性に関心と理解を持ち、日本の歴史、地理、文化、時事問題に通じていること
- 14) ロータリアンおよびロータリー関係組織職員ではないこと
- 15) ロータリアンの尊属、直系卑属、その配偶者ではないこと
- 16) 奨学金の授与前に留学を開始していないこと
- 17) 他の奨学金を受けていないこと。

#### 奨学金授与の条件

- 1) 奨学金の授与にあたって、ロータリー財団の掲げる諸条件に同意すること
- 2) 第2650地区および受入地区が実施するオリエンテーションに出席すること
- 3) 奨学期間の開始前と終了後に、支援ロータリークラブでスピーチを行うこと
- 4) 奨学期間中、受入地区ではロータリーに積極的に関わり、クラブのスピーチ依頼や社会奉仕活動、人道的奉仕活動に取り組むこと
- 5) 留学中は全過程において優秀な成績を維持し、奨学金プログラムの親善と学業の両面に等しく重点をおくこと
- 6) 留学中は、奨学金の支出記録をとり、定期的に支援ロータリークラブへ報告すること（奨学生は、6ヵ月毎に中間報告を、留学終了時に最終報告を提出しなければなりません）
- 7) 各種報告の提出や、留学先の支援ロータリークラブの担当者や会長への手続き依頼など、最終手続きの完了まで主体的に責任を持って関わること
- 8) 奨学期間終了後は速やかに帰国し、第2650地区財団学友会（フェローズ2650）に入会し、学友として支援クラブや地区の諸活動に可能な限り積極的に参加し、ロータリーと長期にわたる関係を築くこと
- 9) 学業成績不良、不良行為の立証、報告の不提出、ロータリー財団の承諾を得ずに学業課程の変更、中途退学、留学国の語学に対する知識の不足、“親善使節”としての任務不行使、その他奨学金の条件を充たせなくなる様な事態が発生した際には、奨学金の返還を求める場合がある
- 10) 奨学期間終了後、連絡先（住所・電話・Email等）に変更が生じた際は、迅速にガバナー事務所及び第2650地区財団学友会へ連絡すること

11) 奨学金の交付は、生涯ひとり1回限りとする

### 応募の期間・方法

応募の受付期間は、2024年7月1日～2024年10月15日です。

以下の提出書類を国際ロータリー第2650地区のガバナー事務所 担当：太田宛にメール添付にてご提出ください。(提出締切：2024年10月15日必着。※持参・郵送禁止)

【提出先メールアドレス】 [oota@rid2650.gr.jp](mailto:oota@rid2650.gr.jp)

### 一次選考(当地区選考)提出書類

- 1) RI 第2650地区 グローバル補助金奨学金応募申込書 ※履歴書
- 2) RID2650 地区財団活動資金申請書【グローバル補助金】
- 3) GG-SCH Candidate Eligibility Pre-Check form (和文・英文の両方準備)

以上、1)～3)の書式は、ガバナー事務所よりお取り寄せ下さい。※メールにて依頼

#### 【資料取寄せ時の注意点】

メール依頼の際、 ●現在のご自身の立場 ●現在研究/仕事されている内容(簡潔に)  
●ご自身が該当すると思われた重点分野 ●志望留学先の国、学校/機関名(予定でも)  
●留学先での専攻/研究分野 ●予定留学期間 をメール本文中にご記載ください。

その他、下記4)～7)をご準備下さい。

4-1) 海外の大学院レベルの教育機関からの入学許可状(語学条件付き許可状は不可)、招聘状または受入予定を記する文書

または

4-2) 指導教員/上司による推薦書(自由書式、推薦者の署名入り、和文・英文の両方準備)

※4-1)の入手が応募締切日までに間に合わない場合に限り、暫定的な代替措置として、4-2)推薦書での応募を受け付けます。ただし、4-1)の準備ができ次第、速やかにご提出ください

※4-1)の最終提出期限は2025年3月31日です(期限までに提出できない方は応募できません)

5) 語学力証明書(留学先の国や地域の言語・コピー可)

\*英語圏：TOEFL、TOEIC、IELTS等の成績表

\*英語圏以外：該当する外国語能力評価の標準となっている語学力テストの成績表(取得日より1年内のものが望ましい)申請時に語学力テストの結果が手元にない場合には、その旨を記載した文書を同封すれば申請を受け付けます

6) 経費見積書/計画書(自由書式)

7) 最終教育機関の成績表(和文または英文)※現役学生の場合は、入手でき次第、提出の事

上記1)～7)をメール添付にて、担当者宛てにご送付ください

### 選考方法

・当地区財団奨学金委員会による一次選考(書類・面接審査)：2024年11月中旬に開催予定

※面接方式・日時は、各応募者に直接メールで連絡します

※面接は日本語で行います。筆記試験はありません

・国際ロータリー財団による書類審査(事前審査)：随時実施

### 一次選考合格から派遣までの流れ(予定)

当委員会は、一次選考の合格者について「留学先研究機関への入学の確定」を条件にグローバル奨学生候補者として当地区内の各ロータリークラブへ推薦します。奨学生候補者を支援しようとするロータリークラブ(派遣国側)との面接を経て、支援が決定次第、共同で留学先地域のロータリークラブ(受入国側)への支援依頼に取り組んでいただきます。こうして「派遣国側支援クラブ」「受入国側支援クラブ」が確定すると、国際ロータリー・ロータリー財団へのオンライン申請手続を行なうことができます。申請後、ロータリー財団の最終審査に合格すると、奨学金の交付が確定します。

最終合格者は留学開始までに、地区主催のオリエンテーションやロータリークラブの会合に参加し、国際ロータリーに関する理解を深めることが求められます。

### 注意

- ・ロータリー財団の承認前に支払った費用については、奨学金の対象になりません。
- ・国際ロータリーのホームページより『ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件』および『グローバル補助金 奨学金の補足資料』をご確認ください。
- ・留学先機関の入学許可を得ていること、第2650地区内の派遣国支援クラブが決まること、留学先の受入国支援クラブが決まること、これら3つの条件を満たさなければ、ロータリー財団への申請と最終審査を受けることはできません。特に留学生の集中する地域(ロンドン、ボストンなど)については世界中から希望者が集まりますので、受入クラブが決まらない場合があります。
- ・奨学金額は、一次選考終了後に合格者の人数、留学期間、留学先地域などを考慮し決定いたします。最低金額は米貨30,000ドルです。
- ・一次選考までの問い合わせや書類提出は、国際ロータリー第2650地区ガバナー事務所宛にお願いいたします。当地区では、窓口を国際ロータリー第2650地区ガバナー事務所(財団奨学金・平和フェロシップ委員会)に一本化しています。各ロータリークラブへの直接の問い合わせはしないでください。
- ・問い合わせや質問への返信について、財団奨学金委員が対応させていただく場合があります。この場合、応募者のメールアドレスや電話番号など個人情報を一部共有させていただきますことをご了承ください。

補足：「地区」とは、国際ロータリーの管理の便宜上結びつけられた、一定の地理的な市域内にあるロータリークラブのグループです。2023年7月時点で、200以上の国と地域に520地区があります。日本は34地区に分かれています。国際ロータリー第2650地区は、京都府・福井県・滋賀県・奈良県の4府県にある96クラブ、総会員4,160名(2023年7月期首)で構成されています。

国際ロータリー第2650地区 ガバナー事務所

〒600-8216 京都市下京区東塩小路町614番地 新京都センタービル5階520

TEL：(075)353-2650 問い合わせ：AM10:00～PM16:30(土・日・祝日休)

### ●グローバル奨学金の応募申込と申請

次頁以降の応募申込書とRID2650地区財団活動資金申請書【グローバル奨学金】をご利用ください。(指定用紙は第2650地区ガバナー事務所へご請求ください。)



国際ロータリー第2650地区  
グローバル補助金奨学金 応募申込書

年 月 日提出

ふりがな				年 月 日生	(写真貼付)  写真をスキャンで 取り込み、この枠 内に貼り付けてく ださい
氏名				才 (性別：男・女)	
現住所 (居住)	〒 -				
実家					
TEL		携帯			
FAX		E-mail			
学歴	高等学校				
	大学				
	大学院				
勤務先	名称				
	住所				
奨学金種類	種類	グローバル補助金			
	専門分野 (該当分野を○で囲んでください)	平和構築と紛争予防 ・ 疾病予防と治療 ・ 水と衛生 ・ 母子の健康 基本的教育と識字率向上 ・ 地域社会の経済発展 ・ 環境			
志望する教育機関	国名	都市名	使用言語	教育機関名	
			語		
留学経験教育機関			語	年 月 年 月	
			語	年 月 年 月	
			語	年 月 年 月	
			語	年 月 年 月	
家族状況	氏名	続柄	職業 (勤務先・通学先)	同居別居	

●グローバル補助金のことを、どこで知りましたか？できるだけ詳細に記述ください。

**(枠内に収まるように簡潔に記入および、印刷した際に文章途切れがないか、確認をお願いします)**

●ボランティア経験はありますか？ ない/ある いずれかに☑としてください。

- ない  
 ある ↓詳細を記してください↓

**(枠内に収まるように簡潔に記入および、印刷した際に文章途切れがないか、確認をお願いします)**

●ご自身の立場が、以下のいずれかに該当しませんか。該当しない場合はチェックボックスに☑としてください。

1. 現ロータリアン
2. クラブ、地区、その他のロータリー組織、国際ロータリーの職員
3. 1・2の配偶者、直系卑属(血縁、養子縁組、再婚による子または孫)、直系卑属の配偶者、直系尊属(血縁による親または祖父母)、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関、組織、団体の職員
4. 退会から3年を経過していない元ロータリアンおよび、その親族関係にある人

該当しません → 書類審査通過者には、別途誓約書をご提出いただきます。

上記の通り、ロータリー財団奨学金プログラムに申込みます。

申込者氏名

推薦クラブ

ロータリークラブ

会長署名

**【奨学生候補者の方へ】**  
 推薦クラブと会長署名欄は、空白のまま結構です。

RID2650 地区財団活動資金申請書【奨学金】  
(District Designated Fund : DDF)

【候補者の方へ】黄色/緑マーカー部は空白のままです

申請日 年 月 日

プロジェクトの種類 グローバル奨学生 グローバル申請書No. GG

6重点分野

- 平和構築と紛争予防
  疾病予防と治療
  水と衛生
  環境  
 母子の健康
  基礎的教育と識字率向上
  地域社会の経済発展

申請者情報 (派遣側代表提唱者)

クラブ名	ロータリークラブ
代表連絡担当者名 (役職)	(役職)
連絡先	電話: メール:

プロジェクト名	Scholarship for (氏名【ローマ字】): (氏名【漢字】) さんに対する奨学金
プロジェクトの概要	

奨学生情報

奨学生氏名			
留学先	国名	教育機関	
入学許可証	あり ・ なし	(入手予定日)	
受入側代表提唱者	地区	クラブ	
留学期間	(開始) 年 月 日	～ (終了) 年 月 日	

6重点分野	最終学歴・職歴・活動歴	
	派遣先における履修課程	
	将来のキャリアプラン	

添付書類

- グローバル補助金のオンライン申請書のコピー (和訳要)
- 予算の見積書または経費計画書を添付下さい (自由書式)

プロジェクトの予算

支出項目	金額 (US\$)
合計 (US\$)	

添付書類

RID2650 グローバル補助金奨学金 申請必要書類一式 (募集要項に記載)

プロジェクトの予算調達 (両国の代表提唱クラブには◎をつけて下さい)

クラブ/地区/その他	現金(US\$)	DDF(US\$)	WF 予定額(US\$)
受入側			
派遣側	RID 2650 DDF		
合計 (US\$)			
総合計 (US\$)			

上記の事業実施にあたり、右記のとおり DDF 活用申請を致します。 【金額】 \_\_\_\_\_ US\$

代表連絡担当者以外の、本プロジェクト担当委員 (2名)

氏名	クラブ役職	連絡先電話番号
氏名	クラブ役職	連絡先電話番号

クラブの承認

( )	ロータリークラブ
クラブ会長名	署名
クラブ会長エレクト名	署名

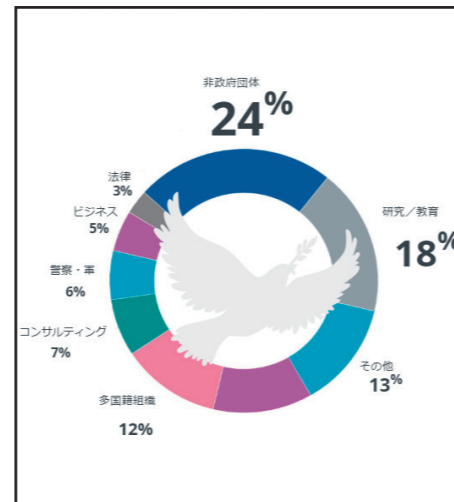
注意: DDF 活用が許可された後に、当申請書の内容に変更があった場合、すみやかに地区に連絡をお願いします。承認後でも DDF 使用内容に変更がある場合、地区の判断により DDF 使用は無効となる場合があります、新たな申請が必要になる場合もあります。

## 第7章 ローター平和フェローシップ

ロータリー平和フェローシップは、ロータリー財団より提供される奨学金です。ロータリー平和センターでの質の高い学術研究と実地研究(インターンシップ)を通じて、未来の平和構築者を育成するというロータリーの使命を支えるために設けられました。奨学金の受領者となるロータリー平和フェローは、それぞれの地域社会とグローバル社会における平和構築と紛争予防分野のリーダーとなるためのスキルを培います。

このフェローシップは、国際関係、平和構築と紛争予防の分野におけるキャリアを志し、すでにこれらの分野で経験を積み、社会奉仕や人道的国際奉仕への熱意を示すとともに、平和のために尽くす意欲のある人を対象としています。候補者は、申請前にこの目的を十分に考慮してください。

ロータリーでは、障害のある方やその他の多様な背景を持った方からの申請を奨励しています。必要に応じて、障害のある方々のための適切な手配を行います。



ロータリー平和センター卒業者の進路

1. ローター平和フェローシップには、修士号取得プログラムと専門能力開発修了証プログラムの2種類があります。

	修士号プログラム	専門能力開発修了証プログラム
目的	将来のリーダーを育成	今日のリーダーを強化
期間	15~24カ月 (提携大学により異なる)	1年間 (働く専門職従事者を対象とした 1年間の混合型学習)
ロータリー平和センターの数	5	2
提携大学	デューク大学/ノースカロライナ大学 国際基督教大学(ICU) ブラッドフォード大学 クイーンズランド大学 ウプサラ大学	チュラロンコン大学 マケレレ大学
フェローシップの受領者数	最高50人 (各平和センター 10人まで)	最高80人 (各センターで20名×2期)
実施研修	2~3カ月間の実施研修	10週間にわたる現地でのコース (実地研究を含む)ほか

## 2. 申請資格と選考基準

### 1) 修士号プログラム

申請者は学業において優れた成績を残し、関連分野の修士号および平和と開発の分野にお

ける職歴を有していることが望まれます。さらに、平和と紛争解決に対する熱意を実証し、多くの文献とリサーチに取り組みディスカッションに参加する能力、および多国籍の同期生との共同活動に積極的に参加する能力が必要とされます。

候補者はまた、平和構築の実績があり、将来的な成長の可能性を有し、フェローシップへの参加から関連分野でインパクトをもたらせるリーダーである必要があります。

- 英語に堪能であること
- 学士号を取得していること
- 異文化間の理解と平和への強いコミットメントがあること
- 優れたリーダーシップスキルを実証していること
- 関連分野において少なくとも3年間のフルタイムの職歴を有していること(デューク大学のプログラムは5年間)

※ 留意点:母国または永住権を持つ国にあるセンターを選択することはできません。

ただし、日本国籍をもち(または日本に在住しており)日本以外の国で学業を終えた人が国際基督教大学を志望する場合を除きます。

### 2) 専門能力開発修了証プログラム

申請者は、平和と開発の分野におけるリーダーシップを実証し、関連分野において少なくとも5年の職歴を有していることが望まれます。

候補者はまた、平和構築において実績があり、今後の成長が期待でき、フェローシップへの参加からインパクトをもたらすことのできる人材であることが求められます。

このプログラムは現役の職業人を対象としており、11週間の現地での参加が必要となります。

- 英語に堪能であること
- 学士号を取得していること
- 職業、学業、奉仕を通じて異文化間の理解と平和への強いコミットメントがあること
- 優れたリーダーシップスキルを実証していること
- 平和推進における自身の計画がロータリーの使命とどう一致するかを説明できること
- (マケレレ大学を希望する申請者) アフリカの出身である、アフリカでの勤務経験がある、またはアフリカの地域社会で活動したことがある、またはアフリカ大陸外でのアフリカ関連のイニシアチブに取り組んだ経験があること

### 3) 資格に関する制約

ロータリー平和フェローシップで博士課程に通うことはできません。また、以下の人はフェローシップの対象外となります。

- ローター正会員、名誉会員
- ロータークラブ/地区/国際ロータリー/その他のロータリー関連組織の職員
- 上記2点に該当する人(故人名誉会員を除く)の配偶者、両親と祖父母、子どもおよび孫(血縁と養子の両方)とその配偶者
- クラブを退会してから36カ月未満の元会員およびその親族(上記に該当する親族)

候補者は以前の学位プログラム(学士号または大学院学位)の修了から、希望するフェローシップ開始日までの間に、少なくとも3年の関連分野での職務経験を有していなければなりません。



さらに、ロータリー平和フェローシップまたはグローバル補助金奨学金プログラムの中で3年間の期間が空いている必要があります。

■ロータリー平和フェローシップの申請方法

2025-26年度の申請書は、2024年2月に利用可能となります。

申請資格の確認

申請前に、rotary.org/peace-fellowshipsで申請資格を確認してください。

■申請についての問い合わせ先

国際ロータリー第 2650 地区ロータリー財団委員会

【問い合わせ先】ガバナー事務所:oota@rid2650.gr.jp

リソースと参考資料の入手

▼ロータリー平和フェローシップの申請(日本語版)  
RIウェブサイト(<https://www.rotary.org/ja>)⇒ My Rotary ⇒  
ロータリー財団 ⇒ 奨学金 ⇒ 申請条件  
<https://my.rotary.org/ja/peace-fellowship-application>

▼ロータリー財団平和奨学金に関するリソース&参考資料  
1)ロータリー平和フェローシップ申請に関する説明(英語)  
2)効果的な申請書を書くためのヒント  
3)フェローシップガイド(修士課程)  
4)フェローシップガイド(専門修了証)  
5)ロータリー平和フェローシップのパンフレット  
6)ロータリー平和センター情報を紹介したビデオ  
7)ロータリー 平和センター平和の願いはきっとかなう  
8)ロータリー平和フェローシップの詳細  
<https://www.rotary.org/ja/our-programs/peace-fellowships>

●日本のICU ロータリー平和センターのウェブサイトもご覧ください。

ロータリー平和センタープログラム:紹介動画をご覧ください。ロータリー平和センタープログラムの内容をご理解いただくことができます。<http://rotary-peace.jp/>

●ロータリー平和センターに関する情報提供ウェビナーに登録

<https://my.rotary.org/ja/learning-reference/webinars/upcoming>

(ご注意) 平和づくりに貢献できる人材を育てたい… そんな願いから、ロータリーは、ロータリー平和センターで学ぶための奨学金(フェローシップ)を提供しています。ロータリー平和センターで学ぶ学生は平和フェローと呼ばれ、研修、研究、実践を経て、平和と開発の分野で活躍する人材となります。卒業生の多くは、各国政府、NGO、国連や世界銀行などの国際機関に就職、または法律関係や教育分野でキャリアを築いています。

1. 地区への提出(覚書・申込・申請・報告用)書類

① 下記 1)~5) の書類は別途、全クラブへお送りします。

- 1) クラブの参加資格認定:覚書(MOU)
- 2) ロータリー財団地区補助金申請書
- 3) ロータリー財団地区補助金報告書
- 4) ロータリー財団地区補助金申請書(奨学金申請用)
- 5) ロータリー財団地区補助金報告書(奨学金事業用)

② 下記 6)~8) の書類は、グローバル補助金を申請される際に、連絡頂ければお送りします。

- 6) 地区財団活動資金申請書(グローバル人道的奉仕/職業研修(VTT)用)
- 7) 地区財団活動資金申請書(グローバル奨学金用)
- 8) ロータリー財団グローバル補助金応募申込書(奨学金用)

③ その他(グローバル補助金による個人・クラブ負担(寄付)の送金明細)

- 9) ロータリー財団寄付送金明細書(ロータリアン/クラブ用)

2. RIの資料(添付資料)

地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件(2023年3月版) …… P. 69 ~ 95  
RACによる補助金の利用 …… P. 96 ~ 100  
災害救援補助金授与と受諾条件 …… P. 101 ~ 108

3. 財団の用語集(英略語)

本冊子「財団補助金申請ハンドブック」に使われている略語の説明です。 …… P. 109

メモ:



## ロータリー財団 地区補助金 授与と受諾の条件

地区補助金は、地元や世界各地の地域社会のニーズに取り組むための、比較的規模の小さい、短期的な活動を支援する。これらの活動は、ロータリー会員が、人びとの健康状態を改善し、質の高い教育を提供し、環境保護に取り組み、貧困をなくすことを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるよう支援するというロータリー財団の使命に沿うものである。地区補助金でどの活動を支援するかは、地区が決定する。

ロータリー財団は、内容をより明確にし、方針の変更を反映させるために、この授与と受諾の条件をいつでも修正することができる。2023年3月の変更には以下が含まれる：

- 中止となった、または参加者が出席できなかった対面式の行事・会議の関連経費の払い戻し、または強制隔離の関連経費に補助金資金を使用できないことを明確にする(セクション 5「旅行方針」を参照)
- 補助金資金による旅行者は、必要な旅行書類を取得すること、かつ入国に関する新型コロナウイルスの全要件およびその他の規制を遵守することを確認するために、IATA トラベルセンターからの情報を確認するべきであることを追加する(セクション 5「旅行方針」を参照)
- 補助金の使途に関連するすべての領収書と銀行取引明細書のコピーを、少なくとも 5 年間保管する必要があることを明確にする(セクション 8「報告要件」を参照)
- インドにおける未使用の補助金資金はすべて財団に返還する必要があることを追加する(セクション 8「報告要件」とセクション 11「インドに関する特記事項」を参照)
- インドで使用される補助金資金の利用証明書を認定する会計士は、固有の文書識別番号も提供しなければならないことを追加する(セクション 11「インドに関する特記事項」を参照)

このほかの最新情報や資料(グローバル補助金の授与と受諾の方針を含む)は、[rotary.org/ja/grants](https://rotary.org/ja/grants) を参照のこと。または、[補助金担当職員](#)に質問する。

### 1. 受領資格のある活動

地区補助金の受領資格がある活動：

- A. ロータリー財団の使命に沿っていること。
- B. 以下を含むこと。
  1. 地元または海外での奉仕プロジェクト、および関連する旅行
  2. 奨学金(教育のレベルは問わない)
  3. 職業研修チーム(特定分野について教える、または学ぶ専門職従事者のグループ)、および関連する旅行
  4. 奨学生と職業研修チームのオリエンテーション

5. 補助金管理セミナー
  6. クラブと地区によるプロジェクトの協同提唱者探しを援助するため、ロータリーのプロジェクトフェアへのロータリー会員の参加、および往復の旅行
  7. ロータリーのクラブがある国およびクラブがない地域、ならびに法律によって認められ、ロータリー財団の方針に従っている地域におけるプロジェクトと活動
  8. [ロータリー青少年交換](#)、[RYLA](#)、[ロータリー友情交換](#)、[ローターアクト](#)、[インターアクト](#)、[新世代交換](#)のプログラム
  9. 地域社会調査
  10. 建築と改築
  11. 融資プログラムを運営する、登記され、少なくとも 3 年間運営されている小口融資機関と協力して実施する小口融資(マイクロクレジット)活動
  12. 地雷に対する認識向上キャンペーンと、地雷への注意喚起を呼びかける標識
- C. ロータリー会員が積極的に参加すること。
  - D. 米国および補助金が実施される国の法律を遵守し、害を与えないこと(米国財務省外国資産管理局[OFAC]による制裁対象国でのプロジェクトの提唱や旅行を計画しているプロジェクトは、追加情報の提供が求められる場合がある)。
  - E. 参加する未成年の安全と健康を守り、国際ロータリーの[青少年保護方針](#)を遵守すること。
  - F. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認されていること。補助金が承認された後に使用計画の変更が必要となった場合、補助金センターの地区補助金の報告のセクションから要請する必要がある。
  - G. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
  - H. [ロータリー財団章典](#)の第 30.040 節「プログラム参加者の利害の対立に関する方針」、およびセクション 10「補助金における利害の対立に関する方針」に概説されている方針を遵守すること。
  - I. [ロータリー章典](#)の第 34.040.6 項ならびに 34.040.11 項に記載される通り、ロータリーという名称、その他のロータリー標章、徽章およびグラフィックの使用に関するロータリーの方針を遵守すること。
  - J. [ロータリー財団章典](#)の第 40.010.2 項に基づき、またロータリーのブランドリソースセンターにあるロータリーブランドのガイドラインに従い、補助金提唱者とロータリー財団を明確に示す[標識・表示](#)をプロジェクト実施地、またはその近接位置に表示すること。
  - K. [ロータリー章典](#)の第 26.080 節に記述された、プライバシーに関するロータリーの声明に従うこと。

### 2. 受領資格のない活動および支出

地区補助金を受領する活動では、以下を行ってはならない：

- A. 特定のグループ(種類を問わない)を差別するもの。
- B. 特定の政治的あるいは宗教的観点を推進すること。
- C. 完全に宗教を目的とした催し物を行うこと。
- D. 特定の人、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援を行うこと。
- E. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座を開設すること。

- F. ローターリー財団または国際ロータリーに、補助金資金を上回る財務上の責任を生じさせること。
- G. ファンドレイジング(募金)活動
- H. ワクチンの出所となる国ならびにワクチンの受領国の政府や規制当局からの事前の承認なく、国境を越えてワクチンを輸送すること。
- I. 無報酬で働くことを誰かに要求すること(プロジェクトは労働者の権利と公正な賃金慣行を守るよう努力すべきである。利益を得る人びとがプロジェクトでボランティア活動をする必要がある場合、これらの人びとの明確な同意が必要である)。
- J. 当該国の法的な労働年齢未満の人、または法律で年齢が定められていない場合は 16 歳未満の人による労働を要求すること。

また、地区補助金の資金は、以下のために使用できない：

- K. 補助金が承認される前に発生した費用、または進行中もしくは既に完了した活動
- L. ローターリー財団、ポリオプラス、またはほかの財団補助金への寄付
- M. 土地や建物の購入
- N. 武器または弾薬
- O. 軍事援助
- P. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽イベント、プロジェクトでの式典などのロータリー行事に関連する経費
- Q. 広報的な取り組み(プロジェクトの完了に不可欠な場合を除く)
- R. 1,000 米ドルを超える、プロジェクトの標識
- S. 他団体の運営費、管理費、間接的なプログラム経費
- T. 特定の人物や協力団体への使途無指定の現金寄付
- U. 新型コロナウイルスのワクチン
- V. ポリオワクチンのみを投与する予防接種
- W. 全国予防接種日(NID)に参加するための旅費
- X. 妊娠中絶、または性決定のみを目的とする施術
- Y. ローターリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学
- Z. 18 歳未満の人の海外渡航費(保護者同伴の場合またはロータリー青少年交換プログラムに参加している場合を除く)
- AA. 融資保証制度
- BB. ローターリー地区、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、会員が所有者となる物品
- CC. 地雷の探知および除去、または地雷を除去するための機材の購入

### 3. 申請要件

- A. 補助金の実施年度の 5 月 15 日までに、補助金センターを通じてオンラインで申請する。
- B. 各年度、1 地区につき 1 回のみ申請書を提出する。
- C. 申請には詳細な使用計画を含める。各項目には、何を行うのか、補助金資金を何の支払いに充てるのか、受益者は誰かを明記する必要がある。
- D. 地区は、補助金の実施年度の地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区補助金小委員会委員長を含む補助金委員会を設置する。これら 3 名の委員会委員は、地区補助金の申請において承認手続きを行い、申請書を提出する責務を担う。
- E. 補助金を申請する地区は参加資格認定を受ける。
- F. 補助金の全関係者は、国際ロータリーとロータリー財団に対する義務を果たしている必要がある。
- G. 一度に有することのできる未終了の補助金は、10 口までとする(地区が代表提唱者となっているグローバル補助金を含む)。
- H. すべてのプロジェクトの名称が、ロゴ、徽章、グラフィックの使用に関するロータリーの方針に準拠していることを確認する(セクション 1「受領資格のある活動」を参照)。
- I. 補助金増額の要請は、ロータリー財団が補助金の支払いを開始する前に行う。補助金の支給後に変更はできない。
- J. 臨時費の計画を立てる。地区は、年度中に発生しうる臨時費のために、地区補助金の 20%までを充てることができるが、承認された後に補助金に追加するすべてのプロジェクトと活動は、資金を使用する前に財団からの承認を受ける必要がある。使用計画に臨時用の資金を含め、最終報告書に臨時費の内訳を記載する。
- K. 管理運営費を含める。地区は、補助金の 3%までを、補助金に関連した管理運営費(銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など)に充てることのできる。

### 4. 協力団体

- A. 協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他のプロジェクトへの支援を提供する、ロータリー以外の定評ある組織または教育機関である。奨学生が通う大学は、協力団体とはみなされない。
- B. 協力団体は、財団の報告と監査の全要件を遵守し、領収書や必要な購入証明書を提出する必要がある。
- C. 協力団体に提供された資金の全額は特定のプロジェクト費用として使用され、地区がこれらの費用の明細を記録する必要がある。

### 5. 旅行方針

- A. 補助金資金が支払われる旅行者は全員、各自で旅行の手配を行うべきである。国際ロータリー・トラベルサービス (RITS®)からサポートを受けることができる。
- B. 地区補助金により、海外渡航に関連する以下の予算経費を賄うことができる。
  1. エコノミークラスの航空券
  2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
  3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税



4. 通常の妥当な荷物預け料金
  5. 旅行保険
- C. 地区補助金は、以下の経費を賄わない：
1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連経費
  2. 任意の途中降機を含め、個人の旅行の手配の変更により生じた違約金や手数料
  3. 荷物の超過料金、または旅行者の荷物やその他の個人的持ち物の輸送料
  4. 中止となった、または参加者が出席できなかった対面式の行事・会議の関連経費の払い戻し
  5. 強制隔離の関連経費
- D. 補助金の提唱クラブまたは提唱地区は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する必要がある。また、要請に応じて財団にこの情報を提出するための準備をしておく。
- E. 旅行者は、以下の責任を有する。
1. 旅費の増加を避けるため、旅行手配を迅速に行う
  2. 承認された旅費を超える費用を自己負担する
  3. 海外旅行のための健康条件を満たす
  4. 国際ロータリーによる特定国の旅行制限を遵守する(以下 G を参照)
  5. 旅行保険に加入する
  6. 個人の旅行はすべて自ら手配し、自己負担する
  7. 必要な旅行書類を取得すること、かつ入国に関する新型コロナウイルスの全要件およびその他の規制を遵守することを確認するために、[IATA トラベルセンター](#) からの情報を確認する
- F. 医療従事者が補助金資金による活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低 500,000 米ドルの職業賠償責任保険(別称、過失脱漏保険または E&O 保険)に加入するよう期待されている。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人である。
- G. 国際ロータリーは、[旅行禁止国リスト](#)を作成するため、グローバルな安全コンサルタント会社と契約している。安全面の懸念から、財団はこれらの国への旅行に資金を提供しない。旅行禁止国リストに追加された国内に、既に財団資金による旅行者がいる場合、即刻避難するための計画が手配される。これらの旅行制限や避難命令に従わなかった場合、財団は補助金を取り消し、既に支払われた資金を財団に返還することを要請する。旅行禁止国リストに掲載されている国への旅行が補助金プロジェクトに含まれる場合、その国への旅費がプロジェクト予算に含まれていなくても、財団は資金を提供することはできない。

## 6. 補助金の資金源

- A. ロータリー財団は、地区財団活動資金(DDF)の配分のみから地区補助金を提供する。
- B. 地区は、シェア配分の最高 50%を毎年一口の補助金に充てることができる。

## 7. 支払い

- A. 補助金資金は、補助金申請書に記載された地区または地区財団の銀行口座のみに支払われる。
- B. 地区補助金の資金は、前ロータリー年度の地区補助金が終了するまでは支払われない。

- C. 補助金は、補助金支払い時の国際ロータリー為替レートに従って支給される。
- D. 資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の 5 月 31 日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取り消しとなる。

## 8. 報告要件

- A. 補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する。
- B. 報告書は、[補助金センター](#)を通じて提出し、不備のない報告書のみ受理される。
- C. 財団は、期日を過ぎて未提出の財団補助金報告書がある提唱者からの新規の補助金申請書を承認しない。
- D. 財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、または、支払いを(一部または全額)保留することができる。
- E. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の使途について地区内クラブに報告する必要がある。
- F. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される法律に従い、少なくとも 5 年間、補助金の使途に関連する全領収書のコピーと銀行取引明細書を保管する必要がある。
- G. 補助金プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を遵守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還する必要があり、最高 5 年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。
- H. 資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後 12 カ月以内、または地区からすべてのプロジェクトへ配分が完了してから 2 カ月以内に、財団に提出する必要がある。アルゼンチンとブラジルに支払われた補助金については、報告とともに、すべての経費について領収書を提出しなければならない。
- I. 地区補助金の資金を利用した活動はすべて、地区がクラブまたは受益者に支給してから 24 カ月以内に、完了する必要がある。
- J. すべての補助金活動が完了した後に 1,000 米ドルを超える補助金資金が残った場合、受領資格のある追加の活動のための資金利用を財団が承認する必要がある。承認された通りにこれらの資金を使用できない場合、資金をロータリー財団に返還する必要があり、この資金は地区の DDF に加算される。
- K. すべての補助金活動が完了した後に 1,000 米ドル以下の補助金資金が残った場合、地区補助金の使用が認められている活動にその資金を利用でき、財団からの事前の承認は必要ない。いかなる金額であれ、地区補助金と関係のない経費に未使用の補助金資金を使用することはできない。
- L. 1,000 米ドル以下の補助金資金が財団に返還された場合、その資金は国際財団活動資金(WF)に充当される。
- M. 以下の国は、返還資金について独自に以下を義務づけている：
  1. アルゼンチン:10 アルゼンチンペソを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
  2. ブラジル:100 ブラジルリアルを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
  3. インド:未使用の補助金資金はすべて返還する必要がある。

## 9. 取り消された補助金

- A. 補助金が承認されたが、支払いがまだ行われていない場合、全資金が地区の DDF に加算される。
- B. 補助金が承認され、支払い済みである場合、補助金資金はすべて財団に返還しなければならず、この資金は地区の DDF に加算される。

- C. 補助金資金から生じた利子は財団に送金する必要がある。

## 10. 補助金における利害の対立に関する方針

- A. ロータリー財団の補助金の高潔性を保証するため、関与するすべての人は、実際の利害対立、および対立があると認識される状況を避けることが義務付けられている。
- B. 利害の対立は、ある補助金に対し、決定を下す、または決定に影響を与える立場にある人物が、補助金によって、本人、その家族、そのビジネスパートナー、またはそれらの人物が有償・無償を問わず、役員や指導的立場を担っている組織が、恩恵を得る可能性のある場合に生じる。
- C. 実際の利害対立、または対立があると認識される状況はすべて、申請手続きにおいてロータリーの補助金担当職員に開示する必要がある。利害の対立が存在するかどうか確信がもてない場合は、開示すべきです。
- D. 個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、ロータリーの補助金担当職員または管理委員会が決定する。補助金において利害の対立が存在する、または存在したと結論が下された場合、補助金担当職員は、補助金プロセスの高潔性を守るため、適切な措置を管理委員会に推奨する。このような措置には、当該会員の補助金委員会からの除外、補助金申請の却下、承認された補助金の取り消し、または特定の会員、クラブ、地区、または協力団体によるロータリー補助金参加の一時停止などが含まれる。
- E. 財団補助金の受領者または受益者となることができない人には、以下が含まれる。
1. 現ロータリアン
  2. クラブ、地区、その他のロータリー組織(ロータリー章典 1.040 節に規定されている通り)、国際ロータリーの職員
  3. これらのすべての人の配偶者・直系卑属(血縁、養子縁組、再婚による子または孫)・直系卑属の配偶者・直系尊属(血縁による親または祖父母)、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職員
  4. 元ロータリアンおよび上記の元ロータリアンと親族関係にある人(本人または親族の退会から 3 年間適用)
- F. 補助金資金を受ける活動を担当するクラブまたは地区の選考委員会の委員であるロータリー会員は、ロータリー補助金の影響を受ける可能性のある個人または団体との個人的、家族上、事業上の関係について、完全に透明性を保つ必要がある。これには、奨学金候補者、協力団体、業者、その他補助金によって利益を得る人びとまたは団体(ただし、これらに限られない)との関係が含まれる。委員は、実際の利害対立または対立があると認識される場合、選考が始まる前に委員長に知らせる必要があり、また、補助金申請時にも開示する必要がある。
- G. ロータリー地区、クラブ、会員が、補助金資金を受ける活動と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行う必要がある。資金が、会員、会員が所有または経営する物資やサービスの提供者、名誉会員、または財団補助金の受領資格がない上記に記載された人びとに支払われるような業務をロータリー組織が行おうとする場合に、利害の対立の可能性が生じる。
- H. 協力する非政府組織、商品または業務の提供者、保険会社、運送会社、教育機関を含む業者または支払先と利害関係がないことを確認するために、すべての補助金取引を見直す必要がある。利害対立のある業者であっても、公正な市場価格で最高の製品または業務を提供し、そのことが見積書や公正、透明、徹底した入札手続を経ているオファーによって証明される場合には、その業者を利用することができる。
- I. 利害の対立に関するロータリーの方針に関する詳細は、ロータリー財団章典の第 30.040 節を参照のこと。

## 11. インドに関する特記事項

- A. 他のすべての授与と受諾の条件に加え、インドの法律と FCRA を遵守するため、インド国内のクラブと地区に支払われる全額または一部の補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従う必要がある。
- B. FCRA に関する一般的な情報は、[fcraonline.nic.in](http://fcraonline.nic.in) を参照のこと。FCRA の登録を受けたクラブまたは地区は、FC-4 書式と財務報告書をインド内務省(ニューデリー)に期限通りに提出する責務を負うものとする。
- C. すべての補助金の支払いは、インドルピーの資金を受領するために特別に開設された銀行口座またはクラブが管理する FCRA 口座に送金される。以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。インド国内からの拠出金から発生した十分な資金があると職員が判断するか、提唱者が銀行口座が FCRA の下に登録されていることを記した書類を提供する必要がある。そのほかの状況において支払いは待機状態となり、(インド国内から)追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、FCRA の下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにする必要がある。補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団へ送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。
- D. 毎年 3 月 31 日までにインドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から支払われた補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の 5 月 31 日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了から 2 カ月以内が提出期日となる。すべての中間報告書は、セクション 8(報告要件)に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。
1. 中間報告をオンラインで補助金センターから提出する。
  2. 中間報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
  3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書(会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと)をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局)であるかを明記しなければならない。
  4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする(複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本)。
  5. 補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。
- E. いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本(複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名したもの)、ならびに、3 月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金を使用されなかった理由を説明した文書。
- F. 最終報告書は、セクション 8(報告要件)に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。
1. 最終報告をオンラインで補助金センターから提出する。
  2. 最終報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
  3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書(会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと)をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局)であるかを明記しなければならない。
  4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする(複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本)。



5. 銀行調整の明細書を提出する(複数の補助金が一つの FCRA 口座に振り込まれた場合)。
6. 補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。
7. 「原本はすべて 8 年間保管し、インドのロータリー財団または南アジア事務局から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を補助金センターにアップロードする。
8. 未使用の補助金資金はすべて、資金の支払いを行った組織(インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局)に返還する。
9. プロジェクトから利益を得る人びとに関する情報(写真、新聞の切り抜き、感謝状を含む)を保管する(インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から要請される可能性があるため)。



## ロータリー財団 グローバル補助金

### 授与と受諾の条件

グローバル補助金は、ロータリーの重点分野(「平和構築と紛争予防」「疾病予防と治療」「水と衛生」「母子の健康」「基本的教育と識字率向上」「地域社会の経済発展」「環境」)において持続可能、測定可能な成果をもたらす大規模な国際的活動に資金を提供する。グローバル補助金は、人道的奉仕活動、大学院レベルの奨学金、職業研修チーム(専門職業に關係する研修を提供するチームや研修を受けるチームを海外に派遣)に活用できる。

ロータリー財団は、内容をより明確にし、方針の変更を反映させるために、この授与と受諾の条件をいつでも修正することができる。2023年3月の変更には以下が含まれる:

- 中止となった、または参加者が出席できなかった対面式の行事・会議の関連経費の払い戻し、または強制隔離の関連経費に補助金資金を使用できないことを明確にする(セクション5「旅行方針」を参照)
- 補助金資金による旅行者は、必要な旅行書類を取得すること、かつ入国に関する新型コロナウイルスの全要件およびその他の規制を遵守することを確認するために、IATA トラベルセンターからの情報を確認するべきであることを追加する(セクション5「旅行方針」を参照)
- 補助金の使途に関連するすべての領収書と銀行取引明細書のコピーを、少なくとも5年間保管すべきであることを明確にする(セクション8「報告要件」を参照)
- インドにおける未使用の補助金資金はすべて財団に返還する必要があることを追加する(セクション8「報告要件」とセクション12「インドに関する特記事項」を参照)
- インドで使用される補助金資金の利用証明書を認定する会計士は、固有の文書識別番号も提供しなければならないことを追加する(セクション12「インドに関する特記事項」を参照)

このほかの最新情報や資料(地区補助金の授与と受諾の方針を含む)は、[rotary.org/ja/grants](https://rotary.org/ja/grants)を参照のこと。または、補助金担当職員に質問する。

#### 1. 受領資格のある活動

グローバル補助金の受領資格がある活動:

#### 12. フィリピンに関する特記事項

- A. ほかの授与と受諾の条件に加え、フィリピン国内のロータリー地区またはクラブに支払われた補助金は、フィリピンの規制を遵守するためにより多くの実証を必要とする。
- B. フィリピン証券取引委員会は、財団が財務諸表を提出する際に、財団が資金を提供したすべてのプロジェクトについて補足書類を添えることを義務づけている。この要件に関する詳しい情報は、証券規制法 68(Securities Regulation Code 68)に改正通りに記載されている。これを遵守できるよう、補助金提唱者は、その地域を管轄する以下の人物/組織のいずれかが発行する証明書を取得する必要がある:
  1. 市長室、公印が押されていること
  2. 社会福祉・開発局(Department of Social Welfare and Development)長、公印が押されていること
  3. 保健局(Department of Health)長、公印が押されていること
  4. バランガイ議長室、公印が押されていること
  5. 民間機関または実際の受益者の代表者/役員、公証人により署名されたもの
- C. 各プロジェクトについて、証明書の原本 5 通を、下記に送付すること:Phil.Consulting Center Inc., c/o Erika Mae Bautista, 2D Penthouse, Salamin Building, 197 Salcedo Street, Legaspi Village, Makati City 1229, Philippines.
- D. 証明書の見本テンプレートを、南太平洋・フィリピン事務局を通じて入手することができる。
- E. 7月から5月までに配分される補助金の証明書は、同じ会計年度の6月30日までに受理されるべきである。6月に支払われる場合は、7月31日までに受理されるべきである。



- A. ロータリー財団の使命に沿っていること。
- B. ロータリーの重点分野の一つ以上に関連していること。これらの活動には、地域社会プロジェクト、1～4学年の大学院レベルでの教科履修や研究のための留学用奨学金、専門的な研修を提供したり受けたりすることで地域社会のニーズに取り組む職業研修チームが含まれる。
- C. 地域社会調査の結果に基づいており、実施地の地域社会と協力して立案されたものであること。
- D. 持続可能であること。補助金を使い尽くされた後も、実施地の地域社会が引き続きニーズに取り組んでいけるようにする必要がある。
- E. 測定可能であること。提唱者は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」から評価基準を選ばなければならない。また、独自の評価基準を追加できる。
- F. ロータリー会員が積極的に参加すること。
- G. ロータリーのクラブが存在する国や地域にある地域社会を支援するものであること（H項にある例外を参照のこと）。
- H. プロジェクトが実施される国の一つのクラブまたは地区（実施国側代表提唱者）と、実施国以外の一つのクラブまたは地区（援助国側代表提唱者）により提唱されること。ただし、ロータリーのクラブが存在しないがRI理事会が積極的に拡大を検討している国でのプロジェクトについては、例外を適用できる場合がある。
- I. 米国および補助金を実施される国の法律を遵守し、害を与えないこと（米国財務省外国資産管理局 [OFAC] による制裁対象国でのプロジェクトの提唱や旅行を計画しているプロジェクトは、追加情報の提供が求められる場合がある）。
- J. 参加する未成年の安全と健康を守り、国際ロータリーの青少年保護方針を遵守すること。
- K. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認されていること。
- L. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
- M. ロータリー財団章典の第 30.040 節「プログラム参加者の利害の対立に関する方針」、およびセクション 10「補助金における利害の対立に関する方針」に概説されている方針を遵守すること。
- N. ロータリー章典の第 34.040.6 項ならびに 34.040.11 項に記載される通り、ロータリーという名称、その他のロータリー標章、徽章およびグラフィックの使用に関するロータリーの方針を遵守すること。
- O. ロータリー財団章典の第 40.010.2 項に基づき、またロータリーのブランドリソースセンターにあるロータリーブランドのガイドラインに従い、補助金提唱者とロータリー財団を明確に示す標識・表示をプロジェクト実施地、またはその近接位置に表示すること。
- P. ロータリー章典の第 26.080 節に記述された、プライバシーに関するロータリーの声明に従うこと。
- Q. 次のインフラストラクチャーの建設を含めることができる：トイレ棟および衛生システム、連絡道路、ダム、橋、倉庫、フェンスとセキュリティシステム、水・灌漑システム、温室。地下水を利用するプロジェ

クトの場合、水文地質学的調査を実施する必要がある。調査の費用は、補助金予算で賄うこと。

- R. 人道的プロジェクトの一環として、現地で研修を提供したり、プロジェクトを実施したりする 2 名までの海外旅費を含めることができる。ただし、それらを行うスキルを有する人を現地ではすぐに準備できないことを実施国側提唱者が確認した場合に限る。
- S. 地雷の存在を認識させるためのキャンペーンや、地雷を警告する標識の設置も含めることができる。

## 2. 受領資格のない活動および支出

グローバル補助金を受領する活動では、以下を行ってはならない：

- A. 特定のグループ（種類を問わない）を差別するもの。
- B. 特定の政治的あるいは宗教的観点を推進すること。
- C. 完全に宗教を目的とした催し物を行うこと。
- D. 特定の人物、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援を行うこと。
- E. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座を開設すること（ただし、セクション 10 に記載された要件に提唱者が従うならば、補助金資金を小口融資ファンドの設立のために使用できる）。
- F. ロータリー財団または国際ロータリーに、補助金資金を上回る財務上の責任を生じさせること。
- G. ファンドレイジング（募金）活動
- H. ワクチンの出所となる国ならびにワクチンの受領国のしかるべき政府や規制当局からの事前の承認なく、国境を越えてワクチンを輸送すること。
- I. 無報酬で働くことを誰かに要求すること（プロジェクトは労働者の権利と公正な賃金慣行を守るよう努力すべきである。利益を得る人びとがプロジェクトでボランティア活動をする必要がある場合、これらの人びとの明確な同意が必要である）。
- J. 当該国の法的な労働年齢未満の人、または法律で年齢が定められていない場合は 16 歳未満の人による労働を要求すること。

また、グローバル補助金の資金は、以下のために使用できない：

- K. 補助金が承認される前に発生した費用、または進行中もしくは既に完了した活動
- L. ロータリー財団、ポリオプラス、またはほかの財団補助金への寄付
- M. 土地や建物の購入
- N. 武器または弾薬。
- O. 軍事援助。

- P. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽イベント、プロジェクトでの式典などのロ-事に関連する経費
- Q. 広報的な取り組み（プロジェクトの完了に不可欠な場合を除く）
- R. 1,000米ドルを超える、プロジェクトの標識
- S. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費（協力団体でのプロジェクト管理費を除く）（セクション3の項目Jを参照のこと）。
- T. 人物や協力団体への使途無指定の現金寄付。
- U. 新型コロナウイルスのワクチン
- V. ポリオワクチンのみを投与する予防接種
- W. 全国予防接種日（NID）に参加するための旅費
- X. 妊娠中絶、または性決定のみを目的とする施術
- Y. ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学
- Z. ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターアクト、または新世代交換プログラム
- AA. 18歳未満の人の海外渡航費（保護者同伴の場合を除く）
- BB. 人が居住、仕事、または収入を生む活動に従事する建造物の建築、またはそのような建造物の増築。例えば、建物（学校、住宅、低廉シェルター、または病院）、コンテナハウス、移動住宅など（プロジェクトの実施にあたってそのような建造物の建設が必要な場合、その建設費用は補助金以外の資金で賄わなければならない）。
- CC. 一部建設済み（外側部分のみ建てられた建造物を含む）であるが入居または運営されたことのない建造物の完成
- DD. 人道的プロジェクトのための協力団体の職員による海外旅行
- EE. ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動
- FF. 主に研究・調査またはデータ収集に焦点を当てた人道的プロジェクト
- GG. 経費が旅費のみである人道的プロジェクト
- HH. 大学の学士課程での勉強
- II. 一つの補助金の下で行われる、互いに関連していない複数のプロジェクト
- JJ. ロータリー地区、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、会員が所有者となる物品
- KK. 地雷の探知および除去、または地雷を除去するための機材の購入

### 3. 申請要件

- A. 補助金センターを通じてオンラインで申請する。申請書は、ロータリー年度を通じて随時受理され、利用可能な資金の状況に基づいて承認される。
- B. 実施国と援助国の代表提唱者は、それぞれ、3名のロータリー会員から成る補助金委員会を設置する必要がある。この委員会の委員は、代表提唱クラブの会員（クラブ提唱の場合）または代表提唱地区の会員（地区提唱の場合）とする。RI財務代行者、国の会計担当者、補助金と関連のある協力団体や受益団体の理事会メンバーと有給職員は、この委員会の委員を務めることはできない。
- C. 補助金活動にかかわる代表提唱地区は、参加資格認定を受けていなければならない。
- D. クラブが提唱者となって補助金を申請する場合、代表提唱クラブが参加資格認定を受けていることを地区ロータリー財団委員長が確認する必要がある。
- E. グローバル補助金を申請するローターアクトクラブは、過去にグローバル補助金でロータリークラブまたは地区と協力した経験がある必要がある。地区は、補助金へのローターアクトの過去の参加について確認する責任がある。一方の補助金提唱者がローターアクトクラブである場合、もう一方の提唱者はロータリークラブまたは地区である必要がある。
- F. 補助金の全関係者は、国際ロータリーとロータリー財団に対する義務を果たしている必要がある。
- G. すべてのプロジェクトの名称が、ロゴ、徽章、グラフィックの使用に関するロータリーの方針に準拠していることを確認する（セクション1「受領資格のある活動」を参照）。
- H. 代表提唱クラブまたは地区が一度に有することのできる未終了の補助金は、10口までとする。
- I. 臨時費の計画を立てる。提唱クラブまたは地区は、物価上昇や為替変動に対応するため、全予算額の10%までを臨時費に配分することができる。
- J. 管理運営費を含める。プロジェクト予算の10%までを、プロジェクト管理費（協力団体において、そのプロジェクトのマネジャー費用、諸経費、運営管理諸経費が発生する場合はそれも含む）に充てることができる。
- K. 成果を測定する。プロジェクト予算の10%までを、プロジェクトの成果を測定するための経費に充てることができる。
- L. 会員以外で、奨学金、職業研修チームへの参加、人道的プロジェクトの実施のための旅行を目的として補助金を受領する人には、以下が求められる。
  1. 出発前にオリエンテーションに参加する（オンラインのオリエンテーション、または会場に集まって参加するオリエンテーションのいずれか）。
  2. 提唱者に要請された場合には、クラブや地区の活動に参加する（クラブや地区の会合における講演・プレゼンテーション、奉仕プロジェクトへの参加など）。



- M. 奨学生と職業研修チームメンバーは、補助金全体の申請の補足資料として個人の参加申請書を奨学生ならびに職業研修チームの申請者が、経費の利用または旅行の手配の前に、財団による申請書の承認が必要であることを理解していることを確認すべきである。
- N. 奨学金の候補者に関する指針：
1. 補助金の申請時に、大学院課程への大学からの入学許可状、または大学院レベルの研究を行うための招請状を提出しなければならない。学費支援の保証を必要とする条件付きの入学許可状も認められる。
  2. 申請者は、自国外で学業を行わなければならない。
  3. 8月、9月、10月のいずれかの月に留学を開始する申請者は、6月30日までに申請する必要がある。
  4. 奨学生の学業期間は、留学中のどの時点に開始しても構わないが、資金が提供される期間は1学業年以上となる。
- O. 職業研修チームに関する指針：
1. 職業研修チームは、ロータリー会員である1名のチームリーダーを含め、少なくとも3名のボランティアから成る。各メンバーは、重点分野において各自少なくとも2年の職務経験を有し、チームリーダーはロータリーに関する一般知識と国際経験、指導力、重点分野における専門知識を備えている必要がある。会員以外の方がチームリーダーを務めることもできるが、その場合、提唱者が補助金申請書にその必要性を明確に示さなければならない。
  2. ロータリー会員とその家族が職業研修チームに参加する場合は、そのチームが研修を（受けるのではなく）提供する側であり、家族が資格要件を満たしていなければならない。
  3. 1口の補助金で複数のチームが旅行をする場合、これらのチームは、代表提唱者2者が同じであり、チームの旅行開始日から1年以内に次のチームの旅行が開始される必要がある。
  4. すべてのチームメンバーが、旅行の前にロータリー財団から承認を得ている必要がある。チーム構成の変更はすべて、ロータリー財団に報告し、その承認を得る必要がある。
- P. 奨学生、職業研修チーム、ボランティアによる旅行を含む申請は、旅行開始の90日前までに提出しなければならない。
- Q. 申請書の作成開始後12カ月以内に申請書が提出されなかった場合、この申請は取り消しとなる。
- R. 提出後6カ月以内に申請書が完全なものとならず、承認されなかった場合、この申請は取り消しとなる。
- S. グローバル補助金の申請書を対象とした審査：
1. 50,000米ドルまでの国際財団活動資金（WF）を要請するグローバル補助金申請（いわゆるレベル1の申請書）は事務総長が審査し、必要であれば当てはまる重点分野の専門家が分析する。
  2. 国際財団活動資金（WF）から50,001～200,000米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請、あるいは冠名指定寄付または冠名基金収益を活用した申請の調達資金合計が100,001～400,000米ドルである場合（いわゆるレベル2の申請書）は、事務総長が審査し、重点分野の専門家が分析し、ロータリ

ー財団専門家グループ（Cadre）によるプロジェクトの中間視察を受ける。

3. 国際財団活動資金（WF）から200,001～400,000米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請、あるいは冠名指定寄付または冠名基金収益を活用した申請の調達資金合計が400,001米ドル以上である場合（いわゆるレベル3の申請書）は、事務総長と管理委員会が審査し、重点分野の専門家が分析し、専門家グループ（Cadre）によるプロジェクトの事前視察、監査および／または中間視察を受ける。管理委員会は、以下の通り、グローバル補助金の申請書を審査する：

申請書の受理管理委員会による審査

3月1日まで .....6月

6月1日まで .....9月／10月

10月1日まで .....1月

12月1日まで .....4月

4. 重点分野の専門家は、専門家グループ（Cadre）委員長と協力して、要件を免除したり、追加したりできる。
5. 職業研修チーム（VTT）または奨学金のみから成る補助金プロジェクトは、専門家グループ（Cadre）による審査の要件を免除される。

#### 4. 協力団体

- A. 協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他のプロジェクトへの支援を提供する、ロータリー以外の定評ある組織または教育機関である。奨学生が通う大学は、協力団体とはみなされない。
- B. 協力団体は、財団の報告と監査の全要件を遵守し、必要な領収書や購入証明書を提出する必要がある。
- C. 提唱者は、補助金申請書とともに、援助国・実施国双方の代表提唱者と協力団体の署名の入った「覚書（MOU）」を提出する必要がある。申請書には以下を含めるべきです。

1. ロータリー会員が補助金プロジェクトを開始し、指揮し、管理することの、援助国・実施国双方の代表提唱者による確認。
2. 協力団体が信頼と定評のある団体であり、適用される全法律に従っていることを確認する、代表提唱者による承認。
3. 各関係者の責務を明確かつ詳細に記述した補助金の実施計画。
4. 補助金に関連する活動についてロータリー財団による財務調査に協力することへの、協力団体による同意。



## 5. 旅行方針

- A. 補助金資金が支払われる旅行者は全員、各自で旅行の手配を行うべきである。国際ロータリー・トラベルサービス (RITS®) からサポートを受けることができる。
- B. グローバル補助金により、海外渡航に関連する以下の予算経費を賄うことができる。
1. エコノミークラスの航空券
  2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
  3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税
  4. 通常の妥当な荷物預け料金
  5. 旅行保険
- C. グローバル補助金は、以下の経費を賄わない：
1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連経費
  2. 任意の途中降機を含め、個人の旅行の手配の変更により生じた違約金や手数料
  3. 荷物の超過料金、または旅行者の荷物やその他の個人的持ち物の輸送料
  4. 中止となった、または参加者が出席できなかった対面式の行事・会議の関連経費の払い戻し
  5. 強制隔離の関連経費
- D. 補助金の提唱者は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する必要がある。また、要請に応じて財団にこの情報を提出するための準備をしておく。
- E. 旅行者は、以下の責任を有する。
1. 旅費の増加を避けるため、旅行手配を迅速に行う。遅延によって補助金が取り消しとなる可能性がある。
  2. 承認された旅費を超える費用を自己負担する（ただし、変更について財団から承認を得た場合を除く）。
  3. 海外旅行のための健康条件を満たす。
  4. 国際ロータリーによる特定国の旅行制限を遵守する（以下Gを参照）。
  5. 旅行保険に加入する。
  6. 個人的な旅行はすべて自ら手配し、自己負担する。補助金受領者は、補助金活動後に最長4週間まで個人的な旅行をすることができるが、その後は帰国することが求められている。
  7. 必要な旅行書類を取得すること、かつ入国に関する新型コロナウイルスの全要件およびその他の規制を遵守することを確認するために、IATA トラベルセンターからの情報を確認する。
- F. 医療従事者が補助金資金による活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低500,000米ドルの職業賠償責任保険（別称、過失脱漏保険またはE&O保険）に加入するよう期待されて

いる。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人である。

- G. 国際ロータリーは、旅行禁止国リストを作成するため、グローバルな安全コンサルタント会社と契約している。安全面の懸念から、財団はこれらの国への旅行に資金を提供しない。旅行禁止国リストに追加された国内に、既に財団資金による旅行者がいる場合、即刻避難するための計画が手配される。これらの旅行制限や避難要請に従わなかった場合、財団は補助金を取り消し、既に支払われた資金を財団に返還することを要請する。プロジェクトの実施とその成功が旅行禁止国リストに掲載されている国への旅行で左右される場合、その国への旅費がプロジェクト予算に含まれていなくても、ロータリー財団はこのような補助金プロジェクトに補助金を提供することはできない。

## 6. 補助金の資金源

- A. グローバル補助金は、提唱者および400,000米ドルまでの国際財団活動資金（WF）によって調達される。グローバル補助金の最低予算は30,000米ドルである。
- B. 補助金提唱者は、地区財団活動資金（DDF）、現金、冠名指定寄付と恒久基金の収益を組み合わせることでグローバル補助金に充てることができます。
- C. 財団は、すべてのDDF寄贈に対し、その80%相当分のWFを上乗せします。
- D. WFの授与額に下限はありません。
- E. 提唱者はまた、WFからの上乗せなく、現金、DDF、および冠名指定寄付と冠名基金の収益の組み合わせを使用することで、グローバル補助金の最低予算30,000米ドルを調達する選択肢もある。
- F. ロータリー会員および会員以外の人は、グローバル補助金に現金を拠出できるが、それに対する財団からの上乗せはない。
- G. 拠出金は、協力団体、プロジェクトの業者、もしくはその補助金の受益者から寄せられたものであってはならない。
- H. ロータリー財団に直接送金される現金拠出には、それがロータリー会員からであっても、会員以外からであっても、管理運営費に充てるための5%の上乗せを含める必要がある。
- I. 資金は、決してプロジェクトから利益を受ける人から徴収すべきではない。
- J. 人道的プロジェクトのためのグローバル補助金の場合、寄付の少なくとも15%が、プロジェクト実施国以外から寄せられたものである必要がある。これらのプロジェクトの実施地側提唱者も、補助金への資金供給に寄与することが奨励される。
- K. 年次基金への現金寄付を、グローバル補助金に適用することはできない。
- L. 補助金のための拠出金は、承認された後で変更することはできない。
- M. ポール・ハリス・フェローの認証は、ロータリー財団に送られた提唱者拠出金のみに与えられるものであ

り、プロジェクトに直接送られた寄付には与えられない。

- N. 補助金が承認される前に財団に寄付を送金するべきではない。申請書が承認されなかった場合、それらの寄付は年次基金（シェア）に回されることになる。寄付が年次基金に回された後には、これを再配分することはできない。
- O. グローバル補助金への拠出金／寄付はすべて、取消しのできないロータリー財団への寄付とみなされ、返金されない。
- P. ロータリーの奨学金以外から資金を得ている奨学生は、その資金を使用することができるが、補助金の最低予算 30,000 米ドルの要件を満たすために、その資金を含めることはできない。
- Q. ロータリー財団は、米国内で就学するためのグローバル補助金奨学金（授業料、書籍代、必要備品代、手数料を除く部分）に源泉徴収税を適用することが義務付けられている（日本、カナダ、ドイツからの留学生で、協力財団を通じて資金が提供される場合は、この法規は適用されない）。源泉徴収分は、奨学金の支払から差し引かれる。

## 7. 支払い

- A. 補助金提唱者が補助金センターに銀行口座の情報を入力し、提唱者拠出金がロータリー財団に送られ、支払の全条件が満たされるまでは、補助金資金は支給されない。
- B. 補助金資金は補助金センターに記入された口座に支払われる。
- C. 地区提唱のプロジェクトのための補助金資金は、地区または地区財団の銀行口座のみに支払われる。クラブ提唱のプロジェクトのための補助金資金は、クラブまたはクラブ財団の銀行口座のみに支払われる。
- D. プロジェクト資金は、プロジェクトの経費またはサービスが発生する前に、業者、協力団体や受益団体に支払われることはない。
- E. プロジェクトの経費の支払いを受ける団体は、この支払いを受ける前に、ロータリーのプロジェクト提唱者に、請求書または領収書の原本のコピーを提供する必要がある。
- F. 署名の権限がある口座の署名人は、提唱クラブまたは提唱地区の会員である必要がある。
- G. 補助金は、補助金支払い時の国際ロータリー為替レートに従って支給される。
- H. WF からの上乗せが 50,001 ドル～400,000 米ドルの補助金、あるいは冠名指定寄付または冠名基金の収益が含まれる資金総額が 100,001 米ドル以上の補助金（レベル 2 および 3）は、使用計画に沿って分割で支払われる。2 回目以降の支払いは、補助金提唱者が提出した中間報告書が不備なく受理され、財団専門家チームによる中間現地視察が終了した後に支払われる。
- H. 補助金に関連したすべての資金のやりとりは、その時点の国際ロータリー為替レートを使用して記録する。また、補助金に関連したすべての資金のやりとりの公式な連絡は、米ドルを用いて行う。

- I. 財団に送金される現金拠出について、補助金承認時から為替レートが 10% を超えて変動した場合は 10% を超える差額を拠出する必要はない。
- J. ロータリー財団は補助金承認時に 10% を超える為替差益を提唱者に配分しない。
- K. 財団に送金されたグローバル補助金への現金拠出はすべて、手続きや管理運営のコストに充てるため、5% を上乗せして送金する必要がある。ポール・ハリス・フェローの認証ポイントはこの 5% を含む全拠出額に対して適用され、税制上の優遇措置を受けるための領収証にもこの 5% を含む全額が記載される。プロジェクト専用の銀行口座に直接送金する現金には 5% を上乗せする必要はないが、その場合はポール・ハリス・フェローの認証ポイントの対象とならず、税制上の優遇措置のための領収証は財団から発行されない。
- L. ロータリー財団に寄せられたすべての寄付のうち、補助金のために誓約された額を超える分、または補助金の支払い後に補助金に送金された分は、WF に追加される。
- M. 申請書の承認後 6 か月以内に支払い要件が満たされなかった場合、補助金は取り消しとなる（セクション 9 「取り消された補助金」を参照）。

## 8. 報告要件

- A. 補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する。
- B. 中間報告書と最終報告書は、補助金センターを通じて提出し、不備のない報告書のみ受理される。
- C. 実施国側と援助国側の双方の提唱者が、グローバル補助金の報告書を記入、承認、提出することが義務づけられている。
- D. 補助金が承認された後に追加するすべての活動は、資金を使用する前に財団からの承認を受ける必要がある。提唱クラブ／地区は、これらの支出についても、それを報告し、全額使用しなかった場合は、財団に返金する必要がある。
- E. 財団は、期日を過ぎて未提出の財団補助金の報告書がある提唱者からの新規の補助金申請書を承認しない。ただし、唯一の例外として、人道的グローバル補助金の援助国側提唱者は、資金を受領しなかった場合、報告書が期日を過ぎて未提出であっても、新規補助金の受領を制限されることはない。
- F. 財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、または、支払いを（一部または全額）保留することができる。
- G. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の使途について地区内クラブに報告する必要がある。
- H. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される法律に従い、少なくとも 5 年間、補助金の使途に関連する全領収書のコピーと銀行取引明細書を保管する必要がある。
- I. 補助金プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を遵守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還する必要があり、最高 5 年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。



- J. 最初の補助金支払いから12カ月以内に最初の中間報告書を提出する必要があり、その後の中間前回報告書の受理日から12カ月が期限となる。
- K. 最終報告書は、プロジェクトの完了後2カ月以内に提出する必要がある。
- L. 支払い後12カ月以内に補助金活動が実施されなかった場合、補助金は取り消しとなり、提唱者は資金を返還するよう義務づけられる。
- M. 1,000米ドルを超える資金がプロジェクトの完了後に未使用として残った場合、財団はこれを追加のプロジェクト関連経費に使用することを承認する必要がある。承認された通りにこれらの資金を使用できない場合、資金をロータリー財団に返還する必要がある、その資金は下記の通りに充当される。
1. 補助金全額が返還された場合、国際財団活動資金（WF）、DDF、冠名基金の使用可能な収益、冠名指定寄付、企業の社会的責任（CSR）の資金は、それぞれ元の資金源に返還される。現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金（シェア）に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WFへ充当される。
  2. 補助金の一部が返還された場合、そのすべてがWFへ充当される。
- N. プロジェクトが完了した後に1,000米ドル以下の補助金資金が残った場合、グローバル補助金の使用が認められている活動にその資金を利用でき、財団からの事前の承認は必要ない。いかなる金額であれ、グローバル補助金と関係のない経費に未使用の補助金資金を使用することはできない。
- O. 1,000米ドル以下の補助金資金が財団に返還された場合、その資金は国際財団活動資金（WF）に充当される。
- P. 以下の国は、返還資金について独自に以下を義務づけている：
1. アルゼンチン：10アルゼンチンペソを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
  2. ブラジル：100ブラジルリアルを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
  3. インド：未使用の補助金資金はすべて返還する必要がある。
- Q. プロジェクトについて下記の詳細を含んだものが、不備のない報告書として受理される。
1. プロジェクトは、選択した重点分野の目標をいかに推進したか。
  2. プロジェクトが、申請書に記載された個々の目標をいかに達成したか、成果の測定に使用した評価基準や収集したデータを含む。
  3. プロジェクトの成果が、長期にわたっていかに持続されるか。
  4. 実施国、援助国双方の提唱者、および補助金に関与した協力団体がどのように参加したか。
  5. プロジェクトにかかった費用の詳細な内訳とプロジェクト専用銀行口座の明細書。さらに、財団は領収書を提出するよう提唱者に要請する場合がある。奨学生と職業研修チームは、75米ドル以上の経費について、提唱者に領収書を提出する必要がある。アルゼンチンとブラジルに支払われた補助金については、報告とともに、すべての経費について領収書を提出する必要がある。

- R. プロジェクトの実施が終了し、地域社会がプロジェクトを継続していくため（持続可能性）のことが確認され次第、財団は、補助金を終了とする。

## 9. 取り消された補助金

- A. 補助金が承認されていない場合、その補助金のために受理された現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金（シェア）に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WFへ充当される。
- B. 補助金が承認されたが、支払いがまだ行われていない場合、国際財団活動資金（WF）、DDF、冠名基金の使用可能な収益、冠名指定寄付、企業の社会的責任（CSR）の資金は、それぞれ元の資金源に返還される。現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金（シェア）に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WFへ充当される。
- C. 補助金が全額支払われたが、全資金が返還された場合、国際財団活動資金（WF）、DDF、冠名基金の使用可能な収益、冠名指定寄付、企業の社会的責任（CSR）の資金は、それぞれ元の資金源に返還される。現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金（シェア）に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WFへ充当される。
- D. 補助金が全額支払われたが、資金の一部が返還された場合、それらの資金はすべてWFへ充当される。
- E. 補助金資金から生じた利子は財団に送金する必要がある。

## 10. 補助金における利害の対立に関する方針

- A. ロータリー財団の補助金の高潔性を保証するため、関与するすべての人は、実際の利害対立、および対立があると認識される状況を避けることが義務付けられている。
- B. 利害の対立は、ある補助金に対し、決定を下す、または決定に影響を与える立場にある人物が、補助金によって、本人、その家族、そのビジネスパートナー、またはそれらの人物が有償・無償を問わず、役員や指導的立場を担っている組織が、恩恵を得る可能性のある場合に生じる。
- C. 実際の利害対立、または対立があると認識される状況はすべて、申請手続きにおいてロータリーの補助金担当職員に開示する必要がある。利害の対立が存在するかどうか確信がもてない場合は、開示すべきです。
- D. ロータリー会員は、自身が利害の対立を有するいかなるグローバル補助金においても、補助金委員会のメンバーとなることはできない。
- E. グローバル補助金の資金調達には、その補助金と関連する利害の対立を有する寄付者（人びとまたは組織）からの寄付（冠名指定寄付、CSR寄付、等）によって行ってはならない。
- F. 個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、ロータリーの補助金担当職員または管理委員会が



決定する。補助金において利害の対立が存在する、または存在したと結論が下された場合、補助金は、補助金プロセスの高潔性を守るため、適切な措置を管理委員会に推奨する。このような措置には、当該会員の補助金委員会からの除外、補助金申請の却下、承認された補助金の取り消し、または特定の会員、クラブ、地区、または協力団体によるロータリー補助金参加の一時停止などが含まれる。

G. 財団補助金の受領者または受益者となることができない人には、以下が含まれる。

1. 現ロータリアン
2. クラブ、地区、その他のロータリー組織（ロータリー章典 1.040 節に規定されている通り）、国際ロータリーの職員
3. これらのすべての人の配偶者・直系卑属（血縁、養子縁組、再婚による子または孫）・直系卑属の配偶者・直系尊属（血縁による親または祖父母）、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職員
4. 元ロータリアンおよび上記の元ロータリアンと親族関係にある人（本人または親族の退会から3年間適用）

H. 補助金資金を受ける活動を担当するクラブまたは地区の選考委員会の委員であるロータリー会員は、ロータリー補助金の影響を受ける可能性のある個人または団体との個人的、家族上、事業上の関係について、完全に透明性を保つ必要がある。これには、奨学金候補者、協力団体、業者、その他補助金によって利益を得る人びとまたは団体（ただし、これらに限られない）との関係が含まれる。委員は、実際の利害対立または対立があると認識される場合、選考が始まる前に委員長に知らせる必要があり、また、補助金申請時にも開示する必要がある。

I. ロータリー地区、クラブ、会員が、補助金資金を受ける活動と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行う必要がある。資金が、会員、会員が所有または経営する物資やサービスの提供者、名誉会員、または財団補助金の受領資格がない上記に記載された人びとに支払われるような業務をロータリー組織が行おうとする場合に、利害の対立の可能性が生じる。

J. 協力する非政府組織、商品または業務の提供者、保険会社、運送会社、教育機関を含む業者または支払先と利害関係がないことを確認するために、すべての補助金取引を見直す必要がある。利害対立のある業者であっても、公正な市場価格で最高の製品または業務を提供し、そのことが見積書や公正、透明、徹底した入札手続を経ているオファーによって証明される場合には、その業者を利用することができる。

K. 利害の対立に関するロータリーの方針に関する詳細は、ロータリー財団章典の第 30.040 節を参照のこと。

## 11. 小口融資（マイクロクレジット）

A. ロータリー財団は、小規模・中規模の事業、家族事業、地域の起業家を支援するため、小口融資（マイク

ロクレジット）の利用に取り組んでいる。

B. グローバル補助金を申請するクラブと地区は、持続可能な発展のためのプロジェクトを実施する方法として、融資プログラムを運営する、登記され、少なくとも3年間運営されている小口融資機関（MFI）と協力する必要がある。

C. 小口融資の活動の監督と管理は、提唱クラブまたは提唱地区によって行われる必要がある。

D. 小口融資プロジェクトは、ロータリーのプロジェクトであることが明確に識別できるものである必要がある。

E. 小口融資に充てる融資元金は、少なくとも18カ月間に少なくとも2回融資する必要がある（理想的な融資サイクルは12カ月）。

F. 財団は、融資元金予算の総額が少なくとも2回融資および回収され、その他のプロジェクト活動がすべて完了した時点で、小口融資の補助金プロジェクトが完了したとみなす。

G. 融資を受けた人に課せられる年利は、(a) 実施国の全国平均より10ポイント低い数値、または(b) 年利36%、のいずれか低いほうでなければならない。

H. ロータリー財団補助金資金からの小口融資の元金から発生した利子と手数料収入は、プロジェクトを直接支援するための管理運営費として使用できる。残金は、融資元金に追加すべきである。回収した利子と手数料は、本補助金プロジェクトに含まれない小口融資機関の管理運営費として使用することはできない。

I. 補助金資金は、小口融資機関の会計システムにおいて別個に記録される必要がある。

J. 財団資金による小口融資プログラムは、融資元金の管理にとどまらず、受益者の研修を含める必要がある。

K. 小口融資プロジェクトを支援するためにグローバル補助金を利用しようとするクラブと地区は、補助金の申請書に添えて、グローバル補助金 小口融資プロジェクトに関する補足書式を提出する必要がある。

L. すべての小口融資プロジェクトは、ロータリー財団専門家グループ（Cadre）のメンバーによる中間視察を受ける。

M. 補助金の提唱者は、各グローバル補助金報告書とともにグローバル補助金 小口融資プロジェクト報告書の補足書式を提出する必要がある。

N. 補助金の最終報告書には、基準データ、プロジェクト終了時のデータ、出口計画の説明を含める必要がある。

O. 小口融資プロジェクトが早期に終了した場合、提唱者は、補助金資金を財団に返還する必要がある。

P. 財団が補助金を終了する際に、小口融資機関が当該地域社会での小口融資のために資金を使用していない場合、その小口融資機関は融資元金と未使用の利子をロータリー財団に返還する必要がある。

Q. ロータリー財団は、融資保証システムのための資金を提供しない（つまり、小口融資機関がほかのファンドから行う融資の担保として財団の資金を使用することはできない）。

## 12. インドに関する特記事項

- A. 他のすべての授与と受諾の条件に加え、インドの法律と FCRA を遵守するため、インド国内のクラブと地区に支払われる全額または一部の補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従う必要がある。
- B. FCRA に関する一般的な情報は、[fcraonline.nic.in](http://fcraonline.nic.in) を参照のこと。FCRA の登録を受けたクラブまたは地区は、FC-4 書式と財務報告書をインド内務省（ニューデリー）に期限通りに提出する責務を負うものとする。
- C. すべての補助金の支払いは、インドルピーの資金を受領するために特別に開設された銀行口座またはクラブが管理する FCRA 口座に送金される。以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。インド国内からの拠出金から発生した十分な資金があると職員が判断するか、提唱者が銀行口座が FCRA の下に登録されていることを記した書類を提供する必要がある。そのほかの状況において支払いは待機状態となり、（インド国内から）追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、FCRA の下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにする必要がある。補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団へ送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。
- D. 毎年 3 月 31 日までにインドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から支払われた補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の 5 月 31 日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了から 2 カ月以内が提出期日となる。すべての中間報告書は、セクション 8（報告要件）に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。
1. 中間報告をオンラインで補助金センターから提出する。
  2. 中間報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
  3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと）をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局）であるかを明記しなければならない。
  4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）。
  5. 補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。
- E. いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名したもの）、ならびに、3 月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金を使用されなかった理由を説明した文書。
- F. 最終報告書は、セクション 8（報告要件）に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。

1. 最終報告をオンラインで補助金センターから提出する。
2. 最終報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと）をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局）であるかを明記しなければならない。
4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）。
5. 銀行調整の明細書を提出する（複数の補助金の一つの FCRA 口座に振り込まれた場合）。
6. 補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。
7. 「原本はすべて 8 年間保管し、インドのロータリー財団または南アジア事務局から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を補助金センターにアップロードする。
8. 未使用の補助金資金はすべて、資金の支払いを行った組織（インドのロータリー財団または南アジア事務局）に返還する。
9. プロジェクトから利益を得る人びとに関する情報（写真、新聞の切り抜き、感謝状を含む）を保管する（インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から要請される可能性があるため）。

## 13. フィリピンに関する特記事項

- A. ほかの授与と受諾の条件に加え、フィリピン国内のロータリー地区またはクラブに支払われた補助金は、フィリピンの規制を遵守するためにより多くの実証を必要とする。
- B. フィリピン証券取引委員会は、財団が財務諸表を提出する際に、財団が資金を提供したすべてのプロジェクトについて補足書類を添えることを義務づけている。この要件に関する詳しい情報は、証券規制法 68（Securities Regulation Code 68）に改正通りに記載されている。これを遵守できるよう、補助金提唱者は、その地域を管轄する以下の人物／組織のいずれかが発行する証明書を取得する必要がある：
1. 市長室、公印が押されていること
  2. 社会福祉・開発局（Department of Social Welfare and Development）長、公印が押されていること
  3. 保健局（Department of Health）長、公印が押されていること
  4. バランガイ議長室、公印が押されていること
  5. 民間機関または実際の受益者の代表者／役員、公証人により署名されたもの
- C. 各プロジェクトについて、証明書の原本 5 通を、下記に送付すること：Phil.Consulting Center Inc., c/o

Erika Mae Bautista, 2D Penthouse, Salamin Building, 197 Salcedo Street, Legaspi Village  
City 1229, Philippines.

- D. 証明書の見本テンプレートを、[南太平洋・フィリピン事務局](#)を通じて入手することができる。
- E. 7月から5月までに配分される補助金の証明書は、同じ会計年度の6月30日までに受理されるべきである。6月に支払われる場合は、7月31日までに受理されるべきである。



## ローターアクターによるロータリー補助金の利用

### よくある質問

#### 一般

**Q：ローターアクトクラブはどのようにロータリー補助金を利用できますか。**

A：2022年1月より、ロータリー財団の[地区補助金](#)を申請する地区は、使用計画にローターアクトクラブの活動を含めることができます。また2022年7月より、ローターアクトクラブも[グローバル補助金](#)を申請でき、地元または海外での奉仕活動を支援できます。

**Q：ローターアクトクラブがロータリー補助金を利用できるようにするために、ロータリークラブと地区でどのような準備ができますか。**

A：ロータリークラブと地区は以下を行うことができます：

- ローターアクトクラブがグローバル補助金申請の資格を得られるよう、補助金管理セミナーを修了することをローターアクターに勧める
- ローターアクターを地区委員会／小委員会に任命する
- 補助金プロジェクトでローターアクトクラブと協力する
- グローバル補助金プロジェクトにおけるローターアクトクラブの参加を記録する手続きを定める
- ローターアクターにファンドレイジング（資金調達）活動を手伝ってもらう
- ローターアクトの参加を増やすために、地区財団活動資金（DDF）の配分方法を変えることを検討する
- プロジェクトフェアへの参加をローターアクトクラブに奨励する
- 最新の会員情報をロータリーに報告するよう、地区内のローターアクトクラブに伝える

**Q：ロータリー補助金を利用できるよう、ローターアクトクラブでどのような準備ができますか。**

A：ローターアクトクラブと会員は以下を行うことができます：

- [ロータリーの補助金](#)について学ぶ



- 補助金管理セミナーに参加し、グローバル補助金申請の資格を得られるよう地区リーダーと協力する
- 地域社会調査の実施を手伝う
- 地区補助金またはグローバル補助金によるプロジェクトの実施に積極的に関わる
- 補助金プロジェクトのためのファンドレイジング（資金調達）活動の実施においてロータリークラブと協力する
- 補助金プロジェクトの広報やアドボカシー活動に参加する
- 補助金プロジェクトにおいて技術的、文化的、学問的な専門知識を提供する
- クラブの最新の会員情報をロータリーに報告する

**Q：ローターアクトクラブは災害救援補助金を申請できますか。**

A：いいえ。災害救援補助金は地区に授与されるものです。ただし、災害救援活動を実施するローターアクトクラブに対し、地区がこの補助金の資金を支給することができます。

**Q：ローターアクトクラブは大規模プログラム補助金を申請できますか。**

A：はい。大規模プログラム補助金の詳細は[こちらをご覧ください](#)。

**Q：ローターアクターは、補助金を活用した研修に参加できますか。**

A：はい。ローターアクターは、補助金を活用した研修（職業研修チームなど）に参加できます。ただし、利害の対立に関するロータリーの方針を遵守するため、ローターアクターが受益者となる補助金の場合、その会員が所属するローターアクトクラブが提唱者となることはできません。

**Q：ローターアクターは、地区補助金またはグローバル補助金による奨学金を受領できますか。**

A：はい。ロータリー財団管理委員会は、ローターアクターが地区補助金／グローバル補助金による奨学金の受領者になれることに同意しました。ただし、利害の対立に関するロータリーの方針を遵守するため、ローターアクターが受益者となる補助金の場合、その会員が所属するローターアクトクラブが提唱者となることはできません。

**Q：ローターアクターは、職業研修チームのメンバーとなることができますか。**

A：はい。ローターアクターは、職業研修チームの一員として研修を受けたり、研修を提供したりできます。グローバル補助金を利用して研修を提供するチームへの参加を希望するローターアクターは、関連する重点分野において少なくとも2年の職歴を有している必要があります。

**Q：My ROTARYにある寄付関連レポートに、ローターアクターからの寄付も含まれますか。**

A：はい。寄付関連のレポートにローターアクターからの寄付が含まれることにより、寄付者の認証やクラブの寄付額の確認がしやすくなります。これらのレポートはMy ROTARYから入手でき、ローターアクターも自分の寄付履歴を閲覧できるようになります。また、クラブ、地区、地域の役員は、所属するローターアクターのレポートを閲覧できるようになります。寄付データを含むレポートは、ロータリーのプライバシーの方針に従い、ロータリーの公式業務を目的としてのみ閲覧できます。財団の寄付関連レポートに関するご質問は[annualfund@rotary.org](mailto:annualfund@rotary.org)までお寄せください。

## グローバル補助金

**Q：ローターアクトクラブがグローバル補助金を申請するには、過去にグローバル補助金に参加した経験が必要とされますか。**

A：はい。ローターアクトクラブがグローバル補助金の提唱者となるには、過去にグローバル補助金でローターアクトクラブまたは地区と協力した経験が必要となります。

**Q：グローバル補助金を申請するローターアクトクラブに必要とされる「グローバル補助金への参加経験」とは、どのような活動を指すのですか。**

A：下記の活動が「グローバル補助金への参加経験」として認められます：

- グローバル補助金の準備において地域社会調査を実施した
- グローバル補助金のための資金調達を行った
- グローバル補助金プロジェクトの広報活動に参加した
- グローバル補助金プロジェクトの実施に積極的に参加した
- グローバル補助金プロジェクトにおいて技術的サポートを提供した
- グローバル補助金プロジェクトの成果の測定と評価に協力した

**Q：グローバル補助金を申請するローターアクトクラブの参加経験を確認するために、グローバル補助金へのローターアクトクラブの参加はどのように記録されるのですか。**

A：グローバル補助金へのローターアクトクラブの参加は、地区が記録することになります。地区ロータリー財団委員長が申請書の承認を行う際に、この要件をクラブが満たしているかどうかを委員長が確認します。ロータリー財団でこの情報を記録することはありません。

**Q：二つのローターアクトクラブが（一方が実施国側提唱者、もう一方が援助国側提唱者となって）グローバル補助金を提唱できますか。**

A：いいえ。一方の提唱者がローターアクトクラブであれば、もう一方の提唱者はロータリークラブとして同じ地区である必要があります。

**Q：ローターアクトクラブがグローバル補助金を申請する場合、誰が申請書の承認を行いますか。**

A：ローターアクトクラブ会長がクラブを代表して申請書を承認します。

**Q：ローターアクトクラブも補助金センターからグローバル補助金の申請を行うのですか。**

A：2022年7月から、ローターアクトクラブも補助金センターからグローバル補助金を申請できるようになります。それよりも前に計画と申請書の準備を始めたい場合には、[グローバル補助金申請書のテンプレート](#)を利用できます。

## **参加資格認定**

**Q：ローターアクトクラブは、地区補助金資金を利用するために参加資格認定が必要とされますか。**

A：ロータリー財団は、地区補助金についてはローターアクトクラブに参加資格認定を義務づけていません。ただし、ロータリークラブとローターアクトクラブに対して地区がこの要件を適用している場合もあります。

**Q：ローターアクトクラブは、グローバル補助金を利用するために参加資格認定が必要とされますか。**

A：はい。ローターアクトクラブは、グローバル補助金への利用にあたって[参加資格の認定](#)が必要となります。

**Q：ローターアクトクラブは、どのように参加資格の認定を受けることができますか。**

A：地区リーダーに連絡し、会員が地区の補助金管理セミナーまたはラーニングセンターにあるオンラインの補助金管理セミナーに参加するための手配を行う必要があります。これに加え、地区リーダーから「クラブの覚書」を入手し、その内容を読んでこれに同意する必要があります。

**Q：ローターアクトクラブの参加資格認定の状況を誰が記録しますか。グローバル補助金を申請する際に、認定を受けたことをローターアクトクラブが証明する必要がありますか。**

A：ローターアクトクラブの参加資格認定の状況を記録する責任は地区にあります。地区リーダーは、補助金申請の一環として、ローターアクトクラブが認定を受けていることの確認を補助金センターから行います。

**Q：ローターアクトクラブの補助金参加資格の認定について、どこでより詳しく知ることができますか。**

A：My ROTARYの[参加資格の認定](#)をご覧ください。不明な点がある場合は、[stewardshipdepartment@rotary.org](mailto:stewardshipdepartment@rotary.org)までお問い合わせください。

## **地区のリーダーシップ**

**Q：小委員会にローターアクターを任命することが地区に義務づけられていますか。**

A：いいえ。ただし、そうすることが奨励されています。ローターアクターに就任資格のない地区役職は、ガバナー、ガバナー補佐、地区ローターアクト委員長のみです。

**Q：地区補助金委員会にローターアクターを含めることが地区に義務づけられていますか。**

A：いいえ。ただし、そうすることが奨励されています。ローターアクターは、地区委員会において貴重な貢献をすることができます。

## ロータリー災害救援補助金 授与と受諾の条件

災害救援補助金は、過去 6 カ月間に自然災害により被災した地域での救援および復興活動を支援する。ロータリー財団からの 25,000 米ドルまでの補助金が、被災地域にある地区にのみ授与される。資金は、水や食料、医薬品、衣服といった基本的な物資を提供するために使用できる。地区は、資金を配分する権限を有し、支出した資金の用途を報告することが義務づけられる。

ロータリー財団は、内容をより明確にし、方針の変更を反映させるために、この授与と受諾の条件をいつでも修正することができる。このほかの最新情報と資料は、[rotary.org/ja/grants](http://rotary.org/ja/grants) を参照のこと。または、[補助金担当職員](#) に質問する。

### 1. 受領資格のある活動

災害救援補助金の受領資格がある活動：

- A. ロータリー財団の使命に沿っていること。
- B. 水や食料、医薬品、衣服といった基本的な物資の提供を含むことができる。
- C. ロータリー会員が積極的に参加すること。
- D. 米国および補助金を実施される国の法律を遵守し、害を与えないこと。（米国財務省外国資産管理局 [OFAC] による制裁対象国でのプロジェクトを計画している提唱者は、追加情報の提供が求められる場合がある）。
- E. 参加する未成年の安全と健康を守り、国際ロータリーの[青少年保護方針](#)を遵守すること。
- F. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認されていること。補助金が承認された後に使用計画の変更が必要となった場合、ロータリー補助金担当職員に要請する必要がある。
- G. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
- H. [ロータリー財団章典](#)の第 30.040 節「プログラム参加者の利害の対立に関する方針」、およびセクション 8 「補助金における利害の対立に関する方針」に概説されている方針を遵守すること。
- I. [ロータリー章典](#)の第 34.040.6 項ならびに 34.040.11 項に記載される通り、ロータリーという名称、その他のロータリー標章、徽章およびグラフィックの使用に関するロータリーの方針を遵守すること。
- J. [ロータリー財団章典](#)の第 40.010.2 項に基づき、またロータリーの[ブランドリソースセンター](#)にあるロータリーブランドのガイドラインに従い、補助金提唱者とロータリー財団を明確に示す[標識・表示](#)をプロジェクト実施地、またはその近接位置に表示すること。

K. [ロータリー章典](#)の第 26.080 節に記述された、プライバシーに関するロータリーの声明に従うこと。

### 2. 受領資格のない活動および支出

災害救援補助金を受領する活動では、以下を行ってはならない：

- A. 特定のグループ（種類を問わない）を差別するもの。
- B. 特定の政治的あるいは宗教的観点を推進すること。
- C. 完全に宗教を目的とした催し物を行うこと。
- D. 特定の人、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援を行うこと。
- E. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座を開設すること。
- F. ロータリー財団または国際ロータリーに、補助金資金を上回る財務上の責任を生じさせること。
- G. ファンドレイジング（募金）活動
- H. ワクチンの出所となる国ならびにワクチンの受領国の政府や規制当局からの事前の承認なく、国境を越えてワクチンを輸送すること。
- I. 無報酬で働くことを誰かに要求すること（プロジェクトは労働者の権利と公正な賃金慣行を守るよう努力すべきである。利益を得る人びとがプロジェクトでボランティア活動をする必要がある場合、これらの人びとの明確な同意が必要である）。
- J. 当該国の法的な労働年齢未満の人、または法律で年齢が定められていない場合は 16 歳未満の人による労働を要求すること。

また、災害救援補助金の資金は、以下のために使用できない：

- K. 補助金が承認される前に発生した費用、または進行中もしくは既に完了した活動
- L. ロータリー財団、ポリオプラス、またはほかの財団補助金への寄付
- M. 土地や建物の購入
- N. 武器または弾薬。
- O. 軍事援助。
- P. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽イベント、プロジェクトでの式典などのロータリー行事に関連する経費
- Q. 広報的な取り組み（プロジェクトの完了に不可欠な場合を除く）
- R. 1,000 米ドルを超える、プロジェクトの標識
- S. 他団体の運営費、管理費、間接的なプログラム経費
- T. 特定の人物や協力団体への使途無指定の現金寄付。
- U. 新型コロナウイルスのワクチン



- V. ポリオワクチンのみを投与する予防接種
- W. 全国予防接種日（NID）に参加するための旅費
- X. 妊娠中絶、または性決定のみを目的とする施術
- Y. 18歳未満の人の海外渡航費（保護者同伴の場合またはロータリー青少年交換プログラムに参加している場合を除く）
- Z. 融資保証制度
- AA. ロータリー地区、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、会員が所有者となる物品
- BB. 地雷の探知および除去、または地雷を除去するための機材の購入

### 3. 申請要件

- A. 地区は、地区ガバナーと地区ロータリー財団委員長を含む補助金委員会を設置する。この委員会は、被災地のニーズを特定し、資金をこれらのニーズへの対応に最大限に活用する方法を決定する責務を担う。地区ガバナーと地区ロータリー財団委員長は、災害救援補助金の申請において承認手続きを行い、申請書を提出する責務を担う。
- B. 被災した地域または国にある地区は、災害救援補助金を申請するにあたり、参加資格認定を得ている必要がある。
- C. 地区は、以前の災害救援補助金の報告書を規定通りに提出済みである場合に限り、追加の補助金を申請できる。
- D. 申請には詳細な使用計画を含める。
- E. 提出後6カ月以内に申請書が完全なものとならず、承認されなかった場合、この申請は取り消しとなる。
- F. 補助金の全関係者は、国際ロータリーとロータリー財団に対する義務を果たしている必要がある。
- G. すべてのプロジェクトの名称が、ロゴ、徽章、グラフィックの使用に関するロータリーの方針に準拠していることを確認する（セクション1「受領資格のある活動」を参照）。
- H. 臨時費の計画を立てる。地区は、発生しうる臨時費のために、災害救援補助金の20%までを充てることができるが、承認された後に補助金に追加するすべてのプロジェクトと活動は、資金を使用する前に財団からの承認を受ける必要がある。使用計画に臨時用の資金を含め、最終報告書に臨時費の内訳を記載する。
- I. 管理運営費を含める。地区は、補助金の3%までを、補助金に関連した管理運営費（銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など）に充てることができる。
- J. 医療従事者が補助金資金による活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低500,000米ドルの職業賠償責任保険（別称、過失脱漏保険またはE&O保険）に加入するよう期待されている。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人である。

### 4. 協力団体

- A. 協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他のプロジェクトへの支援を提供する、ロータリー以外の定評ある組織または教育機関である。
- B. 協力団体は、財団の報告と監査の全要件を遵守し、領収書や必要な購入証明書を提出する必要がある。
- C. 協力団体に提供された資金の全額は特定のプロジェクト費用として使用され、地区がこれらの費用の明細を記録する必要がある。

### 5. 補助金の資金源

- A. 災害救援補助金は、ロータリー災害救援基金への寄付によって賄われる。
- B. 本補助金の最高授与額は25,000米ドルとする。

### 6. 支払い

- A. 補助金は、地区が管理する災害救援専用の銀行口座、または地区が管理する他の補助金口座のみに支払われる。個々のクラブに支払われることはない。
- B. 銀行口座は、いかなる取引にも少なくとも2名の署名人を必要とすること。
- C. 補助金は、補助金支払い時の国際ロータリー為替レートに従って支給される。
- D. 補助金は以下の条件が満たされた場合に支払われる。
  - 1. 地区ガバナーと地区ロータリー財団委員長が承認したロータリー災害救援補助金申請書を財団が受領し、承認していること。
  - 2. 不備のないロータリー災害救援補助金受取人情報書式をロータリー財団が受領していること。
- E. 補助金資金は、ロータリー災害救援補助金受取人情報書式に記載された地区または地区財団の銀行口座のみに支払われる。
- F. 申請書の承認後6カ月以内に支払い要件が満たされなかった場合、補助金は取り消しとなる。

### 7. 報告要件

- A. 補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する必要がある。
- B. 報告書には以下を記載しなければならない。
  - 1. プロジェクトの詳細な説明
  - 2. 関与するクラブのリスト
  - 3. プロジェクト実施に関与したすべての協力団体の名称
  - 4. プロジェクトの受益者数

5. プロジェクトへのロータリー会員の参加方法
  6. 支出一覧
  7. 支出一覧に関連する銀行取引明細書
  8. 支出一覧と適切に相互参照できる領収書（財団に明示的に要求された場合）
- C. 地区が支払いを受けてから 12 カ月以内に報告書を提出しなければならない。報告書は、地区ガバナーと地区ロータリー財団委員長が承認し、[grants@rotary.org](mailto:grants@rotary.org) に提出する必要がある。
- D. 財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、または、支払いを（一部または全額）保留することができる。
- E. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の用途について地区内クラブに報告する必要がある。
- F. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される法律に従い、補助金の支出に関連する全領収書のコピーと銀行取引明細書を保管する必要がある。
- G. 補助金プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を遵守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還する必要がある、最高 5 年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。
- H. 資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後 12 カ月以内、または地区からすべてのプロジェクトへ配分が完了してから 2 カ月以内に、財団に提出する必要がある。アルゼンチンとブラジルに支払われた補助金については、報告とともに、すべての経費について領収書を提出しなければならない。
- I. すべての補助金活動が完了した後に 1,000 米ドルを超える補助金資金が残った場合、受領資格のある追加の活動のための資金利用を財団が承認する必要がある。承認された通りにこれらの資金を使用できない場合、資金をロータリー財団に返還する必要がある。
- J. すべての補助金活動が完了した後に 1,000 米ドル以下の補助金資金が残った場合、災害救援補助金の使用が認められている活動にその資金を利用でき、財団からの事前の承認は必要ない。いかなる金額であれ、災害救援補助金と関係のない経費に未使用の補助金資金を使用することはできない。
- K. 1,000 米ドル以下の補助金資金が財団に返還された場合、その資金は国際財団活動資金（WF）に充当される。
- L. 以下の国は、返還資金について独自に以下を義務づけている：
1. アルゼンチン：10 アルゼンチンペソを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
  2. ブラジル：100 ブラジルリアルを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
  3. インド：未使用の補助金資金は返還する必要がある。

## 8. 補助金における利害の対立に関する方針

- A. ロータリー財団の補助金の高潔性を保証するため、関与するすべての人は、実際の利害対立、および対立があると認識される状況を避けることが義務付けられている。
- B. 利害の対立は、ある補助金に対し、決定を下す、または決定に影響を与える立場にある人物が、補助金によって、本人、その家族、そのビジネスパートナー、またはそれらの人物が有償・無償を問わず、役員や

指導的立場を担っている組織が、恩恵を得る可能性のある場合に生じる。

- C. 実際の利害対立、または対立があると認識される状況はすべて、申請手続きにおいてロータリーの補助金担当職員に開示する必要がある。利害の対立が存在するかどうか確信がもてない場合は、開示すべきです。
- D. 個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、ロータリーの補助金担当職員または管理委員会が決定する。補助金において利害の対立が存在する、または存在したと結論が下された場合、補助金担当職員は、補助金プロセスの高潔性を守るため、適切な措置を管理委員会に推奨する。このような措置には、当該会員の補助金委員会からの除外、補助金申請の却下、承認された補助金の取り消し、または特定の会員、クラブ、地区、または協力団体によるロータリー補助金参加の一時停止などが含まれる。
- E. 財団補助金の受領者または受益者となることができない人には、以下が含まれる。
1. 現ロータリアン
  2. クラブ、地区、その他のロータリー組織（[ロータリー章典 1.040 節](#)に規定されている通り）、国際ロータリーの職員
  3. これらのすべての人の配偶者・直系卑属（血縁、養子縁組、再婚による子または孫）・直系卑属の配偶者・直系尊属（血縁による親または祖父母）、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職員
  4. 元ロータリアンおよび上記の元ロータリアンと親族関係にある人（本人または親族の退会から 3 年間適用）
- F. 補助金資金を受ける活動を担当するクラブまたは地区の選考委員会の委員であるロータリー会員は、ロータリー補助金の影響を受ける可能性のある個人または団体との個人的、家族上、事業上の関係について、完全に透明性を保つ必要がある。これには、奨学金候補者、協力団体、業者、その他補助金によって利益を得る人びとまたは団体（ただし、これらに限られない）との関係が含まれる。委員は、実際の利害対立または対立があると認識される場合、選考が始まる前に委員長に知らせる必要がある、また、補助金申請時にも開示する必要がある。
- G. ロータリー地区、クラブ、会員が、補助金資金を受ける活動と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行う必要がある。資金が、会員、会員が所有または経営する物資やサービスの提供者、名誉会員、または財団補助金の受領資格がない上記に記載された人びとに支払われるような業務をロータリー組織が行おうとする場合に、利害の対立の可能性が生じる。
- H. 協力する非政府組織、商品または業務の提供者、保険会社、運送会社、教育機関を含む業者または支払先と利害関係がないことを確認するために、すべての補助金取引を見直す必要がある。利害対立のある業者であっても、公正な市場価格で最高の製品または業務を提供し、そのことが見積書や公正、透明、徹底した入札手続を経ているオファーによって証明される場合には、その業者を利用することができる。
- I. 利害の対立に関するロータリーの方針に関する詳細は、[ロータリー財団章典](#)の第 30.040 節を参照のこと。

## 9. インドに関する特記事項

- A. 他のすべての授与と受諾の条件に加え、インドの法律と FCRA（および 2020 年 FCRA 改正）を遵守するため、インド国内の地区に支払われる全額または一部の補助金は、以下の支払いと報告の手續きに従う必要がある。
- B. FCRA に関する一般的な情報は、[fcraonline.nic.in](http://fcraonline.nic.in) を参照のこと。FCRA の登録を受けた地区は、FC-4 書式と財務報告書をインド内務省（ニューデリー）に期限通りに提出する責務を負うものとする。
- C. すべての補助金の支払いは、インドルピーの資金を受領するために特別に開設された銀行口座または地区が管理する FCRA 口座に送金される。以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。インド国内からの拠出金から発生した十分な資金があると職員が判断するか、提唱者が銀行口座が FCRA の下に登録されていることを記した書類を提供する必要がある。そのほかの状況において支払いは待機状態となり、（インド国内から）追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、FCRA の下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにする必要がある。補助金資金は、支払いの全条件が満たされるまでは支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。
- D. 毎年 3 月 31 日までにインドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から支払われた補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の 5 月 31 日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了から 2 カ月以内が提出期日となる。すべての中間報告書は、セクション 7（報告要件）に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。
1. 中間報告書を提出する。
  2. 中間報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
  3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号および Unique Document Identification Number を明記のこと）を含める。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局）であるかを明記しなければならない。
  4. 銀行明細書または預金通帳を含める（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）。
  5. すべての請求書と領収書を含める。
- E. いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名したもの）、ならびに、3 月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金を使用されなかった理由を説明した文書。
- F. 最終報告書は、セクション 7（報告要件）に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。
1. 最終報告書を提出する。
  2. 最終報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
  3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収

書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号および Unique Document Identification Number を明記のこと）を含める。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局）であるかを明記しなければならない。

4. 銀行明細書または預金通帳を含める（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）。
5. 銀行調整の明細書を提出する（複数の補助金が一つの FCRA 口座に振り込まれた場合）。
6. すべての請求書と領収書を含める。
7. 「原本はすべて 8 年間保管し、インドのロータリー財団または南アジア事務局から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を含める。
8. 未使用の補助金資金は、資金の支払いを行った組織（インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局）に返還する。
9. プロジェクトから利益を得る人びとに関する情報（写真、新聞の切り抜き、感謝状を含む）を保管する（インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から要請される可能性があるため）。

## 10. フィリピンに関する特記事項

- A. ほかの授与と受諾の条件に加え、フィリピン国内のロータリー地区またはクラブに支払われた補助金は、フィリピンの規制を遵守するためにより多くの実証を必要とする。
- B. フィリピン証券取引委員会は、財団が財務諸表を提出する際に、財団が資金を提供したすべてのプロジェクトについて補足書類を添えることを義務づけている。この要件に関する詳しい情報は、証券規制法 68（Securities Regulation Code 68）に改正通りに記載されている。これを遵守できるよう、補助金提唱者は、その地域を管轄する以下の人物／組織のいずれかが発行する証明書を取得する必要がある：
1. 市長室、公印が押されていること
  2. 社会福祉・開発局（Department of Social Welfare and Development）長、公印が押されていること
  3. 保健局（Department of Health）長、公印が押されていること
  4. バランガイ議長室、公印が押されていること
  5. 民間機関または実際の受益者の代表者／役員、公証人により署名されたもの
- C. 各プロジェクトについて、証明書の原本 5 通を、下記に送付すること：Phil.Consulting Center Inc., c/o Erika Mae Bautista, 2D Penthouse, Salamin Building, 197 Salcedo Street, Legaspi Village, Makati City 1229, Philippines.
- D. 証明書の見本テンプレートを、[南太平洋・フィリピン事務局](#)を通じて入手することができる。
- E. 7 月から 5 月までに配分される補助金の証明書は、同じ会計年度の 6 月 30 日までに受理されるべきである。6 月に支払われる場合は、7 月 31 日までに受理されるべきである。



### 3. 財団の用語集（英略語）

#### 英略語

D	DDF	District Designated Fund	地区財団活動資金
	DG	District Grants	地区補助金
	DRFC	District Rotary Foundation Committee	地区ロータリー財団委員会
G	GG	Global Grants	グローバル補助金
M	MOU	Memorandum of Understanding	覚書
R	RI	Rotary International	国際ロータリー
	RRFC	Regional Rotary Foundation Coordinator	ロータリー財団地域コーディネーター
T	TRF	The Rotary Foundation	国際ロータリーのロータリー財団
V	VTT	Vocational Training Team	職業研修チーム
W	WF	World Fund	国際財団活動資金

#### その他

A	Area of Focus	重点分野
	Annual Fund	年次基金
C	Cooperating Organizations	協力団体
	Community Assessment	地域調査
F	Financing	資金調達
G	Global Grant Committee	グローバル補助金委員会
H	Host Counselor	受入側カウンセラー
	(Primary) Host Partner	実施国(代表)提唱者
I	(Primary) International Partner	援助国側(代表)提唱者
M	Measureable Outcomes	測定可能な成果
	(Project) Monitoring and Evaluation	(プロジェクトの)モニタリングと評価
P	Partners	協同提唱者
R	Reporting	報告
S	Sustainable Impact	継続する成果